



0052003-000

特229-73

東京外国語学校一覽

東京外国語学校

昭和12年度

昭和12

AHN

279

東京外國語學校一覽

昭和十二年度

持 229
73

東京外國語學校一覽目次

第一學年曆	一
第一編 附則	三
第二編 附則	三
第三編 附則	三
第四編 附則	三
第五編 附則	三
第六編 附則	三
第七編 附則	三
第一學年曆	一
第一編 附則	三
第二編 附則	三
第三編 附則	三
第四編 附則	三
第五編 附則	三
第六編 附則	三
第七編 附則	三
第一學年曆	一
第一編 附則	三
第二編 附則	三
第三編 附則	三
第四編 附則	三
第五編 附則	三
第六編 附則	三
第七編 附則	三



目次

一

第二章 學科課程.....	二九
第三章 學年學期及休業.....	三八
第四章 入學在學及退學.....	三九
第五章 成績考查進級及卒業.....	四一
第六章 缺席及休學.....	四二
第七章 授業料.....	四二
第八章 給費.....	四四
第九章 研究生.....	四五
第十章 選科生.....	四五
第十一章 委託生.....	四六
第十二章 服制.....	四六
第十三章 學寮.....	四七
第十四章 懲罰.....	四八
第十五章 圖書機械及標本.....	四九
第十六章 專修科.....	四九
第十七章 速成科.....	五一

第十八章 書式.....	五一
--------------	----

附則

第七 生徒心得.....	五八
第八 細則.....	五九
一 學則施行細則.....	五九
第一章 授業.....	五九
第二章 編成.....	六〇
第三章 成績考查及試驗.....	六〇
二 圖書館規則.....	七一
第一章 總則.....	七一
第二章 圖書借覽.....	七三
第三章 制裁.....	七四
三 委託圖書器械及標本取扱手續.....	七五
四 生徒心得細則.....	七六
五 學寮寮則.....	七七
第一章 總則.....	七七

第二章 入寮及退寮……………七七

第三章 學寮費及賄費……………七八

第四章 起床門限等……………七八

第五章 寮紀……………七九

六 服務及分掌規程……………八〇

第一章 教官ノ服務……………八〇

第二章 事務員ノ服務……………八〇

第三章 校醫ノ服務……………八一

第四章 教育事務分掌……………八一

第五章 分課規程……………八四

七 物品會計規程施行細則……………八九

八 御眞影、御親署教育勅語並勅語謄本奉安規程……………九四

九 文書取扱規程……………九五

一〇 當直規則……………九七

一一 非常心得……………一〇〇

第九 職員……………一〇二

一 職員……………一〇二

二 前職員……………一一二

第十 生徒現員……………一一六

一 生徒氏名……………一一六

二 本科生徒年輪表……………一六五

三 生徒地方別表……………一六六

第十一 卒業者及修了者……………一六七

一 卒業者氏名……………一六七

二 陸海軍委託選科修了者氏名……………三二〇

三 陸海軍委託選科第三學年修業者氏名……………三四一

四 陸海軍委託選科第二學年修業者氏名……………三四七

五 陸海軍委託選科第一學年修業者氏名……………三七四

六 別科及專修科修了者氏名……………三七七

七 速成科修了者氏名……………四四八

八 東京音樂學校委託伊語特別科修了生氏名……………四六五

九 東京府委託支那語特別科修業生氏名……………四六五

十 第五臨時教員養成所卒業者氏名……………四六五

十一	第十二臨時教員養成所卒業者氏名	四六七
十二	本科及臨教卒業者職業別表	四六九
十三	入學志願者入學者卒業者及修了者數年次表	四七三
第十二	昭和十二年概況	四九八
一	教官	四九八
二	本科卒業者、選科修了及修業者、專修科速成科修了者	四九九
三	生徒現員	五〇〇
第十三	圖面(敷地建物)	
附	錄	
一	東京外國語學校校友會規則	五〇一
二	東京外國語學校同窓會規則	五〇五

第一學年曆

昭和十二年	四月一日	春季休業始
同	四月十日	春季休業終
同	四月十二日	第一學期授業始
同	四月二十二日	休業(設立記念日)
同	四月二十九日	休業(天長節)
同	七月十日	第一學期授業終
同	七月十一日	夏季休業始
同	九月十日	夏季休業終
同	九月十一日	第二學期授業始
同	秋分日	休業(秋季皇靈祭)
同	十月十七日	同(神嘗祭)
同	十一月三日	同(明治節)
同	十一月二十三日	同(新嘗祭)
同	十二月二十四日	第二學期授業終

昭和十二年十二月二十五日	休業(大正天皇祭)
同 十二月二十五日	冬季休業始
昭和十三年一月七日	冬季休業終
同 一月八日	第三學期授業始
同 二月十一日	休業(紀元節)
同 春分一日	同 (春季皇靈祭)
同 三月三十一日	第三學期授業終
每日 曜日	休業

第二沿革略

明治三十年

四月廿二日 勅令第八號ヲ以テ高等商業學校ニ附屬外國語學校トシテ設置セラレ神田乃武主事ヲ命セラル

同 廿八日 本校職員ノ定員ヲ教授一五、助教授八、書記二ト定メラル

七月 規則ヲ制定シ英語、佛語、獨語、露語、西語、清語及韓語ノ七學科ヲ設ケ生徒ヲ正科特別科ノ二種ニ區別シ正科ヲ三ヶ年、特別科ヲ三ヶ年以内ノ修業年限トナシ九月ヨリ之ヲ實施セリ

同三十二年

四月四日 勅令第十六條ヲ以テ本校ハ高等商業學校附屬外國語學校ヨリ單立シ東京外國語學校ト改稱セラル同日勅令第八十八號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ教授一五、助教授八、書記二ト定メラル

同 五日 主事神田乃武學校長心得ヲ命セラル

同 廿一日 學校長心得神田乃武學校長ニ任セラル

同 三月三十一日 校舍ヲ神田區錦町三丁目十四番地ニ移シ規則ヲ改正シ更ニ伊語ノ一學科ヲ加ヘ八科トシ更ニ副學科三學科ヲ置ク

正科ヲ本科ト改稱シ、特別科ヲ別科ト改稱シ其修業年限ヲ二年トシ實施セリ

同三十三年

三月 職員定員ヲ教授一七、助教授一一、書記四ト改定セラル

四月七日 學校長神田乃武本官ヲ免セラレ、文部省専門學務局長文學博士上田萬年學校長事務取扱ヲ命セラル

六月 入學及貸費ニ關スル規則ヲ改正シ九月ヨリ之ヲ實施セリ

十一月廿日 東京帝國大學文科大學教授文學博士高楠順次郎學校長兼務ヲ命セラル

同三十四年

三月 職員定員ヲ教授一九、助教授一一、書記五ト改定セラル

四月 規則ヲ改正シ副科ニ英語、佛語、獨語外ニ四學科ヲ加ヘ更ニ委託生、研究生、選科生ニ關スル規定ヲ設ケ九月ヨリ實施セリ

同三十五年

三月廿七日 臨時教員養成所官制發布セラレ同月文部省告示第五十八號ヲ以テ第五臨時教員養成所ヲ設置セラレ英語科ヲ置カル

同三十六年

一月 新築校舍ニ移轉シ舊校舍ハ分敷場トシテ之ヲ使用ス

三月 専門學校令發布セラレ本令ニ依リ施行ノ日ヨリ専門學校トナル

同三十七年

六月 職員定員ヲ教授二一、助教授一一、書記五ト改定セラル

二月 學校長高楠順次郎海外旅行ニ付不在中教授尺秀三郎學校長代理ヲ命セラル

五月 東京外國語學校ノ修業年限學科、學科目其程度並研究生選科生及專修科ニ關スル規定ヲ制定セラル

七月 規則ヲ改正シ副科佛語及獨語ヲ廢シ、別科ヲ專修科ト改ム

同三十八年

一月十七日 專修科規程中授業料額ヲ改メ九月ヨリ實施セリ

同三十九年

三月五日 學校長高楠順次郎歸任ニ付教授尺秀三郎學校長代理ヲ解カル

三月 文部省令第一號ヲ以テ本校規程中ニ速成科ニ關スル條項ヲ加ヘラル、速成科規定ヲ制定シ四月一日ヨリ實施セリ

第五臨時教員養成所ヲ廢止セラル

本校規則及專修科規程中學年學期ノ改正ヲナシ從來九月ヲ以テ學年ノ始トナシタルヲ四月ニ改メタリ

本校商議委員會規定ヲ制定セラル

同四十年

六月

三月

文部省令第七號ヲ以テ本校規程中速成科ヲ廢止セラル
規則ヲ改正シ露、伊、西三語學科ノ副科英語ヲ廢シ正科語學每週教授時數四時間
ヲ増加シ且ツ生徒保證人ヲ立ツルノ制ヲ廢セリ

同四十二年
四月

東洋語速成科規定ヲ制定シ馬來語、ヒンドスタニー語、タミル語及蒙古語ノ四語
學科ヲ設ケ五月一日ヨリ實施セリ

七月廿七日

學校長高楠順次郎兼官ヲ免セラレ教授村上直次郎同日學校長ニ任セラレ

同四十二年

三月

文部省令第十號ヲ以テ本科學科目中ニ倫理ヲ加ヘラル

同四十二年

試業進級及卒業ニ關スル規則ヲ改定セリ

同四十三年

二月

本校規則中本科生徒入學料額及授業料納付區分ヲ改正シ新ニ給費ニ關スル規則ヲ
設ケ同時ニ專修科規程ヲ改正シ入學檢定料ヲ徵收シ授業料額ヲ改メ修業生ヲ修了
生ト改稱シ新ニ聽講生ヲ許ス條項ヲ設ケ三月一日ヨリ實施セリ

三月

勅令第六十六號ヲ以テ本校職員定員中改正セラレ助教授六ト定メラル

五月

文部省令第十四號ヲ以テ本科學科目中倫理ヲ修身ト改メラル

同四十四年

一月

文部省令第三號ヲ以テ本校ニ蒙古語、暹羅語、馬來語、ヒンドスタニー語、タミ
ル語ノ五語學科ヲ新設シ又韓語學科ヲ朝鮮語學科ト改稱セラル、同時ニ退學及授
業料納付ニ關スル規則ヲ改正シ四月一日ヨリ實施セリ

三月

規則ヲ改正シ試驗料ヲ檢定料ニ改メ直ニ之ヲ實施シ同時ニ本科授業料額ヲ増加シ
四月ヨリ實施セリ

六月

東洋語速成科ヲ三月三十一日限り廢止セリ

同四十五年

勅令第七十三號ヲ以テ本校職員定員ヲ教授二三、助教授六、書記五ト改正セラル

五月

試業進級缺席及委託生ニ關スル規則ヲ改正シ同時ニ專修科規程中出席日數ニ關ス
ル規程ヲ改正シ直ニ之ヲ實施セリ

七月

勅令第三十號ヲ以テ本校職員定員ヲ教授二四、助教授六、書記五ト改正セラ
ル

大正二年

大正ト改元

二月

速成科規定ヲ制定シ西語、清語及朝鮮語三語學科ヲ設ケ四月ヨリ實施セリ

二月廿日

本校神田大火ノ際類焼シ校舍全部燒失セリ依テ本校ヲ文部省修文館ニ移シ、東京
高等商業學校分教場内ニ分教場ヲ設ケ二月二十四ヨリ授業ヲ開始セリ

三月 文部省令第六號ヲ以テ本科學科目ヲ改正セラル
 九月五日 本校敷地ニ新築シタル假校舎ニ移轉セリ
 文部省令第三十號ヲ以テ清語學科ヲ支那語學科ト改稱セラル
 同 五三二 年
 八月 選科生入學ノ時期ニ關スル規則ヲ改正シ九月ヨリ實施セリ
 同 四年
 七月 學校長村上直次郎米國ニ出張不在中教授福岡秀猪學校長代理ヲ命セラル
 八月廿三日 學校長村上直次郎歸任ニ付教授福岡秀猪ノ學校長代理ヲ解カル
 同 五年
 一月 文部省令第五號ヲ以テ葡語學科ヲ新設セラル
 專修科並ニ速成科規程ヲ改正シ授業料ヲ増額シ四月ヨリ實施セリ
 同 六年
 二月 文部省令第二號ヲ以テ暹羅語學科、馬來語學科、ヒンドスタニ語學科及タミル
 語學科ノ語學授業時間數ヲ改正セラル
 六月 勅令第一八三號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ教授二四、助教授五、書記五ト改正セラ
 同 七年

七月 勅令第二八六號ヲ以テ本校職員中助教授ノ定員五人ヲ七人ニ改メラル
 九月十四日 學校長村上直次郎東京音楽學校長ニ任セラレ同日東京音楽學校長茨木清次郎學校
 長ニ任セララル
 同 八年
 四月十五日 學校長茨木清次郎松本高等學校長ニ任セラレ文部省督學官長屋順耳學校長ニ任セ
 ラル
 九月四日 文部省令第三十號ヲ以テ東京外國語學校規定ヲ制定セラレ同時ニ明治三十七年五
 月文部省令第十三號ヲ廢止セラル
 同 九年
 十二月 同日本校規則ヲ改正シ英、佛、獨、露、伊、西、葡、支那、朝鮮、蒙古、暹羅、
 馬來、ヒンドスタニ、タミルノ十四語部ヲ置キ各語部ヲ更ニ文科、貿易科、拓
 殖科ニ分チ、現在生徒ニ對シテハ學科課程ニ關スル經過規定ヲ設ケ九月十一日ヨ
 リ實施シ專修科、速成科ヲ置クコト故ノ如シ
 尙生徒監二名ヲ設ケ細則ヲ定メ校務分掌規定等ヲ制定ス
 勅令第四八六號ヲ以テ本校職員ノ定員中ヲ教授二九ト改メラル
 同 十年
 五月 勅令第一八〇號本校職員ノ定員ヲ教授三四、助教授九、書記六ト改正セラル

- 四月十日 神田區錦町三丁目十三番地假校舎ヨリ麹町區元衛町一番地ニ新築校舎落成ニ付移轉ス
- 七月 學校長長屋順耳米國出張不在中教授武内大造學校長代理ヲ命セラル
- 九月九日 學校長長屋順耳歸任ニ付教授武内大造ノ學校長代理ヲ解カル
- 同 十一年 學校長長屋順耳朝鮮支那へ出張不在中教授鈴木於菟平學校長代理ヲ命セラル
- 七月 學校長長屋順耳歸任ニ付教授鈴木於菟平ノ學校長代理ヲ解カル
- 同 十二年 文部省告示第二百六十二號ヲ以テ教員無試験檢定ニ關スル本校學科ノ規定ヲ改正セラル
- 四月五日 本科、專修科、速成科入學檢定料額ヲ定ム
- 五月十五日 關東大震災ノ際本校書庫、柔劍道場、門衛、詰所、倉庫、物置ヲ除ク外校舎並ニ生徒控所ノ全部燒失シタルニ依リ牛込區陸軍士官學校ノ一部ヲ借り受ケ臨時校舎ヲ設ケ十一月一日ヨリ授業ヲ開始セリ
- 同 十三年 陸軍士官學校内臨時校舎ヨリ麹町區竹平町一番地元文部省跡新築假校舎ニ移轉ス
- 三月 入學資格ニ關スル規程ヲ改正シ並ニ學寮ニ關スル規程ヲ加ヘ同時ニ府下野方町上
- 四月十一日

- 同 十四年 高田四百十四番地ニ學寮ヲ新設シ五月一日開寮セリ
- 二月 學則ヲ改正シ本科、專修科及速成科授業料ヲ増額ス
- 三月 勅令第八十一號ヲ以テ本校職員定員中助教授八ト改正セラル
- 六月 勅令第二百十六號ヲ以テ本校職員定員中書記七ト改正セラル
- 十一月四日 學則第十三條第二號ヲ改正ス
- 同 十五年 文部省告示第二百二號ヲ以テ本校内ニ第十二臨時教員養成所ヲ設ケ英語科ヲ置ク
- 四月 昭和十二年
- 十二月 文部省令第五號ヲ以テ本校規定中改正セラレ本科修業年限ヲ四年トシ之ニ伴ヒ學則ヲモ改正シ四月一日ヨリ實施右新學則ニ依ル生徒ヲ募集セリ
- 同 昭和二十二年 六月十七日 學校長長屋順耳蘭領東印度諸島へ出張不在中教授八杉貞利學校長代理ヲ命セラル
- 九月一日 學校長長屋順耳歸任ニ付教授八杉貞利ノ學校長代理ヲ解カル
- 同 三十三年 十月廿九日 勅令第二百五十六號ヲ以テ官制中生徒監ハ生徒主事ニ改正、生徒主事補ヲ増置、同日勅令第二百五十七號ヲ以テ職員定員令中改正本校ニ生徒主事及生徒主事補ヲ

各一名置カル

同 四年

學則第四十一條ヲ改正本科授業料ヲ増額ス

同 五年

學則中ニ授業料減免ノ規定ヲ設ケ及入學料授業料納付ニ關スル規定ヲ改正ス

同 四月

本校職員定員中改正セラレ教授四〇、助教一〇、書記八トセラル

同 六年

文部省告示第四百四號ヲ以テ三月三十一日限り第十二臨時教員養成所ヲ廢止セラル

同 七年

八月四日 學校長長屋順耳女子學習院長ニ任セラレ同日弘前高等學校長戸澤正保學校長ニ任セラレ

同 八年

十二月廿七日 勅令第三九五號ヲ以テ本校職員定員中助教九、書記七ト改定セラレ

同 九年

九月廿六日 學校長戸澤正保滿洲國へ出張不在中教授八杉貞利學校長事務代理ヲ命セラル

同 十月廿九日

學校長戸澤正保歸任ニ付教授八杉貞利學校長事務代理ヲ解カル

同 三月卅一日

本校々舎復舊新築サルヘキ敷地トシテ瀧野川區西ヶ原町元海軍爆薬部跡一萬四千

同 十年

十一月一日 學則中第十五條、第四十一條、第九十九條及第百十一條ヲ改正實施セリ

同 十二年

二月八日 御眞影ヲ拜戴シ奉戴式ヲ舉行セリ奉安規定ヲ制定シ即日實施ス

餘坪ノ土地ヲ大藏省ヨリ引繼キヲ受ク

第九條 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事ハ奏任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事ハ當該學校ノ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
生徒主事ハ校長ノ命ヲ受ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十條ノ二 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事補ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事補ハ判任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事補ハ當該學校ノ判任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

生徒主事補ハ上官ノ命ヲ承ケ生徒主事ノ職務ヲ助ク

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若クハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學校ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

第十九條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ學校ニ商議委員會ヲ設クルコトアルヘシ其ノ委員ハ文部大臣之ヲ命ス

二 帝國大學官立大學高等師範學校及文部省直轄諸學校

雇外國人ニ關スル件(抄) 明治二十六年九月十一日 勅令第九六號

帝國大學、官立大學、高等師範學校及文部省直轄諸學校ニ於テ學科教授ノ必要アルトキハ帝國大學總長、官立大學長、高等師範學校長及直轄諸學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ雇外國人ヲシテ教官ノ職

務ニ當ラシムルコトヲ得

三 專門學校令(抄) 明治三十六年三月二十七日 勅令第六一號

第一條 高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ專門學校トス

專門學校ニ於テハ人格ノ陶冶及團體觀念ノ養成ニ留意スヘキモノトス

專門學校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ルヘシ

第五條 專門學校ノ入學資格ハ中學校若クハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術音楽ニ關スル學術技藝ヲ教授スル專門學校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入學資格ヲ定ムルコトヲ得

前項檢定ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條 專門學校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第七條 專門學校ニ於テハ豫科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八條 官立專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並ニ豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ

文部大臣之ヲ定ム(以下略ス)

第十二條 第十一條ニ該當セサル學校ハ專門學校ト稱スルコトヲ得ス

附則

第十三條 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 明治二十年勅令第四十八號ハ之ヲ廢止ス

第十六條 千葉醫學專門學校。仙臺醫學專門學校。岡山醫學專門學校。金澤醫學專門學校。長崎醫學專門學校。東京外國語學校。東京美術學校及東京音樂學校ハ本令施行ノ日ヨリ專門學校トス。

四 專門學校入學者檢定規定

大正十三年十月十一日
文部省令第二十二號

第一條 專門學校ノ本科ニ入學セントスル者ニシテ中學校若クハ修業年限四年以上ノ高等女學校ヲ卒業セサル者ハ本令ニ依リ學力ノ檢定ヲ受クヘシ

第二條 檢定ヲ分チテ試驗檢定及無試驗檢定トス

第三條 試驗檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フ

試驗檢定ノ出願期限、試驗施行ノ期日及場所ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ告示ス

第四條 試驗檢定ノ學科目及其ノ程度ハ中學校若クハ修業年限四年ノ高等女學校ノ各學科目及其ノ卒業程度トス但シ中學校若クハ高等女學校ニ於テ加除シ又ハ課セサルコトヲ得ル學科目ハ之ヲ省ク

第五條 試驗檢定ヲ受ケントスル者ハ受験願書(第一號書式)ニ左ノ書類ヲ添ヘ受験地ノ地方廳ヲ經由シ文部大臣ニ出願スヘシ

一 履歷書(第二號書式)

二 戶籍抄本

三 寫眞 (手札形トシ出願前三月以内ニ脱帽ニテ攝影シタルモノニシテ裏面ニ攝影年月日本籍氏名ヲ記載スヘシ)

四 第七條第二項ニ依ル證明書ノ寫又ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル證明書ノ寫

五 第八條ノ資格ヲ證明スル書面

第六條 試驗檢定ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ金五圓ヲ納付スヘシ

第七條 試驗檢定ニ合格シタル者ニハ合格證書(第三號書式)ヲ交付ス

試驗檢定ヲ受ケタル者ニシテ之ニ合格セサルモ受験學科目中合格點ヲ得タルモノアルトキハ其ノ證明書(第四號書式)ヲ交付ス

前項ノ證明書ヲ有スル者ニシテ試驗檢定ヲ出願シタルトキハ當該學科目ノ試驗ヲ免除ス

前項ノ規定ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル證明書ヲ有スル者ニ付之ヲ準用ス

第八條 試驗檢定ノ學科目中一科目又ハ數科目ニ就キ中學校若クハ修業年限四年ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト認ムル者ニ對シテハ當該科目ノ試驗ヲ免除ス

第九條 合格證書ヲ有スル者其ノ氏名本籍ヲ變更シ又ハ合格證書ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ書換若クハ再交付ヲ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ合格證書ノ書換若クハ再交付ヲ出願スル者ハ手数料トシテ金一圓ヲ納付スヘシ

第十條 試驗ニ關シ不正ノ行爲アリタル者ニ對シテハ其ノ試驗ヲ停止シ尙期間ヲ定メテ試驗ヲ受ケシメサルコトアルヘシ

大正七年文部省令第三號高等試驗令第七條及第八條ニ關スル件第八條ニ依リ試驗ヲ停止セラレタル者ハ其ノ停止セラレタル期間本令ノ試驗ヲ受クルコトヲ得ス

試驗ニ關シ不正ノ行爲アリタルコト後日發覺シタルトキハ既ニ交付シタル合格證書又ハ證明書ハ其ノ効力ヲ失フ

第十一條 無試驗檢定ハ當該專門學校ニ於テ入學ノ際之ヲ行フ

無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ文部大臣ニ於テ專門學校入學ニ關シ中學校若クハ修業年限四年ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定シタル者ニ限ル

前項ノ指定ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 本令ニ依リ納付スヘキ手数料ハ收入印紙ヲ用キ之ヲ願書ニ貼付スヘシ其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五 文部省直轄學校外國人特別入學規定

明治三十四年十一月十一日 文部省令第十五號

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一部若クハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若クハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若クハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料、入學料及授業料ヲ徴收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

附則

第七條 本令施行ノ際文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス在學スル外國人ハ本令ニ依リ入學シタルモノト看做ス

第八條 明治三十三年文部省令第十一號文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

六 文部省直轄學校外國人特別入學規定準用

明治四十四年四月四日 文部省訓令第十六號

文部省直轄學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若クハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ其入學ニ關シテハ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

七 文部省直轄諸學校職員定員令(抄)

勅令第九九號(明治三十五年三月公布同三十六年勅令第一〇三號同四十二年勅令第六七號同四十四年勅令第七三號同四十五年勅令第一三〇號大正二年勅令第一八三號大正八年勅令第二八六號大正八年十二月勅令第四八六號大正九年五月勅令第一八〇號大正十四年四月勅令第八十一號大正十四年六月勅令第二百十六號昭和三年十月勅令第二百五十七號昭和五年四月勅令第八十二號昭和七年十二月勅令第三百九十五號ヲ以テ改正)
文部省直轄學校專任職員左ノ如シ

東京外國語學校

校長一人 教授四十人 生徒主事一人 助教授九人 書記七人 生徒主事補一人

第四 東京外國語學校規程

東京外國語學校規程

第一條 東京外國語學校ノ修業年限ハ四年トス

第二條 學科ハ分チテ英語部、佛語部、獨語部、露語部、伊語部、西語部、葡語部、支那語部、蒙古語部、暹羅語部、馬來語部、ヒンドスタニー語部及タミル語部トシ各部ヲ分チテ文科、貿易科、拓殖科トス但シ部ニヨリテハ或科ヲ設ケサルコトアルヘシ

第三條 各部、各科ノ學科目及其ノ程度ハ左表ノ如シ

部	科	學年			
		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
英(佛、獨、露、伊、西、葡、支那、蒙古、暹羅、馬來、ヒンドスタニー、タミル)語部	文	每週教授時數	每週教授時數	每週教授時數	每週教授時數
	身	一	一	一	一
外國語		二〇	一七	一七	一五
第二外國語			二	三	三
國語		二	二	△一	△一

外國語	修身	學科 年學	科	計	體操	教育學	法律	貿易事情	商業實務	商業	經濟	國語	第二外國語	
二〇	一	第一學年	拓	三〇	二				三	二		二		
		第二學年	殖	三〇	二				二	二	二	二		
		第三學年	科	*三〇 二〇	二		*二七			三			二	
		第四學年	科	*三〇 五〇	二	*三	四	二	二	四		*二	二	

外國語	修身	學科 年學	科	計	體操	法律	社會學	教育學	哲學	文學史	言語學	經濟學	歷史	
二〇	一	第一學年	質	三〇	二					二			三	
		第二學年	易	三〇	二	〇四			△二	△二			二	
		第三學年	科	三〇	二	〇七			△二	△二	△二			
		第四學年	科	*四又八五 三〇	二	〇五	*△二 △三	*△二 △三	△二		△二	*〇二 〇二	*〇二 〇二	

第二外國語	國語	經濟	農業	殖民	殖民地事情	法律	商業	教育學	體操	計
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇
二	二	二	三	二	二	五	二	二	二	三〇
二	二	二	三	二	二	二	二	二	二	三〇
二	二	二	五	二	二	二	二	二	二	※三〇
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	※五〇

備考
 一、外國語ハ當該國語トス但シ支那、蒙古、暹羅、馬來、ヒンドスタニー、タミル語部ニ在リテハ外國語ヲ分チテ甲(當該國語)乙(他ノ必要ナル外國語)二種トシ其ノ時間配當ハ別ニ之ヲ定ム

- 二、外國語教授ノ時間内ニ於テ當該國語又ハ甲乙外國語以外ノ言語ヲ教授スルコトアルヘシ
- 三、第二外國語ハ特別ノ規定アル場合ノ外英語、佛語、獨語ノ中生徒ヲシテ其ノ一ヲ選修セシム但シ中途變更ヲ許サス
- 四、文科表中△又ハ○印ヲ附セル同一學年内ノ學科目ハ生徒ノ選擇ニヨリ其ノ孰レカヲ課ス
- 五、各科表中※印ヲ附セルハ隨意科目トシ希望ノ生徒ニ之ヲ課ス
- 六、支那、蒙古、暹羅、馬來、ヒンドスタニー、タミル語部ニ在リテハ第二外國語及文學史又ハ其ノ一ヲ缺キ其ノ時間ヲ甲乙外國語ニ加ヘ又ハ他ノ學科目ニ配當ス
- 學校長ハ臨時必要ト認メタル場合ニ於テハ每週教授時數ヲ増減シ若ハ科外講義ヲ開クコトヲ得
- 第四條、卒業者ニシテ既修ノ學科目又ハ之ニ關聯スル學科目ニ就キ更ニ研究セントスルモノハ研究生トシテ二年以内在學セシムルコトヲ得
- 第五條、各部各科ノ學科目中一學科目若ハ數學科目ヲ選擇シテ學修セントスル者ハ選科生トシテ入學セシムルコトヲ得
- 第六條、簡易ノ方法ニヨリ外國語ヲ專修セントスル者ノ爲ニ專修科並ニ速成科ヲ置ク
- 專修科ノ修業年限ハ二年トシ速成科ノ修業年限ハ一年以内トス
- 專修科並ニ速成科ニ於テ教授スヘキ外國語ノ種類及每週教授時數ハ學則ノ定ムル所ニ依ル

附則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ノ修業年限並ニ課スヘキ學科目及其ノ程度ハ尙從前ノ規定ニ依ル

第五 東京外國語學校商議委員會規程

明治三十九年六月一日
文部大臣訓令

- 第一條 文部省直轄諸學校官制第十九條ニ依リ東京外國語學校ニ商議委員會ヲ置ク
- 第二條 商議委員會ノ員數ハ十二名以內トス
- 第三條 商議委員會ハ學科課程及重要ノ諸規則其他學校長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ審議ス
- 第四條 商議委員會ハ文部大臣ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ陳述スヘシ
- 第五條 商議委員會ハ學校長之ヲ開ク
- 第六條 商議委員會ノ議事ニ關スル規程ハ委員會ニ於テ之ヲ議定スルコトヲ得
- 第七條 商議委員會ノ決議ハ學校長ヨリ之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

第六 東京外國語學校學則

第一章 總 則

- 第一條 本校ハ外國語ニ熟達シ實務ニ適スヘキ者ヲ養成スル目的ヲ以テ現代諸語及其ノ他ノ學科目ヲ教授スル所トス
- 第二條 學科ハ分チテ英語部、佛語部、獨語部、露語部、伊語部、西語部、葡語部、支那語部、蒙古語部、暹羅語部、馬來語部、ヒンドスタニー語部及タミル語部トス
- 第三條 各部ヲ分チテ文科、貿易科、拓殖科トス
- 第四條 修業年限ハ四年トス
- 第五條 本校ニ研究生、選科生及委託生ヲ置ク
- 第六條 本校ニ專修科並ニ速成科ヲ置ク其ノ規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 學 科 課 程

- 第七條 各部各科ノ學科目及其ノ程度ハ第一號表ノ如シ
但シ支那、蒙古、暹羅、馬來、ヒンドスタニー及タミル語部ニ於ケル各科ノ外國語及其ノ程度ハ第二號表ノ如シ
- 第二外國語ハ英、佛、獨語ノ中一トス
表中隨意科目ハ之ヲ志望學修スル者ニハ正科目トス

第一號表

文科

修身	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
實踐道徳	一	倫理	一同上	一 日本道徳ノ特質
外國語	當該國語 發音、讀書、文法、 會話、作文、會話、 習字、當該國情	同上	一七 同上	一七 同上
第二外國語		讀書、會話、作文	二 同上	三 同上
國語	講讀、作文、習字	同上	二 講讀、作文	△ 同上
歴史	世界近代史			外交史
經濟		經濟原論	二	財政學
言語學			言語學概論	同上
文學史		當該國文學史	△ 同上	同上
哲學	論理學	心理學	△ 同上	哲學概論
	二	△ 二	△ 二	△ 二

貿易科

修身	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
實踐道徳	一	倫理	一同上	一 日本道徳ノ特質
法律		民法	〇 四 同上	〇 二 同上
社會學			憲法	〇 二
教育學				教育學大意
體育	教練	同上	同上	同上
計	三〇	三〇	三〇	三〇
				※四又ハ五

備考

一、表中△印(文學)又ハ〇印(法律)ヲ附セル同一學年內ノ學科目ハ生徒ノ選擇ニ依リ其ノ執レカテ課ス

二、※印ヲ附セル學科目ハ之レヲ選擇セサル生徒ノ隨意科目トス

三、法律ノ中第三學年ニ於テ刑法ヲ修ムルモノハ第四學年ニ於テ行政法ヲ修ムルモノトス

學年	文				法				貿易				拓殖			
	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四
甲(蒙古語)	三	二	九	五	三	九	八	七	三	九	八	七	三	九	八	七
乙(支那語)	八	八	一〇	一〇	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
計	三〇	一〇	一九	一五	一一	一七	一六	一五	一一	一七	一六	一五	一一	一七	一六	一五
第二外國語	三	二	五	五	二	三	三	三	二	三	三	三	二	三	三	三

備考

- (一) 蒙古語部ニ於ケル外國語乙ハ支那語(乙類)又ハ露語(丙類)トス
- (二) 蒙古語部ニ於ケル第二外國語ハ英、佛、獨、露(丙類ヲ除ク)支那語(乙類ヲ除ク)ノ中一ヲ選修セシム
- (三) 蒙古語部文科(文學)ニ於テハ文學史ヲ缺ク

第三 選修、ヒンドスタニー及タミル語部、外國語及其程度

學年	文				法				貿易				拓殖			
	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四
甲(當該國語)	三	二	九	五	三	九	八	七	三	九	八	七	三	九	八	七
乙(英 語)	八	一〇	一五	一五	八	一〇	一五	一五	八	一〇	一五	一五	八	一〇	一五	一五
計	三〇	二二	三三	二〇	一一	一九	二三	二二	一一	一九	二三	二二	一一	一九	二三	二二
第二外國語	三	二	五	五	二	三	三	三	二	三	三	三	二	三	三	三

備考

- (一) 選修、ヒンドスタニー及タミル語部ニ於テハ第二外國語ヲ缺ク
- (二) 選修、ヒンドスタニー及タミル語部文科(文學)ニ於テハ文學史ヲ缺ク

第四 馬來語部、外國語及其程度

學年	文				法				貿易				拓殖			
	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四
甲(馬來語)	三	二	九	五	三	九	八	七	三	九	八	七	三	九	八	七
乙(英 語)	八	八	一〇	一〇	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
計	三〇	一〇	一九	一五	一一	一七	一六	一五	一一	一七	一六	一五	一一	一七	一六	一五
第二外國語	三	二	五	五	二	三	三	三	二	三	三	三	二	三	三	三

備考

- (一) 馬來語部文科(文學)ニ於テハ文學史ヲ缺ク

(一) 馬來語部I類ニ於ケル第二外國語ハ蘭語トス
(二) 馬來語部II類ニ於テハ第二外國語ヲ缺ク

第八條 第二學年以上ノ者ハ學校長ノ許可ヲ經テ專修科又ハ速成科ヲ兼修スルコトヲ得

第三章 學年、學期及休業

第九條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十一條 年中休業日左ノ如シ

- 一 日曜日
- 二 大祭日
- 三 祝日
- 四 設立記念日 四月二十二日
- 五 春季休業 四月一日ヨリ四月十日ニ至ル
- 六 夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル
- 七 冬季休業 十二月廿五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第四章 入學、在學及退學

第十二條 入學期ハ毎學年ノ始メトス但シ必要ノ場合ニ於テハ臨時入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十三條 本校ハ時宜ニ依リ所設部科中或部科ノ生徒募集ヲ爲ササルコトアルヘシ

第十四條 左ノ資格ヲ有スル者ニシテ品行方正身體健全ナル者ハ試験ノ上第一學年ニ入學ヲ許可ス

一 中學校卒業者

二 專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般專門學校入學ニ關シ指定セラレタル者

三 專門學校入學者檢定規定ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

第十五條 入學試験ハ左ノ四科目ノ中ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

- 一 外國語(英、佛、獨語ノ内一科目)
- 一 國語(支那語部志望者ニハ漢文ヲ加フ)
- 一 外國地理及外國歴史
- 一 算學

試験科目ハ生徒募集ノ都度之ヲ定ム

第十六條 第二學年以上ニ入ラント欲スル者ハ先ツ第一學年ニ入ルニ必要ナル資格ヲ檢定シ尋テ其ノ

志望學年以下ノ各學科目ニ就キ試験ヲ行ヒ入學ノ許可ヲ定ム

第十七條 退學シタル者同一ノ部科ニ再入學ヲ出願スルトキハ退學後二年以内ニ限り入學期ニ於テ試験ヲ須キス原級以下ニ入學ヲ許スコトアルヘシ

本校其部科卒業者ニシテ更ニ他ノ科又ハ他ノ部ニ入學ヲ出願スルトキハ入學期ニ於テ試験ヲ須キス
入學ヲ許可スルコトアルヘシ舊規程ニ依ル卒業者モ之ニ準ス

第十八條 入學志願者ハ第一號書式ノ履歷書ニ卒業シタル當該學校長ノ卒業證明書又ハ檢定合格證明
書戸籍謄本及寫眞ヲ添ヘ指定ノ期日內ニ本校ニ差出スヘシ

第十九條 入學志願者ハ其ノ修業セントスル部科ヲ指定スヘシ但シ文科ヲ志望スル者ハ文學又ハ法律
ヲ明記スヘシ其ノ各々ヲ一科ト見做ス

入學志願者ノ指定シ得ヘキ部及科ノ數ハ生徒募集ノ都度之ヲ定ム志望部科各一以上アル場合ニハ其
ノ志望順位ヲ定ムヘシ

第二十條 入學志願者ハ檢定料トシテ金五圓ヲ納付スヘシ但シ既納ノ檢定料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ
返付セズ

第二十一條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金參圓ヲ指定ノ期日內ニ納付スヘシ

第二十二條 在學中ハ他ノ部又ハ他ノ科ニ轉スルコトヲ得ス

第二十三條 生徒ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ除名ス
一 學力劣等若ハ身體虛弱ニシテ成業ノ見込ナキ者
二 引續キ一年以上缺席シタル者
三 正當ノ理由ナクシテ引續キ一ヶ月以上缺席シタル者
四 出席極メテ不規則ナル者

第二十四條 退學セント欲スル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ(病氣ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ)出願スヘシ

第五章 成績考査、進級及卒業

第二十五條 成績考査ハ每學期末之ヲ行フ

第二十六條 各學科目ノ成績ハ日課評點ヲ以テ之ヲ定ム但シ必要ト認ムル場合ニハ試業ヲ行ヒ其ノ評點
ヲ日課評點ニ參酌シテ成績評點ヲ定メ又ハ試業評點ヲ以テ成績評點トス

第二十七條 各學科目評點ハ五點ヲ以テ滿點トス但シ一學科目ヲ數部ニ分ツトキハ各部ヲ一學科目ト見
做ス

第二十八條 各學科目ノ學年評點ハ十五點ヲ以テ滿點トシ學期成績評點ヲ加算シテ之ヲ定ム

第二十九條 學年總評點ハ各學科目學年評點ヲ平均シテ之ヲ定ム

第三十條 左ノ學年成績ヲ得タル者ハ及第セシメ其ノ他ハ原級ニ止ム
一 學年總評點九點以上
一 各學科目ノ學年評點七點以上

但シ左ノ場合ニハ及第セシムルコトアルヘシ
一 二科目以內ニ限リ學年評點七點以下ナルトキ

第三十一條 一學年ノ缺席時數著シク多キトキ又ハ出席甚タ不規則ナルトキハ及第セシメス

第三十二條 一回ノ試業ニ缺席シタル者ノ試業評點ハ出席セル二回ノ試業ノ平均評點ヨリ三點ヲ減シ
テ之ニ充ツ但シ零ニ至テ止ム試業二回又ハ三回ヲ缺クトキハ其ノ試業評點ヲ各零トス

第三十三條 原級ニ止メタル者ハ學年ノ始ヨリ其ノ全學科目ヲ再修セシム

第三十四條 本校所定ノ學科ヲ修メ其ノ業ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第六章 缺席及休學

第三十五條 病氣又ハ事故ノ爲メ缺席スル者ハ其ノ當日ヨリ三日以内ニ届出ツヘシ但シ病氣ノ爲メ五日以上缺席スル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十六條 病氣又ハ止ムヲ得サル事故ノ爲メ休學ヲ願出ツル時ハ詮議ノ上當該學年間之ヲ許可スルコトアルヘシ但シ病氣ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十七條 休學セル者ハ次學年ノ始ヨリ原級ノ全學科目ヲ履修スルモノトス但シ休學ノ事由消滅スルトキハ休學中ト雖モ許可ヲ得テ出席スルコトヲ得

第三十八條 兵役ニ服スル者及戰役又ハ事變ニ際シ通譯トシテ從軍スル者ハ許可ヲ經テ其ノ期間休學スルコトヲ得

第三十九條 休學ノ許可ヲ得タル者ニハ第廿三條第二號ヲ適用セス

第四十條 學校ノ都合ニ依リ其學年ヲ缺トキハ之ニ止ルヘキ者ニ休學ヲ命ス

前項ノ場合ニハ第廿三條第二號ヲ適用セス

第七章 授業料

第四十一條 授業料ハ一學年金八拾圓トシ左ノ區分ニ依リ納付スヘシ

第一學期 金參拾圓(四月十一日ヨリ 十五日マデ)

第二學期 金參拾圓(九月十一日ヨリ 十五日マデ)

第三學期 金貳拾圓(一月八日ヨリ 十五日マデ)

但シ休日ニ當ルトキハ順次繰下クルモノトス

新ニ入學ヲ許可セラレタル者ノ第一學期分授業料納付期日ハ別ニ之ヲ指定ス

第四十二條 前條ノ期日内ニ納付セザル者及第四十八條ノ規定ニ違反スル者ハ登校ヲ禁シ其ノ滞りニ週日ニ至ル者ハ除名ス

第四十三條 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス

第四十四條 休學ノ許可ヲ得タル者若ハ缺席數月ニ亘ル者ト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十八條ニ依リ休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學期以後ノ授業料ヲ納付スルニ及ハス

第四十條ニ依リ休學ヲ命セラレタル者ハ休學期間ノ授業料ヲ免除ス

第四十五條 家庭ノ事情ニ因リ學費ノ支辨困難ナル生徒ニハ學業ノ動情、性格、操行、生活狀態其ノ他諸般ノ事情ヲ參酌シテ授業料ヲ減免スルコトアルヘシ

第四十六條 授業料ノ減額又ハ免除ハ學年度毎ニ之ヲ定ム 但シ學年度ノ中途ニ於テ之ヲ定メタルトキハ次學期分ヨリ減免ス

第四十七條 授業料ノ減免ハ其ノ減免ノ事由止ミタリト認メタル場合ハ之ヲ止ム

第四十八條 臨時入學ヲ許可セラレタル者及第三十八條ニ依リ休學シ其期間滿了シタル者並ニ第四十七條ニ依リ授業料減免ヲ止メラレタル者ハ三日以内ニ當該學期ニ屬スル授業料ヲ納付スヘシ但シ第七條ニ依リ授業料減免ヲ止メラレタル者ハ三日以内ニ當該學期ニ屬スル授業料ヲ納付スヘシ但シ第七條ニ依リ

三十八條ニ依ル休學期間満了シ原級ニ復シタル者及第四十七條ニ依リ授業料ノ減免ヲ止メラレタル者ノ當該學期分授業料ハ月割ニテ其ノ翌月分ヨリ納付スヘシ授業料ノ月割額ハ年額十分ノ一ニ該當スル額トス

第四十九條 半途退學スル者ハ當該學期ノ授業料ヲ納付スヘシ

第八章 給費

第五十條 給費ハ本科第二學年以上ノ生徒ニシテ學力優等品行方正ナル者ニ給與ス

第五十一條 給費ハ有志者ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第五十二條 給費ヲ受クル者ハ第二號書式ニ準シ誓約書ヲ差出スヘシ

第五十三條 給費ヲ受クル者左ニ掲クル一ニ該當スルトキハ直ニ給費ヲ罷ム

一 學業懈怠若ハ成績不良ナル者

一 品行不良ノ者

一 休學シタル者

一 其他學校長ニ於テ成業ノ見込ナシト認メタル者

第五十四條 有志者ヨリ獎學ノ爲メ給費資金ヲ寄附セントスルトキハ其ノ目的ニ從ヒ第三號書式ニ準シ開陳書ニ通テ差出シ學校長ノ承諾ヲ受クルモノトス

第五十五條 寄附者ハ給費ヲ受クル者ニ對シ卒業後某事業ニ従事セシムルコトヲ條件トナスコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ第四號書式ニ準シ開陳書ヲ差出スヘシ

第五十六條 有志者ヨリ本校生徒ニ學費貸給方ヲ本校ヘ依頼スルトキハ之ニ應スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ貸給者ト受給者ト直接契約ヲ取結フヘキモノトス

第九章 研究生

第五十七條 本校卒業者ハ學年ノ始メニ於テ學校長ノ許可ヲ經テ研究生タルコトヲ得

第五十八條 研究生ノ在學期限ハ二年トス

第五十九條 研究生ハ教官ノ指導ニ依リ精深ナル程度ニ於テ既修ノ學科目又ハ之レト關聯セル本校所設ノ學科目ヲ選修スルモノトス

第六十條 研究生ノ授業料ハ第七章ノ規定ニ依ル

第六十一條 研究生研究ヲ終リタルトキハ其ノ結果ヲ報告スヘシ學校長ハ成績ヲ考査シタル上證明書ヲ授與ス

第十章 選科生

第六十二條 一部科中ノ一學科目又ハ數學科目ヲ選修セントコトヲ出願スル者アルトキハ授業上差支ナキ場合ニ限り選科生トシテ入學ヲ許可ス

第六十三條 選科生ハ其ノ所選ノ學科目ヲ學修スルニ堪フル學力アルコトヲ要ス

第六十四條 選科生ノ檢定料入學料及授業料ハ第四章第二十條第二十一條及第七章ノ規定ニ依リ之ヲ納付セシム

第六十五條 選科生其ノ所選ノ學科目ヲ修了シタルトキハ本人ノ申請ニ依リ修了證書ヲ授與ス
 第六十六條 選科生ニハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外總テ本校諸規則ヲ適用ス

第十一章 委託生

第六十七條 本校ハ官廳學校會社等ノ依囑ニ應シ委託生ヲ置クコトアルヘシ
 第六十八條 委託生ハ本科生、選科生、專修科生若ハ速成科生トシテ入學セシム但シ時宜ニ依リ之カ爲メ特別科ヲ設クルコトアルヘシ
 第六十九條 委託生ハ學力考查ノ上相當學年ニ入學セシム
 第七十條 委託生ニシテ本科生、選科生、專修科生若ハ速成科生タル者ニハ當該學科ノ規則ヲ適用ス
 第七十一條 委託生ノタメ特別科ヲ設クルトキハ其ノ都度修業年限、學科課程、授業料等ニ關スル規則ヲ定ム

第十二章 服 制

第七十二條 本科生徒ノ服制ハ制帽、制服、靴、脚絆、略帽、夏服及略袴トス
 第七十三條 制帽制服等ニ關スル規定左ノ如シ

制 服	製 式	品 質	色
制 服	脊廣形立襟	小倉織、ヘル、セル	黒、紺
組 鈕	炬火蓋ニL字ヲ纏ヒ左右ニ 眞ヲ張ル	眞 鍍	金
襟 章	HEFDPI S Po C M Si Ma 又ハHTノ字	七 寶	銀
同 左	LJT 又ハCノ字	同 右	同 右
制 帽	海軍形	羅 紗	黒
帽 章	炬火蓋ニL字ヲ纏ヒ左右ニ 眞ヲ張ル	L字眞鍮他ハ七寶	L字金他ハ銀
靴	編上ク又ハ短靴	皮	黒
脚 絆	卷脚絆	羅 紗	カーキー色

第七十四條 略帽ハ麥稈ニシテ帽章ヲ附ス夏服ハ黒、紺、鼠又ハ霜降トシ製式及品質ハ制服ニ同シ但シ夏服又ハ略袴ヲ用フル時ニ限り茶褐色ノ靴ヲ穿ツコトヲ得
 略袴ハカーキー色トス地質制服ニ同シ
 第七十五條 脚絆ハ體操ノ授業其他必要ニ應シ之ヲ着用ス

第十三章 寮

第七十六條 學寮ハ毎年第一學期ノ始メニ開キ第三學期ノ終ニ閉ツ但シ八月ハ休止ス
 第七十七條 學寮ハ主トシテ本科第一學年生徒ヲ寄宿セシム
 第七十八條 學寮費ハ一學年金貳拾圓トシ左ノ三期ニ分チ納付スヘシ

第一學期 納額六圓 納期(四月十三日ヨリ
 同 廿四日マデ)

第二學期 同 八圓 同 (九月十三日ヨリ
 同 十五日マデ)

第三學期 同 六圓 同 (一月十三日ヨリ
 同 十五日マデ)

第七十九條 第一學期ニ於テ六月一日以後、第二學期ニ於テ十一月一日以後、第三學期ニ於テ二月十日以後入寮スル者ニハ當該學期學寮費納額ヲ半減シ入寮前ニ之レヲ納付セシム

第八十條 既納ノ學寮費ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス

第八十一條 學寮費滞納ノ者ニ對シテハ學則第四十二條ヲ準用ス

第八十二條 學寮ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十四章 懲罰

第八十三條 規則及命令ニ違背スル者校内ノ風教ヲ害スル者又ハ怠惰不品行等生徒タルノ本分ニ背キタル者ハ其ノ輕重ニ應シテ之ヲ處罰ス但シ處罰ハ德義ニ基キテ之ヲ斷シ單ニ形跡ノミニ拘ハラサルヘシ

第八十四條 同科、分チテ戒飭、謹慎、退學ノ三種トシ戒飭ハ訓誨ヲ加ヘテ將來ヲ戒メ謹慎ハ一定時特別ノ監督ノ下ニ反省セシメ退學ハ學校ヨリ異校ヲ命スルモノトス

謹慎ニハ停學ヲ附加スルコトアルヘシ

第十五章 圖書器械及標本

第八十五條 本校所有又ハ委託ヲ受ケタル圖書ハ總テ之ヲ書庫ニ藏メ保管ス

第八十六條 本校圖書使用等ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第八十七條 本校所管又ハ委託ヲ受ケタル器械及標本等ハ各所屬教室ニ備ヘ付ケ又ハ書庫ニ藏置ス生徒ハ擔任教官ノ許可ヲ受ケ器械及標本ヲ使用スルコトヲ得

第八十八條 本校ノ圖書、器械、標本等ヲ紛失毀損又ハ汚染シタルトキハ其ノ損害ノ程度ニ依リ同一ノ物ヲ以テ之ヲ償ハシムルカ若ハ其ノ修理ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第十六章 專修科

第八十九條 專修科ハ速成ヲ旨トシ本校所設ノ外國語ヲ教授スルモノトス

第九十條 專修科ニ於テハ文部大臣ノ許可ヲ得テ本校所設以外ノ外國語ヲ教授スルコトアルヘシ

第九十一條 專修科ノ修業年限ハ二年トス

第九十二條 專修科ノ授業時數ハ一週十時間トス但シ授業時ハ午後四時半以後トス

第九十三條 專修科ノ入學期ハ學年ノ始メトス但シ時宜ニ依リ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第九十四條 專修科ハ時宜ニ依リ某語ノ生徒募集ヲナササルコトアルヘシ

第九十五條 專修科ハ生徒數過少ナルトキハ某語ノ授業ヲナササルコトアルヘシ

第九十六條 專修科ノ入學資格ハ專門ノ學術技藝ヲ修メ又ハ一定ノ職業ヲ有スル者ニシテ外國語檢定ノ上所選ノ外國語ヲ修ムルニ堪フル學力アリト認メラレタル者トス

第九十七條 專修科入學志願者ハ第十八章第五號書式ノ履歷書ニ入學檢定料及寫眞ヲ添ヘ指定ノ期日內ニ本校ニ差出スヘシ

入學檢定料ハ金貳圓トシ納付後ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス但シ本校學則第八條ニ依リ兼修スル者及本校卒業業者若ハ修了者ニシテ入學スルモノハ之ヲ納付スルニ及ハス

第九十八條 專修科入學ノ許可ヲ得タル者ハ入學料金貳圓ヲ指定ノ期日內ニ納付スヘシ但シ本校學則第八條ニ依リ兼修スル者及本校卒業業者若ハ修了者ニシテ入學スル者ハ之ヲ納付スルニ及ハス

第九十九條 專修科ノ授業料ハ一學年金五拾圓トシ左ノ區分ニ依リ納付スヘシ
第一學期 金貳拾五圓(四月十一日ヨリ四月十五日ヨリ)
第二學期 金拾五圓(九月十一日ヨリ九月十五日ヨリ)
第三學期 金拾圓(一月八日ヨリ一月十五日ヨリ)

但シ休日ニ當ルトキハ順次繰下クルモノトス
新ニ入學ヲ許可セラレタル者ノ第一學期分授業料納付期日ハ別ニ之ヲ指定ス

第一百條 專修科ニ在リテハ各學年授業時數ノ二分ノ一以上出席シタルモノニアラサレハ及第セシメス第二學年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與ス

第一百一條 專修科生ニハ本校學則第三章第四章第二十二條乃至第二十四條第五章第二十五條乃至第三

十條第三十二條第三十三條第六章第七章第四十二條乃至第四十九條第十四章第十五章ヲ適用又ハ準用ス

第一百二條 第九十六條ノ資格ナキ者ト雖モ授業上差支ヘナキ限り檢定ノ上聽講生トシテ專修科ニ入學ヲ許可スルコトアルヘシ但シ聽講生ノ入學檢定料入學料及授業料ハ本章第九十七條乃至第九十九條ノ規定ニ依ル

第十七章 速成科

第一百三條 速成科ハ實用速成ヲ主トシ本校所設ノ外國語ヲ教授スルモノトス

第一百四條 速成科ニ於テハ文部大臣ノ許可ヲ得テ本校所設以外ノ外國語ヲ教授スルコトアルヘシ

第一百五條 速成科ノ修業年限ハ一年以內トシ授業時數ハ一週十時間以上トス

第一百六條 檢定ノ上所選ノ語學ヲ修ムルニ堪フル學力アリト認ムル者ハ速成科ニ入學ヲ許可ス

第一百七條 速成科ノ入學期ハ學年ノ始トス但シ時宜ニ依リ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第一百八條 速成科ハ時宜ニ依リ某語ノ生徒募集ヲ爲ササルコトアルヘシ

第一百九條 速成科ノ入學志願者ハ第十八章第六號書式ノ履歷書ニ入學檢定料及寫眞ヲ添ヘ指定ノ期日內ニ本校ニ差出スヘシ

入學檢定料ハ金貳圓トシ納付後ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス但シ本校學則第八條ニ依リ兼修スル者及本校卒業業者若ハ修了者ニシテ入學ヲ志望スル者ハ之ヲ納付スルニ及ハス

第一百十條 速成科ニ入學ノ許可ヲ得タル者ハ入學料金貳圓ヲ指定ノ期日內ニ納付スヘシ

但シ本校學則第八條ニ依リ兼修スル者及本校卒業業者若ハ修了者ニシテ入學スル者ハ之ヲ納付スルニ

及ハス
第百十一條 速成科ノ授業料ハ一學年金五拾圓トシ左ノ區分ニヨリ納付スヘシ

第一學期 金貳拾五圓 (四月十一日ヨリ 十五日マテ)

第二學期 金拾五圓 (九月十一日ヨリ 十五日マテ)

第三學期 金拾圓 (一月八日ヨリ 十五日マテ)

但シ休日ニ當ルトキハ順次繰下クルモノトス

新ニ入學ヲ許可セラレタル者ノ第一學期分授業料納付期日ハ別ニ之ヲ指定ス

第百十二條 速成科ニ在リテハ總授業時數ノ二分ノ一以上出席シ成績考査ニ及第シタル者ニハ修了證書ヲ授與ス

第百十三條 速成科生ニハ本校學則第三章第四章第二十二條乃至第二十四條第五章第二十五條乃至第三十條第三十二條第三十三條第六章第七章第四十二條乃至第四十九條第十四章第十五章ヲ適用又ハ準用ス

第十八章書式

書式(第一號) 用紙美濃判紙(以下本校ニ差出スヘキ書類皆同シ)

履歷書

族籍

現住所
氏名
生年月日

第一志望部	第一志望部	第一志望部	第一志望部
第一志望部	第二志望部	第三志望部	第四志望部
第一志望部	第二志望部	第三志望部	第四志望部
第一志望部	第二志望部	第三志望部	第四志望部

一、何年月日何地官(公私)立何學校ニ入り何年月日何年級修業或ハ全科卒業

賞罰
一、何年月日何所ニ於テ何々ニ付賞又ハ罰

誓約書
書式(第二號)

私儀今般何々給費相受候ニ付テハ御校給費ノ趣旨ニ叶ハンコトニ力メ且卒業ノ後ハ寄附者ノ指定ニ

基キ其事業ニ從事可致候仍テ保證人連署致ニ誓約候也
年月日

東京外國語學校何語部何科何學年生徒

本人 氏

名印

現住所

族籍職業

保證人 氏

名印

現住所

族籍職業

保證人 氏

名印

現住所

書 式 (第三號) 出金開陳書
(保證人ノ内一人ハ本人ノ尊屬タルヘキコト)
(何々給資金ノ名目ヲ以テ) 獎學ノ爲メ金何圓也(或ハ年々金何圓何回)ヲ東京外國語學校ニ差出候間
相當ノ生徒御選定給與相成度此段開陳候也

出金開陳書

現住所族籍

官位勳功學位爵

氏

名印

年月日

東京外國語學校校長宛
書 式 (第四號) 出金開陳書
何語部生徒何名分學資トシテ金何圓也(或ハ年々金何圓何回)ヲ東京外國語學校ニ差出候間相當ノ生徒御選定給與相成度候尤右生徒卒業ノ上ハ其事業ニ從事致サセ度儀ニ有之候間此旨豫メ誓約セシメラレ度此段併テ開陳候也

出金開陳書

現住所族籍
官位勳功學位爵 氏 名印

年月日

東京外國語學校校長宛

書 式 (第五號) 履歷書

履歷書

本籍 (府、縣、郡、市、區、町、村字番地)
族籍 (華士族、平民、戸主又ハ戸主トノ續柄)

專修科何語志望

何

某印
何年何月何日生

現住所

一、學業 何年何月何地官(公私)立何學校卒業
一、業務 何年何月何日何省何官ニ任セラレ何課ニ勤務又ハ何會社ニ採用セラレ何係勤務

又ハ何業ニ從事ス
 一、何年何月何日何學校在學中又ハ何々在職中何々ノ理由ニ依リ何々ノ賞又ハ罰ヲ受ク等
 右之通相違無之候也

以上

年 月 日

書 式 (第六號) 履 歷 書

本籍 (府、縣、郡、市、區、町、村字番地)
 族 籍 (華士族、平民、戶主又ハ戶主トノ續柄)

速成科何語志望
 何 某印

何年何月何日生

現住所

一、學 業 何年何月何日何地官(公私)立何學校入學何年何月卒業又ハ現今在學中

一、業 務 何年何月何日何省何官ニ任セラレ何課ニ勤務又ハ何會社ニ採用セラレ何係勤務
 又ハ何業ニ從事ス

賞 罰

一、何年何月何日何學年在學中又ハ何々在職中何々ノ理由ニ依リ何々ノ賞又ハ罰ヲ受ク等

右之通相違無之候也

以 上

年 月 日

附 則

一、本學則ハ昭和二年四月一日ヨリ實施スルモノトス

一、本學則施行ノ際現ニ在學スル生徒ノ修業年限並學科課程ニ關シテハ從前ノ學則ニ依ル

第七 生徒心得

- 一 理想ヲ高尚ニシ學徳ノ進修ヲ期スヘシ
- 二 操守ヲ固クシ自己ノ責任ヲ重ンスヘシ
- 三 心身ヲ鍛鍊シ剛健快活ノ氣象ヲ養フヘシ
- 四 師長ヲ尊敬シテ恭謙ノ誠ヲ盡クシ朋友ヲ親愛シテ和衷協同ノ實ヲ舉クヘシ
- 五 外國人ニ對シテハ殊ニ言行ヲ慎ミ常ニ親和ノ精神ヲ以テ接スヘシ

第八 則

本細則ニ於テ教官ト稱スルハ教授、生徒主事、助教授、生徒主事補、講師及外國人教師ヲ包含ス
 本細則ニ於テ事務員ト稱スルハ書記、事務囑託及雇員ヲ云フ
 本細則ニ於テ職員ト稱スルハ教官及事務員ヲ包含ス

一 學則施行細則

第一章 授業

- 第一條 各部各科ノ選擇學科目及隨意學科目ハ前學年第二學期ノ終迄ニ其志望ヲ届出ツヘシ
- 第二條 選擇學科目及隨意學科目ハ在學中變更スルコトヲ得ス
- 第三條 佛語又ハ獨語ヲ以テ入學試験ニ應シタル者ハ第二外國語中英語ヲ選修スルコトヲ得ス
- 第四條 隨意學科目ハ之ヲ學修スル者ニハ正科目トス
- 第五條 每週授業ノ日課ハ學期ノ始ニ之ヲ定ム但シ場合ニ依リ學期ノ半途又ハ臨時之ヲ變更スルコトアルヘシ
- 第六條 休業日ノ外左ノ場合ニ於テハ日課所定ノ授業ヲ缺ク
 - 一 試験、儀式、訓示、講演、修學旅行又ハ其他ノ行事ヲ以テ授業ニ代ヘタルトキ

二 教官ノ缺員、出張、賜暇、忌引、缺勤ニ依リ授業セサルトキ
 第七條 前條ニ依リ授業ヲ缺キタル結果學業ノ進歩ニ妨アリト認ムルトキハ所定日課以外ノ授業ヲ課スルコトアルヘシ

第八條 教科用圖書ハ學科目主任及擔任教官ノ意見ヲ聽キ學校長之ヲ定ム

第二章 編 成

第九條 文科ハ便宜ノ爲メ分チテ文學科及法律科トス

第十條 學級ハ第一學年ノ始メ部ニ依リテ編成スルヲ通則トスルモ同一部學年ヲ二箇以上ノ學級ニ編成スルコトアルヘシ

第十一條 各學級ニ總代四人以内ヲ置ク

級總代ハ當該學級生徒ヲシテ互選セシメ學校長之ヲ命ス
 但シ各部第一學年級ノ學級總代ハ互選ノ方法ヲ用ヒス學校長之ヲ命ス

第十二條 級總代ハ部科主幹ノ指揮ヲ受ケ當該學級ノ一切ノ世話ヲ爲スモノトス

第十三條 級總代ノ任期ハ一箇年トス

第三章 成績考査及試験

第十四條 學業成績考査ノ科目單位數ヲ定ムルコト左ノ如シ

英、佛、獨、露、伊、西、葡語部 文科

文 學 科											
體 操	社 會 學	教 育 學	哲 學	文 學 史	言 語 學	經 濟 學	歷 史	國 語	第 二 外 國 語	外 國 語	修 身
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	一
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	—

計	備考 ※印ヲ附セル學科目ハ隨意科目トス以下同シ 英、佛、獨、露、伊、西、葡語部 文科													
	法律科	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	修身	外國語	第二外國語	國語	歷史	經濟	論理學	法律學	教育學
一〇		五	四	一	四	一	一	一	一	一	一	一	二	四
一二														
一二														
※一二														

計	英、佛、獨、露、伊、西、葡語部 貿易科													
	社會學	體育	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	修身	外國語	第二外國語	國語	經濟	商業	商業實務	貿易事情
一〇			五	四	一	四	一	一	一	一	一	一	二	
一二														
一二														
※一二														

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
一〇	一	四				
一一	一	四				
一一	一	四				
※一一	一	四				

外英語部文科ニ同シ但シ第二外國語ヲ缺ク

支那語部 文科

計	體操	教育學	商業	法律	殖民地事情
一一	一		一		
一一	一		一		
一一	一			二	
※一一	一	※一		一	一

計	體操	教育學	法律	修身	外國語	第二外國語	國語	經濟	農業	殖民
一一	一			四	一					
※一一	一		※一三	四	一					
※一一	一	※一	二	三	一			※一		

英、佛、獨、露、伊、西、葡語部 拓殖科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
計						
	一	四				
	一	四				
	一	四				
	一	四				
	一	三				

但シ第三學年ニ於ケル※一ハ貿易科ニ限ル

蒙古語部文科 文學科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
計						
	二	三				
	二	三				
	二	三				
	二	三				
	二	三				

外英語部文科文學科ニ同シ但シ文學史ヲ缺ク

蒙古語部文科 法律科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
計						
	二	三				
	二	三				
	二	二				
	二	二				
	二	二				

外英語部文科法律科ニ同シ

蒙古語部 貿易科及拓殖科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
計						
	二	三				
	二	二				
	二	二				
	二	二				
	二	二				

外英語部貿易科及拓殖科ニ同シ

但シ第三學年ニ於ケル※一ハ貿易科ニ限ル

暹羅、ヒンドスタニー及タミル語部文科

文學科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
一〇	二	三				
計	二	三	三	三	三	三
※一	二	一				

外英語部文科文學科ニ同シ但シ第二外國語及文學史ヲ缺ク

暹羅、ヒンドスタニー及タミル語部文科

法律科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
一〇	二	三				
計	二	三	三	三	二	二
※一	三	一				

外英語部文科法律科ニ同シ但シ第二外國語ヲ缺ク

暹羅、ヒンドスタニー及タミル語部

貿易科及拓殖科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
一〇	二	三				
計	二	三	二	三	二	二
※一	三	一				

外英語部貿易科及拓殖科ニ同シ

但シ第三學年ニ於ケル※一ハ貿易科ニ限ル

馬來語部I類文科 文學科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
一〇	二	三				
計	二	三	二	三	二	二
※一	二	一				

外英語部文科文學科ニ同シ但シ文學史ヲ缺ク

馬來語部 II 類 貿易科及拓殖科

外國語	第一學年 第二學年 第三學年 第四學年			
	乙	甲	乙	甲
計	一一	一一	一一	一一
外英語部貿易科及拓殖科ニ同シ但シ第二外國語ヲ缺ク	二	三	三	二
計	一一	一一	一一	一一
外英語部貿易科及拓殖科ニ同シ但シ第二外國語ヲ缺ク	二	三	三	二

但シ第三學年ニ於ケル*一ハ貿易科ニ限ル
備考 同一學科目ニシテ二單位及以上ヲ爲スモノニ對シテハABC等ノ文字ヲ以テ之ヲ表示ス其ノ
内容ハ學校長之ヲ定ム

二 圖書館規則

第一章 總 則

- 第一條 本校ノ圖書ハ總テ書庫ニ貯藏スルモノトス
- 第二條 圖書ヲ分テテ左ノ二種トス
- 第一種 通常圖書

第二種 特別圖書

- 第三條 本校職員生徒及卒業者ハ圖書ヲ閱覽スルコトヲ得
- 第四條 本校職員ハ圖書ヲ借受クルコトヲ得
- 第五條 本校職員及研究生ハ書庫ニ入り圖書ヲ檢索スルコトヲ得
- 第六條 本校生徒ハ擔任教官ノ保證ヲ得テ教科書又ハ參考書ヲ借受クルコトヲ得
- 第七條 第二種ノ圖書ヲ閱覽シ若ハ借受ケント欲スルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第八條 第一種ノ辭書諸學科ニ通スル參考書及閱覽室備付ノ圖書ヲ借受ケント欲スルトキ亦同シ
- 第九條 公用ニアラサレハ同一ノ圖書ニ部以上ヲ閱覽シ又ハ借受クルコトヲ得ス
- 第十條 教授又ハ事務上特ニ必要ノ圖書ハ學校長ノ許可ヲ得テ特別ノ場所ニ備ヘ置クコトヲ得
- 第十一條 前項ノ場合ニハ保管ノ責任者ヲ定ムヘシ
- 第十二條 本館ハ圖書ノ委託ヲ受クルコトアルヘシ
- 第十三條 前項ニ依リ委託セラレタル圖書ハ委託圖書ニ關スル特別規定ノ外ハ本校ノ圖書ト同一ノ取扱ヲナスヘシ

第二章 圖書借覽

- 第十一條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ閱覽證用紙ニ式ノ如ク記入シテ圖書閱覽票ヲ添ヘ之ヲ掛員ニ差出スヘシ
- 第十二條 生徒閱覽所ニ出入セントスルトキハ圖書閱覽票ヲ携帯スヘシ
- 第十三條 生徒ニシテ圖書ヲ閱覽セント欲スル者ハ學年毎ニ圖書閱覽票ノ交付ヲ受クヘシ

第十四條 圖書ハ閱覽所ニ於テ閱覽シ他所ヘ携出スルコトヲ得ス

第十五條 生徒ハ一員ニ付同時ニ五冊以上ヲ閱覽スルコトヲ得ス

第十六條 閱覽所ニ在リテハ喫煙音談話等渾テ他人ノ妨害トナルヘキ行為ヲ爲スヘカラス

第十七條 閱覽所ハ休業ノ日ヲ除クノ外毎日午前八時ヨリ午後六時マテ之ヲ開ク

但シ土曜日ハ午後四時限リトス

第十八條 圖書ヲ借受ケントスル者ハ之ヲ借用證用紙ニ認メ署名ノ上掛員ニ差出スヘシ

第十九條 圖書ノ貸付冊數ハ五冊ヲ以テ限度トス

但シ公用ノモノハ此限ニアラス

第二十條 借受圖書ハ他人ニ轉貸スルコトヲ許サス

第二十一條 借受圖書ハ七月十日迄ニ返納スルコトヲ要ス

第二十二條 左ノ場合ニ於テハ其借受ケタル圖書ハ悉ク之ヲ返納スルコトヲ要ス

一 職員カ退職若ハ轉任スルトキ

二 生徒カ卒業退學若ハ休學スルトキ

第二十三條 貸付ケタル圖書ハ臨時返納セシムルコトアルヘシ

第三章 罰則

條

第二十四條 圖書ヲ亡失毀損シタルトキハ修理ヲ加ヘシメ又ハ同一ノ圖書ヲ以テ償ハシム

但シ時宜ニ依リ修理費用又ハ相當ノ代價ヲ徴收スルコトアルヘシ

第二十五條 本則ニ違背シタルモノハ其輕重ニ從ヒ一定ノ期間又ハ無期限ニ圖書ノ閱覽及借受ヲ禁スルコトアルヘシ

三 委託圖書、器械及標本取扱手續

第一條 本校圖書館規則第十條ニ依リ圖書ヲ委託セントスルモノハ申込書ニ目錄ヲ添付シテ學校長ニ差出スヘシ

目錄ニハ著者名、書名、冊數及價格等ノ要件ヲ記載スヘシ

第二條 本校ハ委託ニ應ジ圖書ノ引渡ヲ受ケタルトキハ委託圖書預證ヲ交付ス

但シ新聞紙雜誌等ニ對シテハ此限リニアラス

第三條 新聞紙雜誌等ニシテ合本シタルモノハ書籍ト見做ス

第四條 圖書委託者ハ其ノ委託圖書ニ限リ閱覽シ又ハ借受ケルコトヲ得

第五條 委託圖書ノ保存上必要ナル修理ハ委託者之ヲ負擔ス

第六條 委託圖書ハ本校ノ都合ニヨリ委託ノ全部又ハ一部ヲ解除スルコトアルヘシ

第七條 圖書ノ委託期限ハ左ノ二種トス

一 通常期限 五箇年

二 特別期限 委託者ノ希望ニ依リ本校之ヲ定ム

新聞紙雜誌等ハ前年分ヲ翌年三月迄ニ還付スルモノトス

第八條 前條ノ期限内ト雖モ委託者ノ希望ニ依リ止ムヲ得サルモノト認メタルトキハ其委託ヲ解除ス

ルコトアルヘシ

第九條 委託期限満了シタルトキハ委託者ノ希望ニ依リ引續キ委託ニ應スルコトアルヘシ

第十條 火災盜難其ノ他事故ニ依リ委託圖書ニ損失ヲ來スコトアリトモ本校ハ其責ニ任セス

第十一條 委託器械標本ノ取扱ハ委託圖書取扱手續ニ準ス

四 生徒心得規則

第一條 生徒ハ本校教育ニ對シテハ勿論相互ニ敬禮スヘシ

第二條 本科及選科生徒ノ服装ハ本校規定ノ服制ニ據ル

但シ選科生徒ニハ左襟章ヲ缺ク

委託選科生徒ニシテ公定服制アル者ハ之ニ據ルコトヲ得

專修科及速成科生徒ハ洋服又ハ袴ヲ着用スヘシ

第二條 生徒校内ニ於テ揭示ヲナシ又ハ會合ヲナサントスルトキハ其目的、時日及場所ヲ具シ豫メ生徒ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 生徒本籍氏名又ハ宿所ヲ變更シタルトキハ速ニ届出ツヘシ

第五條 校内所定外ノ場所ニ於テ飲食喫煙スヘカラス

第六條 諸顧問同ハ特ニ指定シタルモノノ外ハ他テ生徒課ヘ差出スヘシ

第七條 告示ハ之ヲ掲ケクル日ヨリ一校ニ了知セラレタル者ト看做スヲ以テ生徒ハ常ニ揭示場ニ注意スヘシ

第八條 學校長ノ許可ヲ經ルニアラサレハ他學校ノ入學試験ヲ受クルコトヲ得ス

五 學寮規則

第一章 總則

第一條 學寮ハ生徒修學ノ便ヲ圖リ共同生活ニヨリ品性ノ向上ニ力メシムル所トス

第二條 學寮ハ本校生徒課長之ヲ監督ス

第三條 校長ハ本校教官中ヨリ合意ヲ選任シ生徒課長ヲ扶佐セシム

第四條 寮生ノ生活ハ生徒課長及合意指導ノ下ニ自治制ヲ以テ之ヲ律セシム

第二章 入寮及退寮

第五條 學寮ハ毎年第一學期ノ始メニ開キ第三學期ノ終リニ閉ツ

但八月ハ休止ス其他都合ニヨリ休止スルコトアルヘシ

第六條 學寮ハ主トシテ本科第一學年生徒ヲ寄宿セシム

第七條 入寮希望者ハ別紙様式保證人連署ノ上願ヒ出ツヘシ但保證人タル可キ者ハ父兄又ハ之ニ代ル可キモノニ限ル

第八條 退寮セントスル者ハ別紙書式ニ則リ保證人連署ヲ以テ願ヒ出スヘシ

第九條 入寮ヲ出願スル者ノ數收容人員ヲ超過シタルトキハ學校長適宜ノ方法ニヨリ入寮者ヲ定ム

第十條 寮室人員ノ配當ハ生徒課長之ヲ定ム

第十一條 寮生疾病ニ罹リタルトキハ外泊療養セシメ又ハ退寮セシムルコトアルヘシ

第十二條 寮生ニシテ學寮ノ目的ニ違反スル行爲アリタルトキハ退寮ヲ命ス

第三章 學寮費及膳費

第十三條 學寮費ハ一學年金貳拾圓トシ左ノ三期ニ分チ本校會計課ニ納付スヘシ

第一學期 納額六圓 納期四月十三日ヨリ同廿四日マテ

第二學期 納額八圓 納期九月十三日ヨリ同十五日マテ

第三學期 納額六圓 納期一月十三日ヨリ同十五日マテ

學寮費ニハ暖房費ヲ含マス

第十四條 第一學期ニ於テ六月一日以後、第二學期ニ於テ十一月一日以後、第三學期ニ於テ二月十六日以後入寮スル者ニハ當該學期學寮費納額ヲ半減シ入寮後三日以内ニ之ヲ納付セシム

第十五條 既納ノ學寮費ハ如何ナル事情アルモ之ヲ返付セス

第十六條 學寮費滞納ノ者ニ對シテハ登校ヲ禁シ其滞納ニ週間ニ及フモノハ除名スルコトアルヘシ

第十七條 膳費ハ時價ニヨリ別ニ之ヲ定ム

第十八條 膳費ハ毎月二十五日迄ニ學寮會計掛ニ納付スヘシ但二十五日以後ニ入寮ノ者ハ入寮ノ際納付スヘシ

第四章 起床門限等

第十九條 學寮ニ於ケル起床時刻、門限等ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 起床 午前六時
- 一 門限 午後十時三十分
- 一 消燈 同 十二時

但生徒課長ハ必要ニ應シ右ノ時刻ヲ變更スルコトヲ得

第五章 寮 記

第二十條 寮内ニ於テハ絕對ニ禁酒スヘシ

第二十一條 寮生ノ日常心得ヘキ事項左ノ如シ

- 一 寮内ニ於テハ見苦シキ服裝態度ヲ爲ササルコト
 - 一 外出ニ際シテハ必ス制帽ヲ戴クコト、尙ホ和服ヲ着用スル時ハ必ス袴ヲ着クヘキコト
 - 一 常ニ火氣ニ注意スルコト
 - 一 生徒課長又ハ舍監ノ許可ヲ得タル後ニアラサレハ小使其他傭人等ヲ使用セサルコト
 - 一 學寮ノ建物器具物品等ヲ破毀汚損又ハ亡失シタルトキハ生徒課長又ハ舍監ニ届出テ其責任ヲ明ニスルコト
 - 一 歸寮時限遅刻、歸省、外泊、旅行等ハ豫メ生徒課長又ハ舍監ニ申出テ許可ヲ受クルコト
 - 一 外出中已ムヲ得サル事情アリテ外泊シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ歸寮後直チニ届出ツルコト
- 第二十二條 學寮ノ目的ヲ達シ寮内生活ヲ有意義ナラシムル爲メニ在寮生徒ハ自治機關ヲ設ケ必要ナル規約ヲ定メ生徒課長ノ認可ヲ經テ之ヲ實行スヘシ

六 職務及分掌規程

第一章 教官ノ服務

- 第一條 教官ハ生徒教育ノ責ニ任ス
- 第二條 教官ハ學校長ノ命ヲ承ケ分課ノ事務部科主幹學科目主任ノ事務及其他ノ校務ニ從事スヘシ
- 第三條 圖書器械標本等ヲ特別ノ室ニ備ヘ付ケタル時ハ關係教官ニ於テ整理保管ノ任ニ當ルヘシ
- 第四條 教官ハ教授調育其他學校ノ利害ニ關係アル事項ニ就キ意見アル時ハ之ヲ學校長ニ具申スヘシ
- 第五條 第七條乃至第十條ノ規定ハ之レヲ教官ノ服務ニ準用ス

第二章 事務員ノ服務

- 第六條 事務員ハ學校長ノ命ニ依リ課長又ハ課主任ノ指揮ヲ受ケテ分課ノ事務ニ從事スヘシ 雇員ハ前項ノ外特別教室ニ勤務セシムルコトアルヘシ 此場合ニ於テハ當該教官ノ指揮ヲ受ケテ執務スヘシ
- 第七條 疾病其他ノ事故ニヨリ出勤スルコト能ハサルトキハ執務時限前ニ事由ヲ具シ届出ツヘシ
- 第八條 陸海軍ノ召集又ハ簡便點呼ニ應スルモノ並ニ病氣療養、看護又ハ墓參ノ爲メ任地ヲ離レントスルモノハ日限行先地ヲ記シテ出發前届出テ又ハ許可ヲ受ケヘシ
- 第九條 官廳其他ヨリ本校ヲ經由セスシテ辭令書ヲ受ケタルトキハ其事項ノ履歷上ニ關係アルモノハ直ニ届出ツヘシ
- 第十條 非常事故アルトキハ速ニ登校シ上官ノ指揮ヲ受ケヘシ 事急ヲ要スルトキハ直ニ臨機ノ處置ヲ

ナスヘシ

第三章 校醫ノ服務

- 第十一條 校醫ハ學校長ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル事務ニ從事ス
- 第十二條 校醫ハ每學期定時授業時間内ニ昇校シ衛生上ノ事項ヲ觀察スヘシ
- 第十三條 校醫ハ生徒ノ請求ニ應ジ學校ニ差出スヘキ診斷書ヲ作成スヘシ
- 第十四條 校醫ハ昭和十二年一月二十七日文部省令第二號學校身體檢查規定ニヨリ生徒ノ身體ヲ検査スヘシ
- 第十五條 校醫ハ第十二條ノ場合ノ外學校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時出頭執務スヘシ
- 第十六條 校醫ハ學校附近又ハ學校内ニ傳染病ノ發生シタルトキハ直ニ必要ナル豫防又ハ消毒方法ヲ施シ其狀況ニ依リ學校ノ閉鎖又ハ交通遮斷等ニ關シ意見ヲ學校長ニ申告スヘシ
- 第十七條 校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニツキ生徒課ト打合セラナシ又ハ學校長ニ申告スヘシ

第四章 教育事務分掌

- 第十八條 本校教育事務ヲ監掌スル爲メ主幹主任及教官會ヲ置ク
- 第十九條 本校生徒ノ教育ニ關シ其改良進歩ヲ圖リコレカ實施ノ責ニ任セシムル爲メ各部並ニ各科ニ主幹一人ヲ置ク

但シ某部科主幹ヲシテ他ノ部科主幹ヲ兼ネシムルコトアルヘシ

第二十條 主幹ハ關係教授中ニ就キ學校長之ヲ命ス

第二十一條 主幹ノ監掌スヘキ職務ノ概目左ノ如シ

一 當該部又ハ當該科生徒ノ教授訓練及身分ニ關スルコト

一 其他當該部又ハ當該科ニ關スルコト

第二十二條 主幹ハ生徒課ト協力シ特ニ生徒ノ性格陶冶ノ任ニ當ルヘシ

第二十三條 學校長ハ主幹會ヲ召集シ必要ノ事項ヲ諮詢スルコトアルヘシ

第二十四條 主幹會ハ課長主幹ヲ以テ組織ス

但學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ其他ノ教官ヲ列席セシムルコトアルヘシ

第二十五條 主幹ハ擔當ノ職務ニ關シ關係教官ニ協議スルコトヲ得

第二十六條 主幹會ノ記録ハ庶務課ニ於テ整理保管ス

第二十七條 部又ハ科ノ主幹ヲ缺クトキハ生徒課長又ハ生徒課參與之ニ當ルモノトス

主任

第二十八條 本校各學科目ノ統一ヲ謀リ授業ヲ改善シ效果ヲ擧クル爲メ各學科目ニ主任一人ヲ置ク

但シ體操ニ限リ主任二人ヲ置クコトヲ得

其學科目主任ヲシテ他ノ學科目ノ主任ヲ兼ネシムルコトアルヘシ

第二十九條 學科目主任ハ教授中ニ就キ學校長之ヲ命ス

但シ助教教授又ハ講師ヲ以テ之ニ充ツルコトアルヘシ

第三十條 學科目主任ノ監掌スヘキ職務ノ概目左ノ如シ

一 教授要旨及教授要目ヲ整理實施スルコト

一 教授分擔ニ關スルコト

一 教授用圖書ノ選定ニ關スルコト

一 教授上ニ要スル圖書、器械、標本、材料等ノ經費豫算調製ニ關スルコト

一 其他該學科目ニ關スルコト

第三十一條 學科目主任ハ教務課ト協力シ主トシテ授業ノ效果ヲ増進センコトヲ圖ルヘシ

第三十二條 學校長ハ主任會ヲ召集シ必要ノ事項ヲ諮詢スルコトアルヘシ

第三十三條 主任會ハ課長及主任ヲ以テ組織ス

但學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ其他ノ教官ヲ列席セシムルコトアルヘシ

第三十四條 主任ハ擔當ノ職務ニ關シ關係教官ニ協議スルコトヲ得

第三十五條 主任會ノ記録ハ庶務課ニ於テ整理保管ス

第三十六條 學科目主任ヲ缺クトキハ教務課長又ハ教務課參與之ニ當ルモノトス

教官會

第三十七條 重要ナル事項ニ關シ學校長ノ諮詢ニ應スル爲メ教官會ヲ設ク

教官會ノ會員ハ教授、生徒主事、助教、生徒主事補トス

但シ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ講師及其他ノ職員ヲシテ本會ニ列席セシムルコトアルヘシ

第三十八條 教官會員ハ教官會議ニ附セント欲スル事項アルトキハ之ヲ學校長ニ申請スルコトヲ得

第三十九條 教官會ノ記錄ハ庶務課ニ於テ整理保管ス

第五章 分課規程

第四十條 本校ニ生徒課、教務課、圖書課、庶務課及會計課ヲ置ク

第四十一條 生徒課、教務課、圖書課、庶務課ニ課長ヲ置キ會計課ニ主任ヲ置キ各課ニ課員ヲ置ク

第四十二條 生徒課長ハ生徒主事、教務課長、圖書課長、庶務課長ハ教授、會計課主任ハ書記ニ就キ

學校長之ヲ命ス

第四十三條 課長ノ職務ヲ補助シ若クハ特ニ指定シタル事務ヲ處理セシムル爲メ課參與ヲ置クコトアルヘシ課參與ハ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス

第四十四條 各課長及主任ハ學校長ノ命ヲ承ケ其課主管ノ事務ヲ掌理ス

第四十五條 各課員ハ上官ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

第四十六條 各課ノ主管事務ニシテ他ノ課ニ關係ヲ有スルトキハ關係各課ノ合議ヲ經ヘキモノトス

第四十七條 事務ノ所屬不明ナルトキハ學校長ノ指定シタル課ニ於テ之ヲ處理スヘシ

第四十八條 學校長ハ校務ニ關シ課長會議ヲ開ク、但シ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ課長以外ノ

教官ヲ會議ニ列席セシムルコトアルヘシ

第四十九條 各課員ハ常務ノ外時宜ニヨリ他ノ課ノ事務ヲ補助スヘシ

第五十條 事務員ハ交番ニ當直ヲナスヘシ

第五十一條 生徒課ハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 生徒ノ調育風紀及管理ニ關スルコト

一 生徒ノ出席及勤惰ニ關スルコト

一 生徒ノ體育及運動ニ關スルコト

一 生徒ノ諸願伺屆書ニ關スルコト

一 生徒ノ揭示廣告及集會ニ關スルコト

一 生徒ノ服制ニ關スルコト

一 生徒ノ衛生及身體検査ニ關スルコト

一 生徒控所ニ關スルコト

一 生徒ノ身分ニ關スルコト

一 學級總代ニ關スルコト

一 生徒ノ訓誨及懲戒ニ關スルコト

一 生徒課ニ屬スル文書ノ起家整理保管ニ關スルコト

一 生徒課ニ屬スル物品ノ整理保管ニ關スルコト

一 其他生徒監督ニ關スル一切ノ事項

第五十二條 教務課ハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 授業及教務ニ關スルコト

一 教科用圖書ニ關スルコト

一 生徒募集及入學試験ニ關スルコト

一 學級編成及生徒ノ修業部科及選擇學科目ニ關スルコト

- 生徒ノ學籍ニ關スルコト
 - 生徒ノ退學、休學、修學旅行、見學、教育演習等ニ關スルコト
 - 生徒ノ學業成績考査進級卒業ニ關スルコト
 - 臨時休業ニ關スルコト
 - 教官室ニ關スルコト
 - 教室教具及運動場ニ關スルコト
 - 教具教材ノ設備保管ニ關スルコト
 - 授業ノ視察者又ハ參觀者ニ關スルコト
 - 教務ニ關スル統計表類調製ニ關スルコト
 - 教務課ニ屬スル文書ノ起家整理保管ニ關スルコト
 - 教務課ニ屬スル物品ノ整理保管ニ關スルコト
 - 其他教務ニ關スル一切ノ事項
 - 教務課ニ在テハ專修科及速成科ニ關スル教務ヲ別ニ取扱フコトヲ得
- 第五十三條 圖書課ハ左ノ事項ヲ掌理ス
- 圖書印章ノ監守ニ關スルコト
 - 圖書ノ出納整理保管ニ關スルコト
 - 購入圖書ノ審査ニ關スルコト
 - 圖書ノ貸付及閱覽ニ關スルコト

- 圖書ニ係ル帳簿ニ關スルコト
 - 閱覽室ノ秩序ニ關スルコト
 - 圖書館内ニ設置スル器械標本等ノ整理保管ニ關スルコト
 - 圖書課ニ關スル文書ノ起家整理保管ニ關スルコト
 - 圖書課ニ屬スル物品ノ整理保管ニ關スルコト
 - 其他圖書ニ關スル一切ノ事項
 - 圖書課ニ於テハ別ニ圖書館規則ヲ設クルコトヲ得
- 第五十四條 庶務課ハ左ノ事項ヲ掌理ス
- 御眞影及勅語ニ關スルコト
 - 學校長ノ官印及校印ノ監守ニ關スルコト
 - 公文書類ノ接授起草發送及其整理保管ニ關スルコト
 - 本校ノ諸規則ニ關スルコト
 - 學校長ノ命令傳達及揭示ニ關スルコト
 - 記録ノ編纂保管ニ關スルコト
 - 一覽年報官報報告及統計報告ニ關スルコト
 - 様式ニ關スルコト
 - 職員ノ履歷ニ關スルコト
 - 職員ノ服務ニ關スルコト

- 一 卒業生ニ關スルコト
 - 一 生徒兵役ニ關スルコト
 - 一 卒業、修了、在學證明ニ關スルコト
 - 一 當直ニ關スルコト
 - 一 會議召集ニ關スルコト
 - 一 式場會議室及食堂ニ關スルコト
 - 一 物品ノ授受及寄贈ニ關スルコト
 - 一 庶務ニ係ル文書ノ起草整理保管ニ關スルコト
 - 一 庶務課ニ屬スル物品ノ整理保管ニ關スルコト
 - 一 其他他課ノ主管ニ屬セサル一切ノ事項
- 第五十五條 會計課ハ左ノ事項ヲ掌理ス
- 一 收支豫算及決算ニ關スルコト
 - 一 金銀及物品ノ出納保管ニ關スルコト
 - 一 物品ノ調製、棄却、賣買及貸借ニ關スルコト
 - 一 官有財産及資金ノ保管ニ關スルコト
 - 一 會計帳簿ニ關スルコト
 - 一 校舍ノ建築修繕ニ關スルコト
 - 一 給水電燈瓦斯暖房通信機等學校ノ設備ニ關スルコト

- 一 校地樹木ノ手入ニ關スルコト
- 一 校舎校地ノ警備取締ニ關スルコト
- 一 備入ノ監督及進退ニ關スルコト
- 一 會計ニ係ル公文書類ノ起草整理保管ニ關スルコト
- 一 會計課ニ屬スル物品ノ整理保管ニ關スルコト
- 一 其他會計ニ關スル一切ノ事項
- 一 會計課主任及課員ハ別ニ定ムル物品會計規程細則ニ據リテ執務スヘシ

七 物品會計規程施行細則 (昭和四年二月十九日文部大臣認可)

- 第一條 本校ノ所有ニ屬スル物品ハ學校長之ヲ管理シ、其保管及出納ハ物品會計規則並ニ文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ此細則ニ依リ處理スヘシ
- 第二條 物品ヲ大別シテ備品、消耗品ノ二種トシ又備品ノ各課共用ニ係ルモノヲ共用備品トシ職員各自ニ專用スルモノヲ専用備品トス
- 但シ備品、消耗品ノ種別ハ品質及用途ニ依リ學校長之ヲ定ム
- 第三條 物品ノ出納ハ學校長ノ命令ニ依リ物品會計官吏之ヲ行フヘシ
- 第四條 各課所要ノ物品ハ物品監守者又ハ物品取扱主任ニ於テ品目、數量、需要ノ事由等ヲ記載シタル請求書ヲ會計課ニ差出スヘシ
- 但シ注文上圖案ヲ要スルモノハ之ヲ添付スヘシ

第五條 前條ノ請求ヲ受ケタルトキ物品會計官吏ハ其ノ物品ノ在庫品ナルトキハ之ヲ當該物品監守者又ハ物品取扱主任ニ交付シ受領ノ證トシテ所定ノ傳票ニ捺印セシメ若クハ受領證ヲ徴スヘシ其ノ購入シタルモノ亦同シ

第六條 通常所要ノ物品ハ會計課ニ於テ一年ノ所要高ヲ豫定シ一回若クハ數回ニ取纏メ購入藏置スヘシ第七條 生産又ハ寄贈ニ係ル物品ハ會計課ニ於テ其ノ品目、數量及價格若クハ評價ヲ付シ受入ノ手續ヲナスヘシ

第八條 物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ハ直ニ物品出納簿ニ登記シ備品ニアリテハ現品ニ記號番號ヲ付スヘシ

第九條 物品ノ監守及取扱ニ關スル責任ニ任セシムル爲メ各課ニ物品監守者及物品取扱主任各一名ヲ置キ學校長之ヲ命ス但シ職員各自專用ノ物品ハ各自監守ノ責ニ任セシムヘシ、各課物品監守者ノ所屬監守區域ヲ定ムルコト左表ノ如シ

部局課名	物品監守區域表
生徒課	生徒課室、生徒控室、醫務室、喫煙室
生徒第一分課	寄宿舎、官舎
教務課	教務課室、教官室、教官讀書室、印刷室、教室

教務第一分課	體操教官室、屋內體操場兼柔劍道場、運動場
教務第二分課	銃器室
教務第三分課	音樂學實驗室
圖書課	圖書課室、閱覽室、書庫、標本室
庶務課	庶務課室、校長室、庶務室、會議室、宿直室、講堂
會計課	會計課室、小使室、門衛所、湯殿、食堂、他ノ課ニ屬セサル區域

(倉庫ハ物品會計官吏ノ區域トス)

第十條 物品監守者、物品取扱主任ハ備品監守簿、消耗品受拂簿ヲ備ヘ物品ノ受授ヲナシタル場合ハ直ニ之ヲ記入スヘシ但シ郵便切手ノ受拂ニ就テハ郵便切手受拂簿ヲ備ヘ別途ニ記帳整理スヘシ

第十一條 物品監守者及物品取扱主任更迭シタルトキハ前任者、後任者立會ノ上物品監守簿、消耗品受拂簿ト現品ヲ對照シ其ノ受繼ヲ了シタル年月日ヲ帳簿ニ記入シ相互記名捺印スヘシ

第十二條 物品監守者監守中ノ物品ニシテ自然ニ毀損シ修理又ハ引換ヲ要スルモノアルトキハ直ニ會計課ニ修理又ハ引換ヲ請求スヘシ
會計課ハ前項ニ依リ修理ヲ了シタルトキハ直ニ物品監守者ニ引渡スヘシ
第十三條 物品監守者監守中ノ物品ニシテ不用トナリタルモノハ會計課ニ返付シ其監守簿ニ物品會計官吏ノ受領證印ヲ蓋シ其事由年月日ヲ記スヘシ

- 第十四條 物品會計官吏ニ於テ前條ノ物品返付ヲ受ケ將來所要ノ目的ナシト認メタルモノハ其處分案ヲ付シ學校長ノ決裁ヲ受クヘシ
- 第十五條 物品監守者監守物品ノ票札ヲ汚損シ又ハ紛失シタルモノアルトキハ直ニ物品會計官吏ニ通告シ更ニ票札ノ貼付ヲ乞フヘシ
- 第十六條 物品監守者監守中ノ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ其品名、數量、記號、番號等ヲ取調ヘ始末書ヲ具シ物品會計官吏ヲ經由シテ學校長ニ申報スヘシ
- 第十七條 各課所屬ノ物品ハ物品會計官吏左ノ各項ニ依リ監督スヘシ
 - 一 物品ハ毎年一回帳簿ト現品トヲ對照調査スルコト
 - 一 前項ノ調査ニ於テ物品ノ亡失、毀損ヲ發見シタルトキ又ハ物品使用上ニ付意見アルトキハ學校長ニ申告シ其處理ヲ求ムルコト
- 第十八條 物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明確ナラシムル爲左ノ帳簿ヲ備フヘシ
 - 物品出納簿
 - 備品カード
- 第十九條 物品監守者ハ物品ノ監守、物品取扱主任ハ消耗品受拂ヲ明確ニスル爲メ左ノ帳簿ヲ備フヘシ
 - 備品監守簿
 - 消耗品受拂簿
- 第二十條 第十八條第十九條ノ外向補助簿ヲ要スルトキハ適宜之ヲ設クヘシ
- 第二十一條 物品檢閲ヲ分チテ定期、臨時ノ二種トス
 - 定期檢閲ハ毎年一回臨時檢閲ハ必要ト認メタル場合ニ之ヲ執行ス
- 第二十二條 物品檢閲委員ハ左ノ如シ

- 一 委員長 一名 教授ヲ以テ之ニ充ツ
- 一 委員 若干名 職員中ヨリ命ス
- 第二十三條 物品檢閲委員ノ檢閲事項左ノ如シ
 - 一 物品保管ノ適否
 - 二 備品使用ノ適否
 - 三 消耗品消費ノ適否
 - 四 物品缺損ノ有無
 - 五 帳簿ト現品トノ對照
- 第二十四條 物品檢閲上在庫品ニ付テハ物品會計官吏、使用中ノ物品ニ付テハ物品監守者、消耗品ニ付テハ物品取扱主任ニ於テ其保管監守、取扱ニ屬スル現品及帳簿等ヲ取揃ヘ之レカ點檢ヲ受ケ檢閲上委員ノ質問ニ答辯スヘシ
- 第二十五條 物品檢閲委員ニ於テ檢閲上故障ナシト認定シタルトキハ帳簿ニ檢閲年月日ヲ記入シ委員長之ニ署名捺印スヘシ
 - 檢閲上故障アリタルトキハ該責任者ヨリ始末書ヲ徴スヘシ
- 第二十六條 物品檢閲委員其檢閲ヲ了シタルトキハ其願末ヲ具シ意見ヲ付シテ學校長ニ申報スヘシ
- 第二十七條 本細則ニ據ル諸帳簿等ノ様式ハ昭和三年二月文部省訓令第一號用紙類標準規格規程ニ依リ調製スヘシ
 - 但シ前項ノ規程ニ依リ難キモノハ別紙様式ニ依ルヘシ

第二十八條 分任物品會計官吏ノ取扱ニ係ル圖書、機械、標本ハ本細則ニ準シ取扱フヘシ

附 則

本細則ハ昭和四年四月一日ヨリ施行ス

八 御眞影、御親署教育勅語並ニ勅語謄本奉安規程

第一條 御眞影ハ校長室内ノ奉安金庫ニ奉安スルモノトス

第二條 御親署教育勅語、教育勅語及詔書類ノ謄本ハ奉安金庫内ニ奉安スルモノトス

第三條 御眞影、御親署教育勅語及教育勅語並ニ詔書類ノ謄本ハ學校長之ヲ奉護スルモノトス

但シ學校長事故アル時ハ上席教授、勤務時間以外ハ當直職員之ニ當ルモノトス

第四條 奉安金庫ノ開閉ハ學校長之ヲ掌ルモノトス

但シ學校長事故アル時及變災ノ場合ハ此ノ限りニアラス

第五條 奉安金庫ノ鎖鑰ハ學校長之ヲ保管スルモノトス

但シ學校長事故アル時及勤務時間以外ハ第三條ノ但書ヲ適用ス

第六條 非常變災ノ場合ニ於テハ御眞影、御親署教育勅語及教育勅語並ニ詔書類ノ謄本ハ左記第一奉

遷所ニ、同奉遷所モ危険ナリト認ムル時ハ第二奉遷所ニ奉遷スルモノトス

第一奉遷所 共立女子職業學校(神田區一ツ橋)

第二奉遷所

第七條 前條第一及第二奉遷所共ニ危険ナリト認ムル時ハ學校長ハ臨機奉遷所ヲ選定シテ奉遷スルモ

ノトス

第八條 前條及前々條ノ場合ニ於テハ相當ノ奉護者ヲ附スルモノトス

第九條 學校長八月一回御眞影ニ御眞狀ナキヤヲ確メ奉安上萬遺憾ナキヲ期スルモノトス

九 文書取扱規程

第一條 本規程ニ於テ文書ト稱スルハ圖書新聞雜誌廣告類以外ノ公文書ヲ云フ

第二條 總テ文書ハ校長ニ稟議シ決裁ヲ經タル後ニアラサレハ發送又ハ其他ノ處分ヲナスコトヲ得ス

但シ事務簡捷上豫メ校長ノ承認ヲ與ヘタル事項ハ主管課ニ於テ專行スルコトヲ得

第三條 到達シタル文書ハ庶務課ニ於テ接受シ左ノ各號ニヨリ取扱フモノトス

一、校長宛親展及特定ノ文書ハ封緘ノ儘親展文書受付簿ニ記入ノ上提出スヘシ

二、課長又ハ主任ニ宛テタルモノハ宛名人ニ配付スヘシ

三、前各號ノ外之ヲ開封シ文書件名簿ニ記載シテ校長ノ査閱ヲ受ケ各主管課ニ配付スヘシ

第四條 校長ノ閱了シタル親展又ハ特定ノ文書ニシテ機密ニ屬セサルモノ又ハ課長其他ヨリ回付シタル

文書ハ庶務課ニ於テ前條第三號ニ準シ取扱フヘシ

第五條 主管課ニ於テ文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ速ニ審理シ處理案ヲ具シ課長又ハ課主任ヲ經テ校

長ノ決裁ヲ受クヘシ

文書件名簿ハ檢印ノ上庶務課ニ返付スヘシ

第六條 文書處理上合議ヲ要スルモノハ關係各課ニ回付シ主任ニ於テ閱覽ノ必要アリト認ムルモ

ノハ關係主幹主任ニ回付ヲ要ス

第七條 親展書留又ハ配達證明等特殊取扱ヲ要スルモノ或ハ電報其他急ヲ要スルモノハ其旨原議案ニ標記スヘシ

第八條 文書ノ發送ハ左ノ各號ニ依リ取扱フモノトス

- 一、校長ノ名ヲ以テスル文書ハ庶務課ニ於テ淨書シ其他ハ各主管課ニテ淨書シ其他ハ各主管課ニテ淨書校合ノ上原議案ト共ニ之ヲ庶務課ニ回付スヘシ但シ校長ノ名ヲ以テスル文書ト雖浩澣ナルモノ又ハ金員數量等總テ計算ヲ要スルモノハ主管課ニ於テ淨書校合スヘキモノトス
- 二、淨書済ノ文書ハ庶務課ニ於テ文書件名簿ニ登載ノ後番號ヲ付シ校長官印又ハ校印契印ヲ押捺シ發送手續ヲナスヘシ
- 三、前號ノ手續ヲ了シタルトキハ原議案ニ施行月日ヲ記入シ主管課ニ返付スヘシ
- 四、第二條但書ノ文書ハ前號ニ準シ各主管課ニ於テ取扱ヒ發送物件ハ庶務課ニ送付スヘシ

第九條 同一事件ノ往復文書ハ必ス之ヲ合綴シ完結文書ハ各主管課ニ於テ整理保管ヲ要ス

第十條 文書ハ完結ノ順序ニヨリ編綴シ卷首ニ目錄ヲ付シ曆年又ハ會計年度ニヨリ別冊トナス但シ整理上右ニヨリ難キモノハ此ノ限りニアラス

第十一條 文書ノ保存ハ之ヲ永久、十年、三年、一年ノ四種トシ文書編纂ノ種類及保存期限ハ主管課ニ於テ之ヲ定メ校長ノ承認ヲ受クヘシ

第十二條 保存期限ハ文書完結ノ翌年ヨリ起算ス但シ會計年度ニ屬スルモノハ翌年度ヨリ起算ス編纂済ノ文書ハ文書臺帳ニ登録シ之ヲ一定ノ場所ニ保管スヘシ

第十三條 保管期限經過ノ文書ハ經伺ノ上之ヲ會計課ニ引繼クヘシ

前項引繼ヲ了シタルトキハ文書臺帳ニ其ノ年月日ヲ記入スヘシ

第十四條 機密ニ屬スル文書ハ秘密文書件名簿ヲ備ヘ本規程ニ準據シ特ニ其ノ取扱ヲ慎重ニスヘシ

第十五條 當直中ニ於ケル文書ハ當直規則ニ據ル

附 則

第十六條 文書ニ付スヘキ記號番號左ノ如シ

東外生第	號	生徒課
東外教第	號	教務課
東外圖第	號	圖書課
東外庶第	號	庶務課
東外會第	號	會計課
東外祕第	號	

一〇 當直規則

第一條 當直ハ丁年以上ノ男子事務員一名宛順次ニ之ヲ勤務スルモノトス

第二條 當直日ヲ分チテ平日及休暇日ノ二種トス

第三條 當直ノ時限ハ平日ハ退出時間ヨリ翌日ノ出勤時間マテトス 休暇日ハ平日ノ出勤時間ヨリ翌日ノ出勤時間マテトス

第四條 當直勤務ノ順序ハ毎月庶務課之ヲ定ム

第五條 當直ノ勤務ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、當直員ハ當日退出前庶務課ヨリ當直日誌、文書受附簿、當直印章、奉安金庫ノ鍵、鍵箱、郵便切手、職員宿所名簿、教官授業時間表ヲ受取ルヘシ
- 二、當直中ハ巡視小使等總テ備人ノ監督取締ニ任スヘシ
- 三、校内ノ警備取締ニ任シ適宜巡回警邏スヘシ、殊ニ就寝前必ス備人ヲ指揮シテ各室ヲ巡視シ火氣ノ仕末ヲ嚴戒且戸締等ニ注意スヘシ
- 四、備人ニ於テ早朝校内巡回及各室ノ閉鎖ニ當リ異狀ノ有無ヲ確メタル結果ハ必ス之ヲ聴取スヘシ若シ異狀ヲ認メタル場合ハ速ニ適當ノ措置ヲ講スヘキモノトス
- 五、出火、近火、其他ノ事變ニ際シテハ非常心得ノ規定ニヨリ巡視及小使ヲ指揮シ臨機ノ處置ヲナスヘシ
- 六、接受シタル公文書ハ親展ヲ除クノ外ハ開封シ其至急ヲ要スルモノハ電話又ハ其他ノ方法ニヨリ直ニ學校長ニ通シ其決裁ヲ得テ之ヲ處理スヘシ
- 七、學校長宛速達便及至急親展ノ文書又ハ親展ノ電報ヲ接受シタル時ハ直ニ電話ニテ其處理ノ指揮ヲ乞フヘシ
- 八、書留郵便物ヲ接受シタル時ハ當直印及自己ノ認印ヲ受取證ニ押捺シテ配達夫ニ交付スヘシ
- 九、第六號及第七號以外ノ文書ハ封緘ノ儘之ヲ保管シ翌日庶務課ヘ引繼クヘシ
- 一〇、職員宛電報ヲ接受シタル時ハ電話ヲ以テ通知シ得ル場合ハ直ニ之ヲ名宛人ニ報シ其要求ニ

ヨリ開封シテ電文内容ヲ申送ルヘシ但シ電話ヲ以テ通知シ得サル時ハ其私宅ニ送達スヘシ

一一、當直時間内ニ於テハ庶務課電話ヲ當直室ヘ接続シ主トシテ當直員之ニ當ルヘシ

一二、當直員ハ當直時間内ニ於ケル公文書ノ發送ヲ掌ルヘシ

一三、當直日誌ニハ當直員姓名、月日、曜日、處理事件及接受發送文書並警備取締ノ狀況ヲ明記シ第一號ニ記セル他ノ物品ト共ニ翌日庶務課ニ引繼クヘシ若シ翌日休暇日ニ當ル時ハ次番ニ引繼クヘシ

一四、郵税未納又ハ不足ノ郵便物ヲ配達シ來ル時ハ配達夫ニ翌日ノ執務時間中ニ再ヒ持子來ルヘキ旨ヲ告ケ返却スヘシ

第六條 新任者ノ當直勤務ハ就任ノ一週間後ヨリ始ムルモノトス

第七條 病氣其他ノ事故ニヨリ當直勤務ヲ爲スコト能ハサル時ハ其日限ヲ定メ届出ツヘシ

前項ニヨリ當直勤務ヲ缺キタル者ハ其事故終リタル翌日之ヲ補勤スヘシ但シ事故連續七日以上ニ及ヒタル者ハ補勤ヲ免ス

第八條 前條ノ缺勤者アル時ハ其補勤ヲナスニ至ルマテ當直勤務順序ヲ繰上クルモノトス

第九條 執務時間ニ付キ特ニ定メアル者ハ當直ト相重ナルコトヲ得ス

第十條 前條又ハ其他ノ理由ニ依リ當直當番者ハ庶務課長ノ許可ヲ得テ他ノ當直者ト合意ノ上交替勤務スルコトヲ得

第十一條 當直員勤務中病氣其他已ムヲ得サル事故ニヨリ歸宅セントスルトキハ次番ノ當直勤務者ヘ急報シテ其出勤ヲ求メ之ト交代シテ後歸宅スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第七條第二項ノ規定ヲ準用ス

第十二條 同一ノ當直者平日休暇日連續シテ當直勤務ニ當ルヘキ順序トナリタル時ハ休暇日ハ當直當番本人ヲシテ勤務セシメ平日休暇日ノ前ナルトキハ次番平日當番者二人ヲシテ順次線上ケ平日勤務ヲ爲サシメ本務者ハ休暇日後第二日目ノ平日勤務ニ當ラシム休暇日ノ後ナルトキハ直後ノ次番者ヲシテ休暇翌日勤務ヲ爲サシメ本務者之ト交代勤務ス

第十三條 事務員出張ヲ命セラレタルトキハ出發前日出張中歸校ノ翌日當直ヲ免除ス學校長ニ於テ免除ノ必要アリト認メタル者亦同シ

第十四條 當直ノ翌日ハ事務ニ差支ナキ限り正午退出スルコトヲ得

一一 非常心得

第一條 本心得ニ於ケル非常トハ火災震災其他ノ事變ヲ云フ

第二條 非常ノ節ハ職員及備人ハ報知防備及警衛ノ任務ニ従事スヘシ

第三條 非常報知ハ左ノ順序ニヨリ電話又ハ他ノ方法ニヨリ急報スヘシ

一、學校長

二、課長、會計主任

三、生徒主事

四、職員

五、文部省

出火ノ場合ニ於テハ第一消防署警察署ニ報知スヘシ

第四條 防火ハ消火栓消火器其他適當ノ方法ニヨルヘシ

第五條 運搬ハ左記ノ順序ニヨリ安全ナル場所ヘ搬出スヘシ

一、御眞影、御親署勅語、勅語、詔書

二、各室内非常持退ノ印アルモノ

三、圖書、機械、標本

四、其他ノ什器

第六條 警衛ハ左ノ方法ニヨルヘシ

一、出火又ハ近火ノ節ハ巡視ハ門側ニ立チテ出入ヲ嚴ニシ來援者姓名ヲ書留ムヘシ

一、夜間ニ在リテハ校門ニ提灯ヲ掲クヘシ

一、職員生徒備人又ハ眞正ノ應援者ト認メ得ヘキモノ、外妄リニ構内ニ入ラシム可ラス

一、搬出品ハ必ス監守ヲ附スヘシ

第七條 第三條乃至第六條ノ任務ハ在校上官者之カ指揮ヲ司ルモノトス

第八條 消防具其他ノ非常用具ハ會計課ニ於テ時々之ヲ檢査スヘシ

本校職員居住所文部省及直轄學校ニ於テ出火又ハ近火アルコトヲ知リタルトキハ速ニ人ヲ派シテ訪問救援セシムヘシ

第九職員

(昭和十二年十月調)

一職員

校長

名譽教授

教授

英語 教務課長
 佛語 圖書課長 佛語部主幹
 獨語 庶務課長 獨語部主幹
 西語 西語部主幹
 英語

戶澤正保
 武內大造
 長屋順耳
 八杉貞利
 片山太寬
 瀧村立太
 田代光雄
 金澤一郎
 千葉

伊語 伊語主任
 英語 英語部主幹
 英語 英語主任
 商業、貿易、圖書課參與 貿易科主幹 貿易事情及商業主任
 獨語、獨語部主幹 獨語部主幹
 蒙古語 支那語 蒙古語部主幹 蒙古語主任
 伊語 教務課參與 伊語部主幹
 露語 露語部主幹
 支那語 支那語部主幹 支那語主任
 英語 英語主任
 民法、刑法 法律主任
 獨語 獨語主任
 修身 哲學概論 倫理學 修身、哲學及教育學主任
 西語 西語主任
 國語 文科主幹 國語主任
 佛語 佛語主任
 英語

パチエラー・オブ・アーツ(パトラ大學)
 (兼任)

粟田三吾
 大橋榮三
 井手義行
 落合泰次郎
 神谷彌平
 吉田邦平
 松田衛
 宮越健太郎
 大岩元三郎
 小林清貞
 小笠原稔
 藤井章
 永田寬定
 友枝照雄
 增田俊雄
 岩崎民平

佛 語 兼浦和高等學校教授
 佛 語 殖民衛生、殖民地事情及殖民政策主任
 馬來語、葡 語 馬來語部主幹 馬來語及葡語主任
 經濟原論、財政學、憲法、商法 經濟主任
 修身、論理學、心理學 兼生徒主事
 西 語
 支那語
 露 語
 國際法、外交史、行政法
 農業乳産、採種學、地質及土壤學、畜産學 農業主任
 葡 語 葡語部主幹 葡語主任 舍監
 ヒンドスタニー語 (在外研究中)

大 鷲 尾 三 猛
 半 澤 耕 貫
 朝 倉 純 孝
 今 井 秀 三
 鈴 木 秀 夫
 笠 井 鎮 三
 清 水 元 助
 除 村 吉 太 郎
 海 妻 玄 彦
 田 中 芳 助
 仲 野 武 男
 龜 井 辰 雄
 青 木 重 孝
 星 木 重 誠
 蒲 生 禮 一

露 語 佐 藤 勇
 支那語 內 之 宮 金 城
 生徒課長 兼教授 小 林 清 貞
 生徒主事 教 授 鈴 木 秀 三
 配 屬 將 校 (兼任) 陸軍歩兵中佐 平 岡 閏 造
 教 練 教練主任
 助 教 授
 教 練 體操主任 (兼任) 生徒主事補 小 鹿 原 新 平
 體操 窪 田 博
 佛 語 貴 志 忠 直
 西 語 高 橋 正 武
 蒙古語 竹 內 幾 之 助
 英 語 市 川 四 郎

生徒主事補

兼助教 陸軍歩兵 中尉 小鹿原新平

備外國人教師 (就職順)

英語 オースチン、ウイリアム、メドレー (英國) Austin William Medley
 露語 カンナダート・フィロソフイー (ロシア) ドシヤン、ニコラエウイチ、トドロウイチ (セルビア) Dushan Nikolaevitch Todorovitch
 獨語 ドクトル、ユリス(ライプチヒ大學) ワルテル、ロエン (德國) Walther Rein
 西語 リセンシアード、エン、フィロソフキ、イ、レトラス(マドリッド大學) ホセー、ムニョス (西國) José Muñoz
 葡語 ショアン、ダイヤル、アマランテス、ピント (葡國) José d'Amaral Abrancho Pinto
 支那語 包象寅 (中華民國)
 蒙古語、支那語 施雲卿 (蒙古)
 佛語 バシユリエ、エス、レットル(巴黎大學) フレデリック、ヌウエット (佛國) Frédéric Nouet

ヒンドスタニー語 (アラハバード大學) モハマツ、ヌールウル、ハサン、バルラース (印度) Md. Nurul Hasan Parhusip
 ベルシヤ語 (パチエラー、オフトレーニン) イエ、アー、カンタ (和蘭國) J. A. Cantla
 英語 (アルガル、モスレム大學) ウキルフリテス、サバルジヨ、ブルラタル、クンタ (瓜哇) Wilfridus Sabardjo Poerwodarminta
 馬來語 (パチエラー、オフトレーニン) アルバート、シドニー、ホーンビー (英國) Albert Sydney Hornby
 英語 (ロンドン大學)

講師 (就職順)

露語 馬場哲哉
 商業算術 村林專之助
 タイプライティング 松岡元興
 歴史 齋藤阿具
 露語 藤平文蔵
 測量及土木 測量及土木主任 東京帝國大學工學部教授 工學博士 關藤信雄
 心理学 文部省圖書監修官 堀瀬彦蔵
 西語 馬場稱徳
 社會學 社會學主任 東京帝國大學文學部助教授 今井時郎

牧務課
 庶務課
 會計課
 圖書課
 會計課
 牧務課
 生徒課
 生徒課
 會計課
 會計課
 圖書課

事務嘱托

雇員

會計主任
 伊藤 東二
 小藤 蘭
 森 尚長
 棚田 道雄
 瀬沼 芳衛
 中川 雄
 茂木 剛三
 中原 隆
 中 正
 梶山 正
 古川 久
 島田 亮
 鏑本 三郎
 伊藤 藤一
 佐々木 正巳

牧務課
 圖書課
 庶務課
 會計課
 庶務課
 圖書課
 牧務課
 生徒課

町田 正三
 井上 喜一
 堀江 武治
 渡邊 昭市
 山内 照郎
 岩水 史郎
 小林 史郎
 大友 長資

二前職員

○校長 就職年月日 退職年月日

男 神田 乃武(東京)明治三三、三、明治三三、四、七
 文學博士 上田 萬年(東京)明治三三、四、七、明治三三、二、三〇
 文學博士 高楠順次郎(兵庫)明治三三、二、三〇、明治四〇、七、七
 文學博士 村上直次郎(大分)明治四〇、七、七、大正七、九、二四
 文學博士 茨木清次郎(石川)大正七、九、二四、大正八、四、二五
 文學士 長屋 順耳(岐阜)大正八、四、二五、昭和七、八、四

○教授

吉田 義靜(熊本)明治三二、明治三三、
 古川常一郎(東京)明治三二、明治三三、
 山口 弘一(東京)明治三二、明治三三、
 山崎 英夫(長崎)明治三二、明治三四、
 長谷川辰之助(東京)明治三二、明治三五、
 本田増次郎(岡山)明治三三、明治三五、
 吳 春齋(東京)明治三五、明治三六、
 岡倉由三郎(東京)明治三四、明治三八、
 尺 秀三郎(東京)明治三四、明治四二、
 平井 金三(東京)明治三五、大正元、

伊藤 平藏(東京)明治三三、大正二、
 淺田 榮次(東京)明治三三、大正三、
 水野繁太郎(岡山)明治三二、大正四、
 文學士 手塚 光貴(鹿児島)明治四二、大正四、
 文學士 大津 康(山梨)明治四四、大正四、
 山口小太郎(東京)明治三二、大正六、
 文學博士 金澤庄三郎(北海道)明治三三、大正六、
 文學士 柳 志根(朝鮮)大正五、大正六、
 篠田 賢易(東京)明治三四、大正七、
 本田 存(東京)明治三七、大正七、
 重野紹一郎(鹿児島)明治三八、大正七、
 北島 常晴(東京)大正七、大正八、
 子爵 福岡 秀猪(東京)明治三三、大正八、
 文學士 松本 義顯(和歌山)大正元、大正八、
 村井 知至(東京)明治三二、大正九、
 上條 長藏(長野)大正四、大正九、
 山口鐵次郎(富山)大正九、大正一〇、
 松永 信成(兵庫)大正八、大正一〇、

井上源次郎(群馬)明治四四、大正一〇、
 法學士 樋田豐太郎(大分)大正九、大正一一、
 土田 半六(東京)明治三三、大正一一、
 鈴木於菟平(東京)明治三五、大正一一、
 文學士 岡田 正美(東京)明治四二、大正一一、
 岡本 正文(愛媛)明治三七、大正一一、
 文學士 峰尾 都治(東京)大正一〇、大正一一、
 文學士 島本愛之助(東京)大正二、大正一一、
 上原 綱藏(熊本)大正八、大正一一、
 豐島 昌英(茨城)大正一一、大正一一、
 稻田 昌植(東京)大正九、大正一一、
 辻 高衛(東京)大正六、昭和三、
 柴田 猛猪(高知)明治四四、昭和八、
 奥村外次郎(石川)大正一四、昭和八、
 出村 真一(愛知)大正一四、昭和八、

○助教

檜山剛三郎(東京)明治三三、明治三三、
 鈴木虎之助(東京)明治三三、明治三三、
 長谷川福橋(東京)明治三二、明治三五、
 村上 久吉(廣島)明治三二、明治三五、

若林 政介(茨城)明治三八、明治三九、
 宮崎 儀平(北海道)明治三五、明治四〇、
 五十嵐 清(東京)明治三四、明治四一、
 紫野莊三郎(東京)大正一〇、大正一一、
 日比 文哉(岐阜)大正七、大正一一、
 乾 彦一(京都)大正一〇、大正一一、
 笠 喜三郎(福岡)大正七、大正一一、
 小山 長助(山形)大正一一、昭和二、
 日高 勇人(島根)昭和三、昭和五、
 塚田十一郎(新潟)昭和六、昭和一二、

○僱外國人教師

ウラジミル・フアメンコ(露國人)明治三三、明治三三、
 コナールド・フランリス(英國人)明治三三、明治三三、
 マツケロー エミル・マツチーゼン(獨國人)明治三三、明治三三、
 實 自 元(清國人)明治三三、明治三三、
 アルフォンソ・ガスコ(伊國人)明治三三、明治三三、
 尹 致 肝(韓國人)明治三三、明治三三、
 テー・ビー・スプリーナ(米國人)明治三三、明治三三、
 エマ・エル・トロンコロ(佛國人)明治三三、明治三三、
 パウエル・スミス・ロー(露國人)明治三三、明治三三、
 ウスキ

長 李 移(清國人) 明治三、明治三、
 金 國 環(清國人) 明治三、明治三、
 フランシス・ユグリン(西國人) 明治三、明治三、
 エミール・ハリ(西國人) 明治三、明治三、
 ナーコフ・ユセフ(西國人) 明治三、明治三、
 子 沖 漢(清國人) 明治三、明治三、
 オット・シエー(西國人) 明治三、明治三、
 博 齊(清國人) 明治三、明治三、
 遺 慶 換(清國人) 明治三、明治三、
 ブーエツチ・ホイス(西國人) 明治三、明治三、
 エミール・サビ(西國人) 明治三、明治三、
 ラフエール・フォン(西國人) 明治三、明治三、
 ケベール 西(清國人) 明治三、明治三、
 チューザレ・ノルサ(西國人) 明治三、明治三、
 チューザレ・スコラスチ(西國人) 明治三、明治三、
 アレキサンデル・ベトロフ(西國人) 明治三、明治三、
 張 廷 彦(清國人) 明治三、明治三、
 朴 羽 陽(清國人) 明治三、明治三、
 ノニー・エル・ダット(西國人) 明治三、明治三、
 ケー・チー・アチ(西國人) 明治三、明治三、
 松 雲 程(清國人) 明治三、明治三、

盛(清國人) 明治三、明治三、
 スンダラム・シバラム(西國人) 明治三、明治三、
 カナバ 丹(清國人) 明治三、明治三、
 アントン・ホエル(西國人) 明治三、明治三、
 羅 全 丹(清國人) 明治三、明治三、
 イブラヒム・ビン・アハマト(西國人) 明治三、明治三、
 ムハマツド・バラカツラー(西國人) 明治三、明治三、
 エルウキン、ワルテル(西國人) 明治三、明治三、
 文 誠(清國人) 明治三、明治三、
 アハメツド・ビン・アンバク(西國人) 明治三、明治三、
 ゴンサロ・ヒメネス・デ・ラ(西國人) 明治三、明治三、
 エスバダ 西(清國人) 明治三、明治三、
 ア ン・ヤ ツ フ(西國人) 明治三、明治三、
 テバリラル・シン(西國人) 明治三、明治三、
 除 成 立(清國人) 明治三、明治三、
 ホール・ジャク(西國人) 明治三、明治三、
 パチー・ビン・ワン(西國人) 明治三、明治三、
 ハリハルナツト・ツラ(西國人) 明治三、明治三、
 韓 種 精 阿(清國人) 明治三、明治三、
 エリー・オーア(西國人) 明治三、明治三、
 イブラヒム・ビン・バチー(西國人) 明治三、明治三、
 ヘンリー・ドラモンド(西國人) 明治三、明治三、

ゴンホ・バドマ(西國人) 大正二、大正三、
 テー・フアン・ヒンロー(西國人) 大正二、大正三、
 シン・ララ(西國人) 大正二、大正三、
 ビシム・ハリ(西國人) 大正二、大正三、
 ベンジャミン・アレター(西國人) 大正二、大正三、
 チャーレス・ソア(西國人) 大正二、大正三、
 エヌ・ビー・ビー・ドレイ(西國人) 大正二、大正三、
 ララ・アツタル(西國人) 大正二、大正三、
 アルベール・フリー(西國人) 大正二、大正三、
 モイズ・シヤール(西國人) 大正二、大正三、
 エル 佛(清國人) 大正二、大正三、
 チモ・バスト(西國人) 大正二、大正三、
 パ ン 白(清國人) 大正二、大正三、
 アンドロウ・フランク(西國人) 大正二、大正三、
 マス 英(清國人) 大正二、大正三、
 バドル・イスラム(西國人) 大正二、大正三、
 ア ン 印(清國人) 大正二、大正三、
 フランク・ホー(西國人) 大正二、大正三、
 ソガリエー(西國人) 大正二、大正三、

本科生

第十 生徒委員 (ABC順) (昭和十二年四月十一日現在)

英語部文科(學)第四學年

昭治山田 藤田 博 (東京) 早稻田 永松元雄 (大分)
 昭石和 藤田 博 (東京) 早稻田 永松元雄 (大分)
 昭明和 藤田 博 (東京) 早稻田 永松元雄 (大分)
 昭原和 藤田 博 (東京) 早稻田 永松元雄 (大分)
 昭和 藤田 博 (東京) 早稻田 永松元雄 (大分)

英語部文科(律)第四學年

昭和田 八中 鈴木時雄 (秋田) 昭東京三 高瀬正夫 (茨城)
 昭和田 八中 鈴木時雄 (秋田) 昭東京三 高瀬正夫 (茨城)

英語部貿易科第四學年

昭文都 六江 江藤正年 (東京) 昭旭和 八中 岸本辰雄 (北海道)
 昭明和 九中 荒井一雄 (愛知) 昭旭和 八中 岸本辰雄 (北海道)
 昭明和 九中 荒井一雄 (愛知) 昭旭和 八中 岸本辰雄 (北海道)
 昭明和 九中 荒井一雄 (愛知) 昭旭和 八中 岸本辰雄 (北海道)

昭北和 七中 安藤 勇 (岐阜) 昭京和 九中 菅原 大一 (岩手)
 昭北和 七中 安藤 勇 (岐阜) 昭京和 九中 菅原 大一 (岩手)

英語部文科(學)第三學年

昭早和 九中 石川 弘 (東京) 昭松和 十中 金田 正吾 (東京)
 昭早和 九中 石川 弘 (東京) 昭松和 十中 金田 正吾 (東京)

英語部文科(律)第三學年

昭山和 九中 野村 耕平 (廣島) 昭京和 九中 佐藤 昇 (東京)

英語部貿易科第三學年

昭東和 十中 藤平 迪男 (東京) 昭京和 十中 栗原 重雄 (東京)
 昭東和 十中 藤平 迪男 (東京) 昭京和 十中 栗原 重雄 (東京)

高城 九中 松岡行夫 (香川)
下松 八中 內藤徹夫 (山口)

佛語部文科(學)第二學年

水戸 十中 朝倉徹也 (神奈川)
鳥取 十中 五典藏 (東京)

佛語部文科(法)第二學年

曉星 十中 原正夫 (岡山)
和星 九中 藤積良平 (東京)

佛語部貿易科第二學年

水戸 八商 江次長 (茨城)
宇都宮 八商 加藤隆英 (滋賀)

大城 九中 野崎與左衛門 (福島)
大和 六中 小川元次 (島根)

大田 六中 田共平 (島根)
大和 八中 太田勝也 (静岡)

大和 八中 影山浩 (東京)
大和 九中 清水廣 (東京)

大和 八中 近藤正人 (千葉)
大和 十中 倉田喜雄 (東京)

大和 八中 杉浦宏 (静岡)
大和 十中 山崎智徳 (山口)

大和 十中 劉增榮 (臺灣)
大和 十中 佐々木重二 (秋田)

大和 十中 高橋治郎 (埼玉)

前星 九中 武博宜 (群馬)

大和 十中 竹下春日 (千葉)

大和 十中 高橋治郎 (埼玉)

大和 十中 高橋治郎 (埼玉)

大和 十中 高橋治郎 (埼玉)

大和 十中 高橋治郎 (埼玉)

高城 十中 高山重次 (静岡)
和田 九中 豐岡克徳 (新潟)

佛語部文科(學)第一學年

横濱 八中 兩宮浩一 (神奈川)
東京 二中 日高八郎 (鹿兒島)

佛語部文科(法)第一學年

成城 七中 安部正康 (静岡)
浦和 七中 福永一好 (北海道)
曉星 十中 羽田尹宣 (東京)
和星 十中 八田謙平 (愛知)

佛語部貿易科第一學年

三國 一中 淺井忠治 (福井)
三和 一中 長谷川二三男 (新潟)

千代田 九中 山本利夫 (愛知)

文部 十中 國井長次郎 (福島)

文部 十中 前川二郎 (鳥取)

御殿場 七中 石田重光 (神奈川)

御殿場 七中 姜甲徳 (朝鮮)
明和 九中 中川弘通 (東京)
昭和 十中 中村靜雄 (東京)

御殿場 七中 石田重光 (神奈川)

第一東京市中 十一中 市橋友彌 (三重)

濱松 九中 山下敏夫 (静岡)

静岡 十中 門奈正雄 (静岡)

静岡 十中 豐島基 (秋田)

海城 九中 野口武夫 (佐賀)

海城 九中 大石榮四郎 (佐賀)
田川 九中 佐々木好彦 (福岡)
宇治山田 十中 關川信夫 (東京)

海城 九中 野口武夫 (佐賀)

曉星 十中 久保嘉夫 (東京)
和星 十中 御子柴多 (東京)

昭山和十 昭本和十 昭鹿和十 昭曉和十 昭曉和十 昭松和十
 二中 二中 一中 九中 二中
 岡村保美 (山口)

獨語部文科(學)第四學年

昭東和八 昭北和八 昭本和八 昭松和八
 八中 八中 八中 八中
 小池 昭 (東京)

獨語部文科(律)第四學年

昭大和六 昭高和六 昭中和六 昭島和六 昭青和六 昭島和六 昭青和六 昭島和六
 六中 六中 六中 六中 六中 六中 六中 六中
 花澤三郎 (千葉)

獨語部貿易科第四學年

昭橫和九 昭東和九 昭京和九 昭東和九 昭東和九 昭東和九 昭東和九 昭東和九
 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中
 八木橋維四郎 (秋田)

昭東和八 昭北和八 昭本和八 昭松和八
 八中 八中 八中 八中
 酒井善七 (東京)

昭東和八 昭北和八 昭本和八 昭松和八
 八中 八中 八中 八中
 志村博 (東京)

昭東和十 昭本和十 昭東和十 昭本和十 昭東和十 昭本和十 昭東和十 昭本和十
 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中
 中山谷達男 (新潟)

昭山和八 昭本和八 昭松和八
 八中 八中 八中
 宇佐川祐士 (山口)

昭延和七 昭和九 昭芝和九 昭勢和九 昭勢和九 昭勢和九 昭勢和九 昭勢和九
 七中 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中
 矢追秀典 (奈良)

昭獨和七 昭獨和八 昭獨和九 昭獨和十 昭獨和十
 七中 八中 九中 十中
 石井賢二 (東京)

獨語部文科(學)第三學年

昭奈和九 昭珂和九 昭珂和九 昭珂和九 昭珂和九 昭珂和九 昭珂和九 昭珂和九
 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中
 渥美友事 (東京)

獨語部文科(律)第三學年

昭諷和十 昭諷和十 昭諷和十 昭諷和十 昭諷和十 昭諷和十 昭諷和十 昭諷和十
 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中
 古屋千有 (山梨)

獨語部貿易科第三學年

昭東和七 昭福和八 昭東和八 昭東和八 昭東和八 昭東和八 昭東和八 昭東和八
 七中 八中 八中 八中 八中 八中 八中 八中
 秋田十一郎 (福岡)

昭京和九 昭京和九 昭京和九 昭京和九 昭京和九 昭京和九 昭京和九 昭京和九
 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中
 友山延久 (東京)

昭日和十 昭日和十 昭日和十 昭日和十 昭日和十 昭日和十 昭日和十 昭日和十
 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中
 川若尾真 (山梨)

昭高和十 昭高和十 昭高和十 昭高和十 昭高和十 昭高和十 昭高和十 昭高和十
 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中
 鶴村典司 (新潟)

昭東和八 昭東和八 昭東和八 昭東和八 昭東和八 昭東和八 昭東和八 昭東和八
 八中 八中 八中 八中 八中 八中 八中 八中
 飯塚繁次郎 (東京)

昭日和七 昭日和七 昭日和七 昭日和七 昭日和七 昭日和七 昭日和七 昭日和七
 七中 七中 七中 七中 七中 七中 七中 七中
 村山信 (東京)

昭宇和八 昭宇和八 昭宇和八 昭宇和八 昭宇和八 昭宇和八 昭宇和八 昭宇和八
 八中 八中 八中 八中 八中 八中 八中 八中
 山口幸雄 (三重)

昭京市一中 近藤三郎 (東京)
 昭海城一中 岡宮達男 (東京)
 昭高和一中 中里勇 (新潟)
 昭日本大學 西川善介 (東京)

昭島洲船大澤松一 (和歌山)
 昭成城九中 酒井博 (東京)
 昭山和一中 瀨尾調弘 (岡山)
 昭竹田十一中 杉村脩 (大分)

昭京北二中 田丸芳郎 (千葉)
 昭和東一中 田村勇 (栃木)
 昭知城一中 田中正彦 (高知)
 昭明治大學 田ノ上久善 (東京)

昭東京五中 早瀬楠郎 (東京)

昭仙臺一中 木田尙武 (宮城)

昭小田原九中 小澤政雄 (神奈川)

言語部文科(法)第四學年

昭南和八中 相場正三久 (群馬)
 昭筑和五中 牛井四郎 (福岡)

昭喜和八中 齋藤正 (福島)

昭今和八中 登 (愛媛)

言語部貿易科第四學年

昭早稻田六中 會津猛虎 (新潟)
 昭立和九中 林徹 (長野)
 昭濱和田八中 平田正典 (島根)

昭錦城八中 伊藤元治 (長野)
 昭京和八中 輕部敏行 (茨城)
 昭京和八中 岸野晴吉 (鹿兒島)

昭豐播五中 清川勇吉 (愛知)
 昭石和五中 米谷雅夫 (宮城)
 昭今和八中 登 (愛媛)

昭福知山中 小田加賀之助 (京都)
 昭京和七中 小川芳男 (東京)

昭麻和津七中 內尾彦治郎 (福岡)
 昭京和九中 渡邊善一 (東京)

昭柏和崎八中 山岸研 (新潟)

言語部拓殖科第四學年

昭早稻田八中 伊藤祐三 (東京)

昭東京三九中 久世善男 (東京)

昭宇都宮六中 竹石善二 (栃木)

言語部文科(學)第三學年

昭盛和七中 千葉蕭一 (宮城)
 昭木曾八中 上村清次郎 (長野)

昭日和本九中 松井守信 (東京)
 昭聖和八中 村田禮二 (埼玉)

昭立命館大 永島和雄 (山梨)

言語部文科(法)第三學年

昭明和八中 安藤文吉 (新潟)
 昭京和八中 堀常一 (東京)

昭本和牧九中 池田義雄 (神奈川)
 昭仙臺五中 宮田久幸 (宮城)

昭秋和田十中 佐々木彰 (秋田)
 昭太和田十中 八重樫喬任 (岩手)

言語部貿易科第三學年

昭麻和十中 江藤吉男 (東京)

昭本和七中 橋本長人 (東京)

昭宮崎九中 日高健次 (宮城)

昭屋 八中 市川五郎 (長野)
昭成 八中 石橋剛 (千葉)
昭會 九中 磯部二郎 (福島)
昭東 十中 小島隆男 (埼玉)

昭京 十中 小島隆男 (埼玉)
昭高 九中 岡本正己 (群馬)
昭中 七西 岡本正己 (群馬)
昭和 九中 岡本正己 (群馬)

昭都 九中 笹川夏夫 (栃木)
昭順 八中 米岡律 (鳥取)

昭村 十中 馬場務 (新潟)
昭和 六日町八中 岡松 (新潟)

言語部拓殖科第三學年

言語部文科(學)第二學年

昭高 八中 宮下慶壽 (山梨)
昭柏 九中 庭山秀夫 (新潟)

昭大 十中 重石正己 (大分)
昭野 七南 白井勇治郎 (千葉)

昭日 十中 米内哲雄 (青森)

言語部文科(法)第二學年

昭東 十中 富士慶吾 (静岡)
昭和 十一中 小柳英二 (熊本)

昭橫 十一中 鎌川道雄 (東京)
昭京 八中 關口春利 (埼玉)

昭柏 十一中 島羽榮一 (埼玉)

言語部貿易科第二學年

昭京 十中 藤井昌之 (福岡)
昭海 六中 池本治六 (高知)
昭東 六中 石山正三 (東京)
昭未 九中 斐原文夫 (福岡)

昭玉 九中 前田曉 (熊本)
昭山 十中 丸岡正敏 (徳島)
昭神 十中 成田順次郎 (富山)
昭海 十中 岡部崇 (廣島)

昭成 十中 岡部一馬彦 (熊本)
昭中 六中 清正 (鹿兒島)
昭東 九中 鈴木正夫 (東京)

言語部拓殖科第二學年

昭山 八中 阿部美雄 (山形)

昭旭 九中 加藤政敏 (北海道)

昭豐 十中 植村進 (福岡)

言語部文科(學)第一學年

昭原 一中 栗本芳雄 (和歌山)
昭大 十中 永山貢 (茨城)

昭甲 十中 大澤義文 (滋賀)
昭和 十二中 田中敏春 (山梨)

昭芝 八中 内海周平 (東京)

言語部文科(法)第一學年

昭會 十二中 穴澤達男 (福島)

昭駒 九中 馬場公信 (福岡)

昭南 十二中 藤井保 (山口)

昭大 昭和 昭一 昭中 昭大 昭司 昭敏 昭雄 (東京)

昭千 昭東 昭和 昭京 昭一 昭中 昭武 昭岡 昭夫 昭一 昭夫 (千葉)

昭橫 昭和 昭一 昭中 昭座 昭間 昭司 (千葉)

雲語部貿易科第一學年

昭東 昭今 昭西 昭濱 昭和 昭松 昭和 昭二 昭中 昭大 昭八 (東京)

昭高 昭東 昭和 昭京 昭一 昭中 昭長 昭外 昭永 昭正 昭夫 昭男 昭光 昭夫 昭男 (東京)

昭東 昭京 昭和 昭九 昭十 昭中 昭下 昭川 昭政 昭一 昭男 昭雄 (東京)

雲語部拓殖科第一學年

昭東 昭和 昭七 昭工 昭七 昭波 昭邊 昭治 昭敏 (東京)

昭保 昭和 昭一 昭中 昭右 昭井 昭莊 昭平 (福島)

昭立 昭和 昭一 昭中 昭澤 昭木 昭孝 (東京)

伊語部文科(文)第三學年

昭立 昭和 昭九 昭中 昭井 昭上 昭博 昭之 (東京)

伊語部貿易科第三學年

昭東 昭新 昭北 昭和 昭海 昭和 昭十 昭中 昭大 昭八 (東京)

昭相 昭和 昭馬 昭一 昭中 昭九 昭佐 昭々 昭木 昭唯 昭雄 (福島)

昭明 昭和 昭倫 昭一 昭中 昭九 昭鈴 昭木 昭一 昭郎 (愛知)

伊語部拓殖科第三學年

昭勢 昭曉 昭和 昭城 昭星 昭九 昭中 昭小 昭山 昭龍 昭平 (東京)

昭相 昭和 昭馬 昭一 昭中 昭十 昭大 昭島 昭恒 昭男 (福島)

昭東 昭和 昭洋 昭九 昭商 昭佐 昭藤 昭次 昭郎 (東京)

伊語部拓殖科第二學年

昭東 昭和 昭十 昭中 昭佐 昭藤 昭弓 昭萬 (福島)

伊語部文科(學)第一學年

東京開成中 岩槻芳夫 (愛知) 昭和一十中 中川一耶 (岡山) 昭野中 大田 進 (東京)

伊語部文科(律)第一學年

昭玉和名中 毛利貞介 (熊本) 昭京城中 白石 豐 (熊本) 昭野中 田口 正 (岩手)

伊語部貿易科第一學年

昭金和浦中 池田茂 (山口) 昭京城中 白石 豐 (熊本) 昭野中 田口 正 (岩手)

伊語部拓殖科第一學年

昭射和海中 南島拓造 (富山) 昭京和一中 永野 浩 (京都) 昭野中 東川一耶 (大阪)

昭岐和十二中 上野 喜美太郎 (岐阜)

西語部文科(學)第四學年

昭新和星中 荒井正道 (埼玉) 昭京和九中 多田良五郎 (千葉) 昭京二中 吉水 通 (東京)

西語部文科(律)第四學年

昭京和八中 榎本正雄 (静岡) 昭文部檢七中 大野好夫 (東京) 昭京高附中 下村正一 (兵庫)

西語部貿易科第四學年

昭大和桃山中 平田武彦 (愛媛) 昭京和六中 長屋 淳 (岐阜) 昭大和成中 安保吉雄 (東京)

西語部拓殖科第四學年

昭東 昭西 昭東 昭東
和和 和和 和和 和和
九中 九中 九中 九中
秋山 高山 秋山 秋山
合田 進 (愛媛) 進 (愛媛) 進 (愛媛)
野康美 (岩手) 野康美 (岩手) 野康美 (岩手) 野康美 (岩手)
昭順 昭川 昭七
和天和 崎和 尾
八中 九中 七中
高橋 實 (東京) 高橋 實 (東京) 高橋 實 (東京)
昭芝 昭不
和和 和和
八中 九中
橫田千吉 昭 (東京) 橫田千吉 昭 (東京) 橫田千吉 昭 (東京)

西語部文科(學)第三學年

昭國 昭京 昭野
和和 和和 和和
九中 一十 九中
永田 庸夫 (京都) 新免 五郎 (岡山) 深 吉岡 完司 (長野)

西語部文科(律)第三學年

昭下 昭高 昭高 昭成
和和 和和 和和 和和
十中 十中 十中 十中
有光 優夫 (山口) 藤井 正二 (山口) 藤井 正二 (山口) 藤井 正二 (山口)
昭聖 昭會 昭海 昭成
和和 和和 和和 和和
十中 九中 八中 十中
佐藤 十郎 (千葉) 佐藤 十郎 (千葉) 佐藤 十郎 (千葉) 佐藤 十郎 (千葉)

西語部實科第三學年

昭東 昭京 昭野
和和 和和 和和
九中 九中 九中
秋保 弘 (東京) 秋保 弘 (東京) 秋保 弘 (東京)
昭立 昭和 昭和
和和 和和 和和
九中 九中 九中
伴 善男 (栃木) 伴 善男 (栃木) 伴 善男 (栃木)
昭敏 昭和
和和 和和
七中 七中
原 正 (福岡)

昭北 昭東 昭東 昭東 昭東
和和 和和 和和 和和 和和
六中 九中 十中 十中 十中
井上 雄次 (埼玉) 岸 好祐 (東京) 岸 好祐 (東京) 岸 好祐 (東京) 岸 好祐 (東京)
昭飯 昭高 昭高 昭高 昭高
和和 和和 和和 和和 和和
十中 十中 十中 十中 十中
及川 重雄 (岩手) 及川 重雄 (岩手) 及川 重雄 (岩手) 及川 重雄 (岩手) 及川 重雄 (岩手)
昭東 昭大 昭大 昭大 昭大
和和 和和 和和 和和 和和
九中 八中 九中 九中 九中
山崎 友衛 (東京) 山崎 友衛 (東京) 山崎 友衛 (東京) 山崎 友衛 (東京) 山崎 友衛 (東京)

西語部拓殖科第三學年

昭芝 昭浦 昭浦 昭浦 昭浦
和和 和和 和和 和和 和和
九中 九中 九中 九中 九中
深谷 四郎 (埼玉) 深谷 四郎 (埼玉) 深谷 四郎 (埼玉) 深谷 四郎 (埼玉) 深谷 四郎 (埼玉)
昭國 昭京 昭野
和和 和和 和和
十中 十中 十中
前田 幸男 (千葉) 前田 幸男 (千葉) 前田 幸男 (千葉) 前田 幸男 (千葉) 前田 幸男 (千葉)

西語部文科(學)第二學年

昭川 昭東 昭東 昭東 昭東
和和 和和 和和 和和 和和
十中 十中 十中 十中 十中
小澤 信壽 (福島) 杉本 明 (東京) 杉本 明 (東京) 杉本 明 (東京) 杉本 明 (東京)

西語部文科(律)第二學年

昭東 昭東 昭東 昭東 昭東
和和 和和 和和 和和 和和
十中 十中 十中 十中 十中
櫻本 亮治 (和歌山) 櫻本 亮治 (和歌山) 櫻本 亮治 (和歌山) 櫻本 亮治 (和歌山) 櫻本 亮治 (和歌山)
昭明 昭和 昭和 昭和 昭和
和和 和和 和和 和和 和和
九中 九中 九中 九中 九中
水野 茂 (愛知) 水野 茂 (愛知) 水野 茂 (愛知) 水野 茂 (愛知) 水野 茂 (愛知)

西語部貿易科第二學年

昭小 昭京 昭東 昭防 昭朝 昭開 昭成 昭濱 昭濱
 和權 和成 和開 和府 和倉 和成 和成 和成
 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中
 安 飯 平 高 倉 武 武
 藤 島 井 瓦 持 藤 藤
 典 豐 純 民 善 林 林
 一 男 純 夫 一 平 平
 (北海道) (東京) (大分) (福岡) (東京) (靜岡)

西語部拓殖科第二學年

昭曉 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東
 和星 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京
 十一中 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中
 事 青 秋 秋 秋 秋 秋 秋 秋 秋
 爲 木 山 山 山 山 山 山 山 山
 玉 好 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂
 (臺灣) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京)

西語部文科(學)第一學年

昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東
 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京
 七中 七中 七中 七中 七中 七中 七中 七中 七中 七中
 井 上 俊 久
 (東京)

昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東
 和義 和義 和義 和義 和義 和義 和義 和義 和義 和義
 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中 九中
 寺 山 龍 夫
 (栃木)

西語部文科(法)第一學年

昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東
 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京
 十八中 十八中 十八中 十八中 十八中 十八中 十八中 十八中 十八中 十八中
 橋 本 一 男
 (東京)

昭大 昭大 昭大 昭大 昭大 昭大 昭大 昭大 昭大 昭大
 和分 和分 和分 和分 和分 和分 和分 和分 和分 和分
 八中 八中 八中 八中 八中 八中 八中 八中 八中 八中
 牧 一 色 忠 真
 (愛媛)

昭弘 昭弘 昭弘 昭弘 昭弘 昭弘 昭弘 昭弘 昭弘 昭弘
 和前 和前 和前 和前 和前 和前 和前 和前 和前 和前
 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中
 山 口 正 義
 (東京)

西語部貿易科第一學年

昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東 昭東
 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京 和京
 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中
 秋 本 恒 彌
 (東京)

昭新 昭新 昭新 昭新 昭新 昭新 昭新 昭新 昭新 昭新
 和野 和野 和野 和野 和野 和野 和野 和野 和野 和野
 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中
 石 田 圭 一
 (三重)

昭水 昭水 昭水 昭水 昭水 昭水 昭水 昭水 昭水 昭水
 和戶 和戶 和戶 和戶 和戶 和戶 和戶 和戶 和戶 和戶
 八中 八中 八中 八中 八中 八中 八中 八中 八中 八中
 高 橋 一 男
 (埼玉)

西語部拓殖科第一學年

昭大 昭大 昭大 昭大 昭大 昭大 昭大 昭大 昭大 昭大
 和田 和田 和田 和田 和田 和田 和田 和田 和田 和田
 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中 十中
 森 山 幸 夫
 (島根)

昭成 昭成 昭成 昭成 昭成 昭成 昭成 昭成 昭成 昭成
 和城 和城 和城 和城 和城 和城 和城 和城 和城 和城
 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中 十二中
 島 野 忠 之
 (東京)

昭札 昭札 昭札 昭札 昭札 昭札 昭札 昭札 昭札 昭札
 和規 和規 和規 和規 和規 和規 和規 和規 和規 和規
 十一中 十一中 十一中 十一中 十一中 十一中 十一中 十一中 十一中 十一中
 吉 田 弘 季
 (北海道)

葡語部貿易科第四學年

昭曉 和星 七中 永田 義男 (東京)

葡語部文科(學)第三學年

昭島 取一 十中 石黒 次郎 (島取)

葡語部文科(律)第三學年

昭會 和津 九中 室井 辰吾 (福島)

葡語部貿易科第三學年

昭日 和大 十中 網中 二三夫 (東京)

昭有 富 茂 (長崎)

昭服 部利 一 (茨城)

昭小 菅 輝雄 (東京)

昭升 野 正一 (青森)

昭和 田九 九中 升野 正一 (青森)

昭西 和尾 十中 新實 光一郎 (愛知)

昭東 和京 十中 大坂 信雄 (茨城)

昭南 和京 十中 佐藤 幹雄 (福島)

昭和 和京 十中 鈴木 義久 (埼玉)

昭東 京三 十中 高橋 定太郎 (東京)

昭京 和八 十中 常盤 盛明 (福島)

昭土 和浦 十中 豐島 誠太郎 (茨城)

昭京 和市 十中 吉田 健一 (東京)

葡語部拓殖科第三學年

昭東 京九 十中 木和田 一夫 (富山)

葡語部文科(學)第一學年

昭甲 府十 大須賀 善男 (山梨)

葡語部文科(律)第一學年

昭富 和山 十中 小林 一輝 (三重)

葡語部貿易科第一學年

昭古 和川 九中 福島 俊也 (宮城)

昭瀨 和川 一中 船水 久弘 (北海道)

昭日 和大 二中 橋本 治忠 (東京)

昭修 和道 十二中 本田 忠 (廣島)

昭高 和那 九中 加地 嘉典 (岐阜)

昭龍 和谷 一中 和井 武一 (兵庫)

昭東 京九 九中 佐原 滿 (佐賀)

昭和 京成 十二中 佐竹 登實 (東京)

昭金 澤和 一中 飛世 弘 (富山)

昭早 和稻 九中 渡瀨 安一 (北海道)

昭金 澤和 十中 山口 朋雄 (石川)

昭第 二京 十中 吉田 龍雄 (栃木)

葡語部拓殖科第一學年

日大二中 相澤宏恒 (宮城)
 日一十中 網野博之 (山梨)
 日一十中 網野博之 (山梨)
 昭京和十二 岸野真三 (新潟)
 尾道十二中 益永靜雄 (廣島)
 第一東京市中 小川喜彦 (東京)
 第一東京市中 小川喜彦 (東京)
 昭雙和十一 菅原忠慶 (福島)

支那語部文科(學)第四學年

日大三商 尾高 札 (東京)
 昭野和八中 大塚英司 (長野)
 昭札和八中 瀨川正己 (北海道)
 昭鹿和八中 都田源一郎 (熊本)
 高松一中 谷本健二郎 (香川)

支那語部貿易科第四學年

日本大學 林 祐一 (東京)
 昭福和九中 昆布 猛 (福井)
 昭海和九中 名取重夫 (東京)
 昭福和八中 島田友二 (福島)
 昭明和八中 島茂弓 (愛知)

支那語部拓殖科第四學年

東京九中 古屋二夫 (東京)
 早稻田八中 萩原恒男 (東京)
 昭京和八中 木下正五 (廣島)
 昭東和八中 栗野房四 (福岡)
 昭高和七中 松野謙三 (新潟)
 昭嘉和五中 永井輝男 (東京)
 昭京和八中 中釜八十郎 (鹿兒島)
 昭福和七中 筋瀨貫之 (廣島)
 昭山和七中 鈴永勝一 (鳥取)
 昭取和八中 高梨貞治 (神奈川)
 昭新和八中 內山克孝 (新潟)
 昭發和九中 安田隆三 (東京)
 昭玉和九中 吉住勝 (福岡)

支那語部文科(學)第三學年

福八中 金澤安之助 (福岡)
 昭八中 松延秀雄 (福岡)
 昭京和七中 長沼正 (岩手)
 昭津和八中 島健爾 (岡山)
 昭松和八中 鈴木義信 (愛媛)

支那語部文科(律)第三學年

昭川和九中 近藤 昌 (埼玉)
 昭山和十中 松邊 武 (奈良)
 昭高和五中 鹽月武義 (宮崎)

昭三昭門
和國和司
九中八中
鹿兒嶋隆二(福井)
昭成昭羽
和城和咋
十中八中
國島芳馨(長野)
博(石川)
昭東昭本
和和牧
九中十中
吉々崎辰夫(鹿兒島)

支那語部貿易科第三學年

昭水昭京昭鋼昭吳昭掛
和戸和北和路和一和川
八中十中九中九中八中
安達文平(靜岡)
阿賀岡信夫(廣島)
岩清水浩(靜岡)
金澤國雄(福島)
木村茂(茨城)
昭浦昭大昭順昭芝昭一
和和和天和和宮
九中五中九中十中十中
田小野澤
口蕭隆光(東京)
哲也樹(福島)
(埼玉)
昭高昭伊昭野昭福昭仙
和田和那和深和誠和
九中十中九中八中九中
渡埋橋野秋丸(長野)
邊德瓦(長野)
讓(新潟)

支那語部拓殖科第三學年

昭富昭中昭東
和田野和
七中十中九中
林寬正(富山)
河合正三(三重)
昭東昭野
和開和澤
十中十中
名取義一(長野)
昭東昭仙
和和
十中十中
關口欣康(東京)

支那語部文科(學)第二學年

昭柏
和崎
九中
昭明
和治
十中
昭大
和連
十一中
佐藤利行(長崎)

支那語部文科(法)第二學年

昭東昭高
和市和松
二十中二十中
小室正久(福島)
昭水昭三
和戸和池
十一中十中
中野廣(茨城)
昭成昭日
和立和本
八商十中
綱島孝次(東京)

支那語部貿易科第二學年

昭東昭京昭伊昭海昭東
和和和和和和
九中十中十中十中九中
古川芳成(東京)
幡野修(東京)
星野雄一(長野)
市川陽五(東京)
栗原守司(埼玉)
昭東昭順昭芝昭早昭吳
和市天和和和和和
十中七中九中一中八中
豐野彦逸(東京)
椎名英三郎(群馬)
關勝博(東京)
西山金作(東京)
栗原正春(廣島)
昭東昭本
和市和
九中十中
山中義實(愛媛)

支那語部拓殖科第二學年

昭東昭浦
和和
十中九中
萩原大四郎(鹿兒島)
昭高昭浦
和和
十中九中
川池田俊之(埼玉)
昭成昭惟
和和信
九中十中
黒江眞潮(鹿兒島)

昭布十中 應見 鏡三 (東京) 昭伊那十一中 矢 嵩 齊 (長野)

支那語部文科(學)第一學年

昭東和十一中 橋內 武道 (大分) 昭安東十二中 久松 滿穗 (山形) 昭濱松十一中 名倉 忠雄 (靜岡)

支那語部文科(法)第一學年

昭東和十一中 橋內 武道 (大分) 昭安東十二中 久松 滿穗 (山形) 昭濱松十一中 名倉 忠雄 (靜岡)

昭江川十二中 井川 節雄 (島根) 昭東京十二中 三浦 孝數 (東京) 昭日和大十二中 鈴木 喜三郎 (東京)

支那語部貿易科第一學年

昭本和十一中 合場 信次 (東京) 昭東京十二中 小林 巧 (長野) 昭三和十中 西山 英作 (福岡) 昭本和十一中 合場 信次 (東京) 昭東京十二中 小林 巧 (長野) 昭三和十中 西山 英作 (福岡)

昭東和十一中 竹崎 節夫 (高知) 昭愛知十二中 田內 定高 (愛知)

支那語部拓殖科第一學年

昭立和十一中 木村 穠 (東京) 昭大和十二中 大林 秀 (兵庫) 昭中修九中 田中新市 (福岡) 昭立和十一中 木村 穠 (東京) 昭大和十二中 大林 秀 (兵庫) 昭中修九中 田中新市 (福岡)

蒙古語部貿易科第三學年

昭水戸九中 遠藤 陽三 (茨城) 昭喜多方十中 眞部 毅 (福島) 昭飯山十中 齊藤 義人 (佐賀) 昭水戸九中 遠藤 陽三 (茨城) 昭喜多方十中 眞部 毅 (福島) 昭飯山十中 齊藤 義人 (佐賀)

蒙古語部拓殖科第三學年

昭正則十中 堀田 正朝 (東京) 昭柳井七中 森重 敏雄 (山口) 昭馬和原十中 多橋 良平 (群馬) 昭正則十中 堀田 正朝 (東京) 昭柳井七中 森重 敏雄 (山口) 昭馬和原十中 多橋 良平 (群馬)

昭日本大學十中上野力(東京)

蒙古語部貿易科第二學年

昭中和野十中平正己(鹿兒島)

蒙古語部貿易科第一學年

昭鐵城高九善趙東勳(朝鮮)
昭明和星和二中九保母孝雄(東京)
昭新和莊和十中五五十島吉平(山形)
昭廣和島和十中川伊藤忠也(廣島)
昭尼和崎和十一中川原薰(東京)

蒙古語部拓殖科第一學年

昭沼和津十中淺田春助(靜岡)
昭彦和根十二中江竜龍太郎(滋賀)

昭伊和都十一中前田良晴(和歌山)
昭福和井十中大谷憲三(福井)
昭廣和西十中大田久(熊本)
昭京和北十中須合繁雄(群馬)
昭高和十中竹添藤雄(鹿兒島)

昭新和費十中伊藤和彦(新潟)
昭選和協會八中北濱昇(神奈川)

昭浦和七二中田中正實(埼玉)
昭京和七中田中正吾(愛知)
昭和和十中田澤五郎(茨城)
昭字和十中梅田孟(愛媛)
昭鞍和十中牛島保(福岡)

昭嘉和十中倉知和年(福岡)
昭佐和十二中丸山藤郎(新潟)

昭青島日本二中增井肇(兵庫)
昭八和女十中松延四朗(福岡)

馬來語部貿易科第四學年

昭福山和二中森直樹(廣島)
昭修和十二中村哲次(廣島)

昭東京市八中西村金吾(東京)
昭若和十二中竹內光義(福岡)

昭巒和路八中八中八中六中
昭高和田八中八中八中六中
昭東和京二八中八中八中六中
昭巒和路八中八中八中六中

馬來語部拓殖科第四學年

昭山和形六商稻田豐藏(山形)
昭長和同八中佐野清伍(新潟)
昭大和社八中昌子茂(島根)
昭東和京九中末松欣一(東京)

昭高和八中橋正男(新潟)
昭松和江八中住江正知(島根)
昭文和館七中高橋良男(東京)

昭室和蘭八中八中八中
昭旭和川八中八中八中
昭旭和川八中八中八中
昭余和市六中柏尾參典(北海道)

馬來語部貿易科第二學年

昭東京主計六松沼清(東京)
昭長和野九中峯村辰三(長野)
昭尾和藍八中中西典生(三重)

昭東京九中鈴木敏夫(愛知)
昭浦和九中塚本二郎(茨城)

昭三昭安昭日昭岡
和井和藤和本和山
七工九中一中一中
茂 横 木 堀
刈 野 村 野
紀 恒 成 雅
一 之 利 昭
(山口) (高知) (茨城) (岡山)

昭氣昭掛昭水昭大
和仙和川和見和
十沼一中十中九中
一 佐 西 中 森
廉 郷 居 台 勇
靖 三 介 夫
(宮城) (靜岡) (富山) (愛知)

昭中昭志昭金昭臺
和野和太和一和南
十中十中十中一
坪 高 瀧 清
井 田 本 水
崇 康 精 重
一 (東京) (靜岡) (石川) (大阪)

馬來語部拓殖科第二學年

昭浦昭勢
和和城
一中八中
後 荒
藤 川
治 忠
郎 明
(埼玉) (福島)

昭京昭眞
和桃和岡
九山中十中
菊 橋
川 本
淳 光
一 政
(三重) (栃木)

昭松昭宇
和山和島
十一中十中
正 黑
岡 田
壽 重
(愛媛) (愛媛)

ヒンドスタニー語部貿易科第四學年

昭甲昭東
和府和京
九中九中
保 土
坂 井
尙 久
三 彌
(山梨) (千葉)

昭射昭土
和水和佐
八中九中
釣 辻
久 至
雄 誠
(富山) (高知)

昭東昭新
和京和瀨
八中九中
柳 渡
澤 邊
金 盛
公 男
(東京) (新潟)

ヒンドスタニー語部拓殖科第四學年

昭鳳
和鳴
九中
石 田
嘉
(兵庫)

昭金
和光
八中
木 香
文 兵
(東京)

昭上
和田
六中
橋 原
保 邦
(長野)

昭厚昭佐
和木和賀
七中七中
大 西
島 岡
誠 正
(神奈川) (佐賀)

昭前昭津
和橋和
九中八中
塚 谷
越 口
博 文
基 巳
(群馬) (三重)

昭星
和學
九中
橋 川
尙
(東京)

ヒンドスタニー語部貿易科第二學年

昭青昭高
和森和梁
十商十中
工 藤
藤 村
真 三
(青森) (岡山)

昭尾昭浦
道和和
十一中九中
野 三
草 角
茂 義
基 敏
(廣島) (埼玉)

昭浦
和和
十中
坂 卷
安 謙
井 二
信 行
(神奈川) (埼玉)

ヒンドスタニー語部拓殖科第二學年

昭札
和嶋
十中
蓮 沼
滿 雄
(北海道)

昭桑
和名
十一中
堀 田
磯 行
(三重)

昭東
和京
十一中
石 飛
秀 夫
(東京)

選科生

(氏名ノ上ニアル陸ハ陸軍省委
託生、海ハ海軍大學校委託生)

英語部第三學年

海 伊藤春樹(千葉)

英語部第一學年

海 吉田俊雄(福岡)

佛語部第三學年

海 石塚寛三(鹿児島)

佛語部第二學年

陸 三井勇實(山口)

佛語部第一學年

海 中山内伸慈(香川)

海

松本千春(埼玉)

獨語部第三學年

陸 松井隆弘(東京)

獨語部第二學年

海 古川尙志(神奈川)

獨語部第三學年

陸 竹田光次(愛知)

獨語部第二學年

海 飯田鐵之助(北海道)

獨語部第一學年

海 高橋義雄(滋賀)

海 木下定輔(東京)

陸 田邊正樹(岡山)

陸 内村博(熊本)

伊語部第三學年

陸 藤森 幸男(和歌山)

伊語部第一學年

海 八角 高士(岩手)

西語部第二學年

海 北島 猛(佐賀)

支那語部第二學年

海 赤木 敏郎(廣島) 陸 永野 勉(和歌山)

支那語部第一學年

海 福山 修(福岡) 海 日野 虎雄(熊本)

酒井 彌(大分)

蒙古語部第三學年

陸 山家 亨(静岡) 陸 山本 兼久(富山)

蒙古語部第一學年

陸 竹原 深(岡山) 陸 矢野 光二(東京)

馬來語部第二學年

陸 濱崎 淳(長崎)

專修科生

(氏名ノ上ニ〇印アルハ本科生若クハ選科生ニシテ兼修スルモノ又△印ハ聽講生)

英語第二學年

- | | | | |
|------------|-------------|--------------|------------|
| 阿久津靜次 (栃木) | 眞野武夫 (島根) | 野坂喜雄 (福井) | 渡邊良平 (神奈川) |
| 芦野貞明 (福島) | 松本文雄 (和歌山) | 大井浩 (廣島) | 山本喜代一 (大阪) |
| 遠藤陽三 (東京) | 松浦誠 (静岡) | 大津瀧藏 (神奈川) | 山本光雄 (山梨) |
| 林香 (東京) | 三川勇 (熊本) | 婁子倫 (中華民国) | 山崎秀平 (神奈川) |
| 伊藤正徳 (千葉) | 三村勇 (茨城) | 高橋大三 (北海道) | 柳橋一雄 (千葉) |
| 金森正之 (富山) | 宮崎包道 (神奈川) | ○高橋定太郎 (北海道) | 横山計之 (東京) |
| 木原政吉 (鹿児島) | 孟光鎬 (朝鮮) | 内山正紀 (佐賀) | 米村和忠 (埼玉) |
| 小林廣之 (茨城) | 中喜多清之助 (東京) | 渡邊康三 (新潟) | |
| 會田嘉一郎 (埼玉) | 青木武 (東京) | 安宅史治 (富山) | 本石武 (和歌山) |
| 阿久津常雄 (栃木) | 青崎弘海 (鹿児島) | 古澤徳雄 (北海道) | 堀越源作 (群馬) |
| 雨森健一郎 (東京) | 淺井清 (神奈川) | 萩原繁彌 (東京) | 井口善二郎 (東京) |
| 安藤宏 (岐阜) | 淺山龍男 (長崎) | 橋本勇 (鳥取) | 池田長太郎 (東京) |

英語第一學年

佛語第二學年

- | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 今井敏雄 (東京) | 中川節 (茨城) | 坂本登 (茨城) | 上野篤 (山梨) |
| 稻垣貞 (愛媛) | 中村八郎 (東京) | 清水吉 (群馬) | 若槻繁 (新潟) |
| 石川陽山 (福島) | 中山伊作 (富山) | 清水義雄 (静岡) | 渡部周逸 (島根) |
| 磯部鶴男 (東京) | 大平恒四郎 (東京) | 菅俊夫 (岡山) | 渡邊武雄 (東京) |
| 伊藤吉明 (東京) | 尾家正孝 (東京) | 菅沼正男 (東京) | 矢島庸一 (東京) |
| 神住治 (埼玉) | 笈川一 (秋田) | 杉本義雄 (香川) | 山口壽夫 (大阪) |
| 笠原正義 (東京) | 大石桂次郎 (静岡) | 杉浦忠幸 (東京) | 山本正二 (神奈川) |
| 木下正勝 (長野) | 大熊一芳 (福岡) | 田上嘉夫 (熊本) | 柳義和 (東京) |
| 河野春吉 (大分) | 大熊西之助 (埼玉) | 田上又須香 (熊本) | 横尾健介 (東京) |
| 宮内忠一郎 (東京) | 大島長次 (栃木) | 利根川夏治 (神奈川) | |
| 森岡勝 (兵庫) | 齋藤正義 (三重) | 津野瀧博 (廣島) | |
| 江上次郎 (福岡) | 飯塚卯之助 (東京) | 三村卓雄 (茨城) | 坂川正吉 (三重) |
| 福澤正實 (福岡) | 稻葉傳三郎 (東京) | 中島清夫 (東京) | 高橋正直 (千葉) |
| 堀川映二 (東京) | 小林道雄 (東京) | 中村清一 (神奈川) | 若山超關 (愛知) |

佛語第一學年

荒川 峻 (宮城)	川邊道大 (東京)	西村正明 (岐阜)	島津 實 (東京)
鮎澤信太郎 (長野)	金 禮 備 (朝鮮)	野垣茂吉 (愛知)	菅谷後徳 (栃木)
馬 崑 山 (滿洲國)	近藤金廣 (東京)	布目順郎 (富山)	杉原正己 (東京)
遠藤文雄 (千葉)	河野壽夫 (東京)	小川幸一 (東京)	鈴木 正 (宮城)
遠水佐一 (京都)	古寺徹雄 (東京)	岡田英作 (群馬)	高橋三一 (岡山)
日比野壽夫 (神奈川)	楠山正光 (静岡)	小野茂良 (長野)	高橋正次郎 (京都)
本間茂雄 (新潟)	増井 博 (長野)	大貫光久 (東京)	高山三郎 (東京)
井手達郎 (熊本)	松本俊郎 (愛媛)	長田卓郎 (静岡)	武正雄一郎 (埼玉)
飯田四郎 (東京)	松村海介 (山口)	太田 稷 (和歌山)	玉木勝夫 (東京)
今井豐治 (東京)	三ツ矢博一 (東京)	李 元 喆 (朝鮮)	山口政雄 (千葉)
石 田 隆 (東京)	盛島二之助 (鹿兒島)	李 英 俊 (臺灣)	横田三郎 (埼玉)
磯貝龜吉 (東京)	本橋邦郎 (東京)	崔 圭 弘 (朝鮮)	
金子孝次 (東京)	中本要三 (岡山)		

佛語第二學年

阿部四郎 (宮城)	久保田富雄 (長野)	奥村万之助 (滋賀)	高橋 忍 (東京)
樋口瓦助 (山形)	松 井 魁 (山口)	奥山保夫 (静岡)	田中信太郎 (東京)
堀 重 藏 (和歌山)	三 輪 協 (長野)	小野田幸夫 (愛知)	谷川英一 (東京)
堀内秋二 (東京)	宮本寛利 (千葉)	佐 藤 衛 (東京)	寺田竹男 (長野)
細 井 曜 (福井)	渡口利雄 (新潟)	佐藤彰一 (岩手)	島山晴郎 (東京)
犬上慶治 (北海道)	森 七 郎 (福岡)	鈴木次郎 (愛知)	山内泰一 (東京)
岩本勇一 (東京)	室賀定信 (静岡)	鈴木 順 (東京)	湯口謹治 (愛知)
風見博太郎 (茨城)	野村手雄 (東京)	田 口 貞 (東京)	
小池莊介 (静岡)	奥 田 典 (福島)	高橋眞次 (東京)	

佛語第一學年

赤坂卓龍 (和歌山) — 新井英二郎 (東京) — 近常重太郎 (岡山) — 古那善三 (神奈川)

初太公一 (東京)	小出松雄 (東京)	陳世模 (臺灣)	塩田智愛 (福島)
羽藤寛 (岩手)	駒井朝暉 (静岡)	野中重雄 (静岡)	白幡光次郎 (東京)
林英雄 (東京)	今野忠太郎 (山形)	岡部佐七 (栃木)	住宏平 (愛知)
林直丈 (東京)	久保徳三 (青森)	奥野一夫 (兵庫)	鈴木達意 (長野)
平井晃 (京都)	町田武一郎 (長野)	大岡英太郎 (神奈川)	鈴木忠雄 (岐阜)
彌嶋孝吉 (兵庫)	眞下博 (京都)	大城武徳 (沖繩)	鈴村英夫 (栃木)
飯島和夫 (東京)	松井博 (山梨)	大内國治 (東京)	高野英夫 (栃木)
飯島邦男 (群馬)	松川天三 (熊本)	李泳華 (朝鮮)	高田進 (廣島)
今浦榮代喜 (福岡)	松村民治 (富山)	林振慶 (臺灣)	玉垣武夫 (兵庫)
尹東益 (朝鮮)	三木忠俊 (熊本)	坂口福六 (香川)	高田進 (廣島)
伊藤俊夫 (岩手)	水上陽一郎 (東京)	坂本昂 (石川)	田中清一 (茨城)
金田一次 (石川)	桃山直市 (長崎)	櫻井榮七郎 (千葉)	戸田富郎 (長崎)
加藤醇雄 (東京)	仲井眞盛信 (東京)	佐藤重男 (山形)	土岐豊一郎 (東京)
川西正春 (徳島)	中島信一郎 (千葉)	澤田忠治 (石川)	富岡正男 (群馬)
木田忠夫 (大分)	中村次郎 (神奈川)	清家清 (東京)	山川龍 (東京)
菊地利夫 (北海道)	仲野武雄 (愛知)	清水秀夫 (東京)	吉田透 (宮崎)
木内四郎兵衛 (千葉)	仲里誠吉 (沖繩)	下平三郎 (長野)	吉高成義 (山形)

電話第二學年

阿部頼太郎 (栃木)	古澤大保 (富山)	森敏雄 (熊本)	島田虎雄 (長崎)
明石博隆 (兵庫)	石田博英 (秋田)	中根鐵夫 (神奈川)	杉本育造 (北海道)
青木道義 (神奈川)	岩橋武 (和歌山)	岡大作 (佐賀)	鈴村信雄 (愛知)
新井茂光 (高知)	岩崎丈夫 (神奈川)	奥澤三郎 (茨城)	竹山尙 (茨城)
淺川謙次 (山梨)	小林高四郎 (神奈川)	劉文彬 (滿洲國)	吉武孝一 (山口)
伴實義 (東京)			

電話第一學年

阿部勇 (新潟)	長谷川秋郎 (静岡)	加藤丈吉 (岐阜)	道田忠雄 (大阪)
朴光善 (朝鮮)	本間正春 (山形)	菊池信男 (岩手)	宮川艇五 (山形)
朴龍珠 (朝鮮)	市川榮次郎 (神奈川)	木村憲 (三重)	永井高次 (東京)
藤井真 (東京)	池田博行 (長崎)	金順龍 (朝鮮)	翁如新 (中華)
藤野彰 (愛媛)	池田鴻 (高知)	北川銜一 (愛知)	大里忠雄 (秋田)
不破辰二 (熊本)	井筒俊彦 (東京)	栗原兵四郎 (茨城)	汪祖恩 (中華)
饒倉生 (中華)	垣内泰郎 (東京)	増田富壽 (東京)	李泰初 (中華)

崔光圭 (朝鮮) 霜村節次 (佐賀) 寺田顯男 (鹿兒島) 渡邊茂 (新潟)
 齊藤昭爾 (岩手) 加藤 麟 (中華) 德永 眞 (鹿兒島) 渡邊 威 (福島)
 眞田一頁 (香川) 國部五郎 (和歌山) 豐田四郎 (東京) 山口憲三 (佐賀)
 佐野 守 (東京) 高西逸夫 (福岡) 塚越信夫 (東京) 柳澤賢一 (長野)
 佐藤富士達 (東京) 田中英俊 (東京) 宇尾野 久 (新潟) 吉村正義 (東京)
 佐藤精六 (北海道)

西語第二學年

江森武男 (東京) 河合幸太郎 (富山) 宮内二郎 (東京) 山田隆之介 (東京)
 橋本博夫 (東京) 町田吉宏 (東京)

西語第一學年

藤本正徳 (静岡) 中島久雄 (兵庫) 大柿高敏 (廣島) 佐竹次雄 (東京)
 平岡正雄 (東京) 西川善太郎 (東京) 小川皓三 (東京) 田山忠一 (大阪)
 川口乾之助 (三重) 能勢 馨 (東京) 鮫島武久 (東京) 吉永秀雄 (神奈川)

支那語第二學年

千吉真 英 (群馬) 藤野正四 (大分) 平松善吾 (東京) 平山敬二 (山口)

井ノ口夏彦 (大分) 松木成人 (大分) 島本政次郎 (東京) 杉本仙太郎 (滋賀)
 伊藤義郎 (東京) 三 武 達 (東京) 淺谷孝雄 (東京) 瓜生辰藏 (三重)
 川崎 修 (福岡) 望月春吉 (静岡) 白土 猛 (茨城) 矢原禮三郎 (愛媛)
 小島敏男 (東京) 森田雄三郎 (高知)

支那語第一學年

相川日出雄 (東京) 梶原昌八 (京都) 中田秀吉 (東京) 高橋才之助 (愛媛)
 青柳直幹 (千葉) 金子 保 (長野) 中村金平 (長野) 鷹巢典雄 (佐賀)
 張 兆 秀 (中華) 加藤隆之助 (東京) 西原重雄 (愛媛) 竹石善二 (栃木)
 中田浩一 (神奈川) 河合俊一 (鳥取) 西村喬夫 (東京) 瀧口 準 (山梨)
 林 重 雄 (中華) 北 原 勳 (東京) 六角恒廣 (東京) 土 屋 武 (千葉)
 寶玉義信 (福島) 〇清川勇吉 (愛知) 廖 萬 督 (臺灣) 內 村 博 (熊本)
 市原芳郎 (山形) 黒田俊夫 (兵庫) 齊藤 純 (新潟) 矢島今朝英 (長野)
 今岡一雄 (東京) 宮地弘文 (東京) 瀨島利四夫 (富山) 山口 廉 (愛媛)
 猪巻武雄 (福島) 水科啓二郎 (宮城) 謝 寬 鴻 (臺灣) 山崎實治 (石川)
 岩瀬長三郎 (千葉) 茂手木豊治 (東京) 鈴木銳吉 (東京)

速成科生

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 新田目直壽 (岩手) | 本城達也 (東京) | 木下正夫 (東京) | 品田浩 (神奈川) |
| 後藤友治 (茨城) | 今井真澄 (東京) | 三宅留藏 (東京) | 竹林勳雄 (石川) |
| 原田修一 (東京) | 石田敏雄 (千葉) | 野口秀雄 (福島) | 山本豊松 (福井) |
| 本多季男 (大分) | | | |
-
- | | | | |
|------------|-----------|-----------|------------|
| 小堀吉也 (東京) | 西哲雄 (青森) | 田中俊位 (東京) | 横山貞男 (宮崎) |
| 菅沼勝 (山梨) | 中山二郎 (長野) | 小澤義男 (福島) | 波邊啓 (山梨) |
| 川口國雄 (愛知) | 中尾七郎 (長野) | 大野茂男 (東京) | 浦田義郎 (静岡) |
| △金廣恭男 (岡山) | 小湊正雄 (東京) | 大庭春雄 (東京) | 富高正恒 (北海道) |
| 稻見光 (栃木) | | | |

本科生徒年齢表 (昭和十二年四月調)

学年	最高	最低	平均
第一学年	二五、〇二	一六、〇七	一九、〇二
第二学年	二六、〇四	一七、〇三	二〇、〇三
第三学年	二六、〇九	一九、〇二	二〇、一〇
第四学年	二八、一〇	二〇、〇二	二三、〇一

明治三十五年七月第三回卒業生	明治三十四年七月第二回卒業生	明治三十三年七月第一回卒業生	明治三十二年七月第一回卒業生	明治三十一年七月第一回卒業生	明治三十年七月第一回卒業生	明治二十九年七月第一回卒業生	明治二十八年七月第一回卒業生	明治二十七年七月第一回卒業生	明治二十六年七月第一回卒業生	明治二十五年七月第一回卒業生	明治二十四年七月第一回卒業生	明治二十三年七月第一回卒業生	明治二十二年七月第一回卒業生	明治二十一年七月第一回卒業生	明治二十年七月第一回卒業生	明治十九年七月第一回卒業生	明治十八年七月第一回卒業生	明治十七年七月第一回卒業生	明治十六年七月第一回卒業生	明治十五年七月第一回卒業生	明治十四年七月第一回卒業生	明治十三年七月第一回卒業生	明治十二年七月第一回卒業生	明治十一年七月第一回卒業生	明治十年七月第一回卒業生	明治九年七月第一回卒業生	明治八年七月第一回卒業生	明治七年七月第一回卒業生	明治六年七月第一回卒業生	明治五年七月第一回卒業生	明治四年七月第一回卒業生	明治三年七月第一回卒業生	明治二年七月第一回卒業生	明治元年七月第一回卒業生																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1906	1905	1904	1903	1902	1901	1900	1899	1898	1897	1896	1895	1894	1893	1892	1891	1890	1889	1888	1887	1886	1885	1884	1883	1882	1881	1880	1879	1878	1877	1876	1875	1874	1873	1872	1871	1870	1869	1868	1867	1866	1865	1864	1863	1862	1861	1860	1859	1858	1857	1856	1855	1854	1853	1852	1851	1850	1849	1848	1847	1846	1845	1844	1843	1842	1841	1840	1839	1838	1837	1836	1835	1834	1833	1832	1831	1830	1829	1828	1827	1826	1825	1824	1823	1822	1821	1820	1819	1818	1817	1816	1815	1814	1813	1812	1811	1810	1809	1808	1807	1806	1805	1804	1803	1802	1801	1800	1799	1798	1797	1796	1795	1794	1793	1792	1791	1790	1789	1788	1787	1786	1785	1784	1783	1782	1781	1780	1779	1778	1777	1776	1775	1774	1773	1772	1771	1770	1769	1768	1767	1766	1765	1764	1763	1762	1761	1760	1759	1758	1757	1756	1755	1754	1753	1752	1751	1750	1749	1748	1747	1746	1745	1744	1743	1742	1741	1740	1739	1738	1737	1736	1735	1734	1733	1732	1731	1730	1729	1728	1727	1726	1725	1724	1723	1722	1721	1720	1719	1718	1717	1716	1715	1714	1713	1712	1711	1710	1709	1708	1707	1706	1705	1704	1703	1702	1701	1700	1699	1698	1697	1696	1695	1694	1693	1692	1691	1690	1689	1688	1687	1686	1685	1684	1683	1682	1681	1680	1679	1678	1677	1676	1675	1674	1673	1672	1671	1670	1669	1668	1667	1666	1665	1664	1663	1662	1661	1660	1659	1658	1657	1656	1655	1654	1653	1652	1651	1650	1649	1648	1647	1646	1645	1644	1643	1642	1641	1640	1639	1638	1637	1636	1635	1634	1633	1632	1631	1630	1629	1628	1627	1626	1625	1624	1623	1622	1621	1620	1619	1618	1617	1616	1615	1614	1613	1612	1611	1610	1609	1608	1607	1606	1605	1604	1603	1602	1601	1600	1599	1598	1597	1596	1595	1594	1593	1592	1591	1590	1589	1588	1587	1586	1585	1584	1583	1582	1581	1580	1579	1578	1577	1576	1575	1574	1573	1572	1571	1570	1569	1568	1567	1566	1565	1564	1563	1562	1561	1560	1559	1558	1557	1556	1555	1554	1553	1552	1551	1550	1549	1548	1547	1546	1545	1544	1543	1542	1541	1540	1539	1538	1537	1536	1535	1534	1533	1532	1531	1530	1529	1528	1527	1526	1525	1524	1523	1522	1521	1520	1519	1518	1517	1516	1515	1514	1513	1512	1511	1510	1509	1508	1507	1506	1505	1504	1503	1502	1501	1500	1499	1498	1497	1496	1495	1494	1493	1492	1491	1490	1489	1488	1487	1486	1485	1484	1483	1482	1481	1480	1479	1478	1477	1476	1475	1474	1473	1472	1471	1470	1469	1468	1467	1466	1465	1464	1463	1462	1461	1460	1459	1458	1457	1456	1455	1454	1453	1452	1451	1450	1449	1448	1447	1446	1445	1444	1443	1442	1441	1440	1439	1438	1437	1436	1435	1434	1433	1432	1431	1430	1429	1428	1427	1426	1425	1424	1423	1422	1421	1420	1419	1418	1417	1416	1415	1414	1413	1412	1411	1410	1409	1408	1407	1406	1405	1404	1403	1402	1401	1400	1399	1398	1397	1396	1395	1394	1393	1392	1391	1390	1389	1388	1387	1386	1385	1384	1383	1382	1381	1380	1379	1378	1377	1376	1375	1374	1373	1372	1371	1370	1369	1368	1367	1366	1365	1364	1363	1362	1361	1360	1359	1358	1357	1356	1355	1354	1353	1352	1351	1350	1349	1348	1347	1346	1345	1344	1343	1342	1341	1340	1339	1338	1337	1336	1335	1334	1333	1332	1331	1330	1329	1328	1327	1326	1325	1324	1323	1322	1321	1320	1319	1318	1317	1316	1315	1314	1313	1312	1311	1310	1309	1308	1307	1306	1305	1304	1303	1302	1301	1300	1299	1298	1297	1296	1295	1294	1293	1292	1291	1290	1289	1288	1287	1286	1285	1284	1283	1282	1281	1280	1279	1278	1277	1276	1275	1274	1273	1272	1271	1270	1269	1268	1267	1266	1265	1264	1263	1262	1261	1260	1259	1258	1257	1256	1255	1254	1253	1252	1251	1250	1249	1248	1247	1246	1245	1244	1243	1242	1241	1240	1239	1238	1237	1236	1235	1234	1233	1232	1231	1230	1229	1228	1227	1226	1225	1224	1223	1222	1221	1220	1219	1218	1217	1216	1215	1214	1213	1212	1211	1210	1209	1208	1207	1206	1205	1204	1203	1202	1201	1200	1199	1198	1197	1196	1195	1194	1193	1192	1191	1190	1189	1188	1187	1186	1185	1184	1183	1182	1181	1180	1179	1178	1177	1176	1175	1174	1173	1172	1171	1170	1169	1168	1167	1166	1165	1164	1163	1162	1161	1160	1159	1158	1157	1156	1155	1154	1153	1152	1151	1150	1149	1148	1147	1146	1145	1144	1143	1142	1141	1140	1139	1138	1137	1136	1135	1134	1133	1132	1131	1130	1129	1128	1127	1126	1125	1124	1123	1122	1121	1120	1119	1118	1117	1116	1115	1114	1113	1112	1111	1110	1109	1108	1107	1106	1105	1104	1103	1102	1101	1100	1099	1098	1097	1096	1095	1094	1093	1092	1091	1090	1089	1088	1087	1086	1085	1084	1083	1082	1081	1080	1079	1078	1077	1076	1075	1074	1073	1072	1071	1070	1069	1068	1067	1066	1065	1064	1063	1062	1061	1060	1059	1058	1057	1056	1055	1054	1053	1052	1051	1050	1049	1048	1047	1046	1045	1044	1043	1042	1041	1040	1039	1038	1037	1036	1035	1034	1033	1032	1031	1030	1029	1028	1027	1026	1025	1024	1023	1022	1021	1020	1019	1018	1017	1016	1015	1014	1013	1012	1011	1010	1009	1008	1007	1006	1005	1004	1003	1002	1001	1000	999	998	997	996	995	994	993	992	991	990	989	988	987	986	985	984	983	982	981	980	979	978	977	976	975	974	973	972	971	970	969	968	967	966	965	964	963	962	961	960	959	958	957	956	955	954	953	952	951	950	949	948	947	946	945	944	943	942	941	940	939	938	937	936	935	934	933	932	931	930	929	928	927	926	925	924	923	922	921	920	919	918	917	916	915	914	913	912	911	910	909	908	907	906	905	904	903	902	901	900	899	898	897	896	895	894	893	892	891	890	889	888	887	886	885	884	883	882	881	880	879	878	877	876	875	874	873	872	871	870	869	868	867	866	865	864	863	862	861	860	859	858	857	856	855	854	853	852	851	850	849	848	847	846	845	844	843	842	841	840	839	838	837	836	835	834	833	832	831	830	829	828	827	826	825	824	823	822	821	820	819	818	817	816	815	814	813	812	811	810	809	808	807	806	805	804	803	802	801	800	799	798	797	796	795	794	793	792	791	790	789	788	787	786	785	784	783	782	781	780	779	778	777	776	775	774	773	772	771	770	769	768	767	766	765	764	763	762	761	760	759	758	757	756	755	754	753	752	751	750	749	748	747	746	745	744	743	742	741	740	739	738	737	736	735	734	733	732	731	730	729	728	727	726	725	724	723	722	721	720	719	718	717	716	715	714	713	712	711	710	709	708	707	706	705	704	703	702	701	700	699	698	697	696	695	694	693	692	691	690

×秋元正四 (東京) 宮崎 謙平 (北海道) 御子榮頼一 (長野) 鈴木利貞 (佐賀)
湯淺 實 (東京) ×宮崎孫三郎 (長野) ×關 善八 (熊本)

明治三十六年七月第四回卒業生 (六人) (いろは順)

綿織房之助 (岩手) 大田立助 (京都) 青木松之丞 (島根)
×小山田 千代善 (青森) 熊田 敏 (滋賀) 赤羽作郎 (長野)

選科修了生 (一人)

上杉 憲章 (山形)

明治三十七年七月第五回卒業生 (十六人) (いろは順)

今西喜藏 (奈良) 小野 赴 (静岡) 中村叔平 (長野) ×松 本 肇 (島根)
×石川二三 (山口) 加唐謙吉 (東京) 山口藤助 (山口) ×真鍋瓦三 (香川)
×長谷省二 (三重) ×吉田曉三 (廣島) 安田政治郎 (東京) 清水家助 (兵庫)
本多石介 (福井) 角田松次郎 (群馬) ×松田宗一 (宮崎) 杉田善次 (東京)

明治三十八年七月第六回卒業生 (十九人) (いろは順)

石黒覺太郎 (東京) 遠近 鳳一 (鹿兒島) 兼弘正雄 (鹿兒島) ×中富敏夫 (福岡)
×西尾宜次郎 (大阪) 小川吉雄 (新潟) 田所正躬 (東京) 奈古屋英馬 (山口)

南部實吉 (高知) 井上正直 (愛媛) 淺野寅治郎 (岐阜) 矢野千顯 (愛媛)
上田義雄 (大分) 町田長種 (静岡) 吉良馬吾 (高知) 仙波重義 (福岡)
×宇都宮 浩 (大分) 藤本治郎 (愛媛) 城谷 默 (東京)

選科修了生 (二人) (いろは順)

工藤 慧達 (熊本) 志村義夫 (群馬)

明治三十九年七月第七回卒業生 (三十人) (いろは順)

林 脩一郎 (愛知) 高橋勝三 (岡山) ×山田眞太郎 (埼玉) 來住順藏 (兵庫)
×西村晃一 (山口) 坪井新次郎 (愛媛) 安永邦弘 (愛媛) 岸本光治 (大阪)
細江逸記 (三重) 月 岡 泰 (岡山) ×町原重光 (福井) 湯下惣一 (東京)
×小倉 錦 (島根) ×中澤藤甫 (長野) 桑折鐵次郎 (愛媛) 三俣一郎 (群馬)
小倉二郎 (千葉) 岡 健夫 (山口) 小松崎 茂 (茨城) 宮地金藏 (神奈川)
鐵田敬四郎 (福島) ×岡野小太郎 (茨城) ×阿比留 柴 (長崎) 平 田 正 (鹿兒島)
×加勢任三 (東京) ×久保尊徳 (東京) 佐々木賢治 (大阪)
×横地真吉 (東京) 矢野 晋 (愛媛) 岸 衛 (東京)

明治四十年三月第八回卒業生 (三十人) (いろは順)

石川清七 (愛知)	吉永鐵次 (熊本)	大杉延雄 (静岡)	水川篤 (山形)
若米地英俊 (長野)	吉本正秋 (北海道)	桑原萬之丞 (群馬)	篠誠一 (東京)
渡邊 薫 (大分)	谷 壯 藏 (山形)	山本民之助 (東京)	篠原益之助 (東京)
河瀬賢治 (島取)	高橋清三郎 (静岡)	山元章次郎 (滋賀)	森 恕一 (東京)
梶川義隆 (東京)	高田春作 (富山)	松澤有治 (佐賀)	妹尾寛二 (岡山)
金 猪八郎 (栃木)	根本儀太郎 (秋田)	松本晋二 (岡山)	鈴木清八 (福島)
河野孝一 (長野)	中村慎吾 (山形)	生明梅三郎 (群馬)	
河野三通士 (大分)	×上田知一 (大分)	×佐伯益豐 (山口)	

明治四十一年三月第九回卒業生

(二十三人)

(いろは順)

×平田多助 (佐賀)	藤田顯善 (山形)	安水虎次 (兵庫)	×佐久間經也 (山梨)
片山篤郎 (島根)	×岩崎實藏 (島取)	藤井源吉 (福島)	喜多尾秀二 (京都)
合 田 享 (新潟)	永見聖光 (茨城)	小林廣正 (長野)	岸田英治 (三重)
吉竹慎一 (福岡)	楠 岡 徹 (山形)	近藤春和 (愛媛)	結城喜三 (福岡)
多賀義雄 (岐阜)	上田健司 (鹿児島)	×赤坂芳次 (埼玉)	三宅永之助 (京都)
高久甚之助 (三重)	太田眞輔 (島取)	早乙女 毅 (栃木)	

明治四十二年三月第十回卒業生

(二十八人)

(いろは順)

岩城義三郎 (岡山)	片山彦四郎 (福岡)	山田喜代助 (宮城)	佐藤權太郎 (新潟)
磯 矢 剛 (三重)	春日秀雄 (東京)	山口一 郎 (新潟)	×佐藤強介 (秋田)
×生島知二 (東京)	×玉手信二郎 (大阪)	馬淵芳樹 (岐阜)	本畑浩四郎 (岡山)
西脇保二 (新潟)	中谷儀一 郎 (大阪)	藤野武男 (長野)	×岸 俊 彦 (茨城)
戸田三 郎 (石川)	宇井忠清 (千葉)	×手塚泰雄 (福岡)	御手洗諫一 (愛媛)
尾池虎三郎 (香川)	宇野勇彦 (徳島)	赤間徳壽 (富山)	宮野泰造 (廣島)
若松清太郎 (島取)	大村秀太郎 (東京)	×齋藤義雄 (東京)	三島和介 (東京)

明治四十三年三月第十一回卒業生

(二十三人)

(いろは順)

×伊藤滋雄 (長野)	若山芳重 (愛知)	×玉垣一男 (徳島)	×齋藤治三郎 (千葉)
飯田彌太郎 (東京)	渡部平次郎 (島根)	氏家重一 (香川)	澤 西 徹 (佐賀)
長谷川元吉 (島根)	川島廉吉 (東京)	柳澤柳太郎 (長野)	篠原新次郎 (東京)
西 虎 夫 (岡山)	片 山 俊 (長野)	後藤中七郎 (山形)	須川綾雄 (静岡)
小野直一 (岡山)	×吉田晋作 (三重)	×安保太郎 (福島)	×須田耕一 (長野)
小野田文助 (愛知)	高 野 貢 (茨城)	青 柳 亮 (島根)	

明治四十四年三月第十二回卒業生

(三十二人)

(成績順)

石田憲次 (山口)	×戸 田 勳 (廣島)	渡邊修吾 (東京)	村松金作 (静岡)
-----------	-------------	-----------	-----------

×池島弘作 (新潟) 松岡末吉 (東京)
 ×小林勇藏 (長野) 河原慎男 (東京)
 ×石田善太郎 (東京) 河原正路 (長野)
 藤田美廣 (宮城) 石光助一 (山口)
 矢吹義享 (栃木) ×田邊恒 (宮城)
 郷敏 (栃木) 山本孝太郎 (和歌山)
 奥島太一郎 (東京) ×山本勘一 (岡山)
 ×種子島季彦 (鹿児島) ×内田直 (岩手)

明治四十五年三月第十三回卒業生

(十九人)

(成績順)

新津米造 (長野) 中島進治 (長野)
 松田一郎 (群馬) 加納道生 (大分)
 松本季三志 (新潟) 淺野利輝 (愛知)
 須藤兼吉 (長野) 篠田理一 (愛知)
 上原光次郎 (京都) 吉田耕一 (新潟)
 岩崎民平 (山口) 泊淑人 (兵庫)
 下山忠夫 (神奈川) 平岩宜順 (愛知)

大正二年三月第十四回卒業生

(二十一人)

(成績順)

松村時次 (東京) ×坂元盈 (宮城)
 ×下村忠兵 (岡山) 鈴木文四郎 (千葉)
 西山存次郎 (神奈川) 田部克巳 (島根)
 淺山正路 (青森) 大久保貞吉 (長野)

大正三年三月第十五回卒業生

(二十二)

(成績順)

河部榮吉 (新潟) 松見鹿藏 (和歌山)
 鈴木一雄 (兵庫) 大原武夫 (京都)
 松下 康 (山梨) ×福波邦男 (鳥取)
 鈴木丑松 (千葉) 佐藤吉内 (山形)
 ×田中慎之助 (東京) 杉下慶治 (長野)
 木村喜逸 (埼玉) 松江輝二 (徳島)

大正四年三月第十六回卒業生

(二十四)

(成績順)

古瀬瓦則 (長野) 山田武夫 (東京)
 ×津田振二 (長野) 山縣辰藏 (東京)
 樋口茂正 (東京) 五來要人 (茨城)
 ×鹽野純吉 (三重) 星野辰雄 (群馬)

羽田三吉 (石川) 平野三郎 (島根) 佐藤三 (宮崎)
 谷活 (大分) 松本守保 (神奈川) 尾上四郎 (東京)

大正五年三月第十七回卒業生

(十九人) (成績順)

村山功 (山形) 早川勇 (大分) 神取時彌 (新潟) 岩橋善次 (大阪)
 荒木忠次郎 (熊本) 川合友次郎 (静岡) 小田豊穂 (新潟) 京坂藏之助 (茨城)
 菊山完 (三重) 加藤精吉 (山梨) 祥瑞專一 (徳島) 中村光太郎 (東京)
 安藤市太郎 (神奈川) 吉田増治 (宮崎) 田中康徳 (東京) 二見光一 (神奈川)
 高橋五郎 (香川) 金子豊治 (東京) 久留重藏 (東京)

大正六年三月第十八回卒業生

(二十一人) (成績順)

白井同風 (長野) ×松本安一 (徳島) 田口要太郎 (群馬) 高山秀一 (東京)
 眞野英三郎 (兵庫) 藤原千尋 (大分) 大野猛 (静岡) ×友近登一 (愛媛)
 ×近藤儀三郎 (福岡) 平光順一 (岐阜) 内山源一 (三重) 菊地省吾 (富山)
 宮本清 (長野) 木村誠一 (福井) 林藏一 (東京)
 下地好昌 (埼玉) 兒玉省 (愛媛) 長谷川雄三 (廣島)
 徳岡英太郎 (鳥取) 加賀美喜男 (山梨) 青木龍二 (和歌山)

大正七年三月第十九回卒業生

(二十六人) (成績順)

宮島染江 (長野) 笠谷雄三 (北海道) 宮越正次 (新潟) 大政正治 (愛媛)
 吉澤英一 (兵庫) 多賀秀敏 (大阪) 早川權治 (千葉) 加藤達直 (香川)
 ×平田三郎 (埼玉) 鶴飼恭一 (和歌山) 宇田川惣助 (東京) ×金久正儀 (徳島)
 田中徳吉 (和歌山) 坪倉進 (京都) 室橋春爾 (石川) 黒澤清 (福島)
 高橋政義 (新潟) 荒井銀次郎 (東京) 飯塚美之吉 (東京) 白井洋爾 (長野)
 菊川正勝 (三重) 栗原重吉 (埼玉) 岩澤忠二 (千葉) 松本常太郎 (岡山)

大正八年三月第二十回卒業生

(二十七人) (成績順)

松尾福雄 (兵庫) 長尾操 (高知) 藤本夏 (山梨) 能勢冲氣 (高知)
 ×奥山芳夫 (山形) 宮村一之 (石川) 佐藤信助 (宮城) 大橋茂登治 (静岡)
 ×新貝進 (大分) 江戸征一 (群馬) 小林幹 (長野) 首藤茂 (愛媛)
 高野憲二 (神奈川) 加藤正男 (東京) 中村謙 (東京) 初田敏藏 (鳥取)
 新貝八州男 (三重) 橋本修 (愛媛) 岩淵英雄 (福島) ×内藤民松 (岡山)
 谷舞清太郎 (大阪) 兒玉兵一 (長野) 戸川正雄 (神奈川) ×櫻井光之丞 (群馬)
 齋藤喜重 (神奈川) 江守久三郎 (富山) 中平卓 (愛媛)

英語部 (大正八年九月改稱)

大正九年三月第二十一回卒業生

(二十九人)

(ABC順)

坂東 省 (愛知)	慶谷 俊雄 (三重)	中村 清司 (大阪)	木 本 元 (愛知)
藤村 久雄 (廣島)	木村 信吉 (兵庫)	小花 飯三 (静岡)	高橋 重人 (長野)
×萩原 郁雄 (愛知)	河野 徳亮 (東京)	越 智 龍 (愛媛)	寺島 繁男 (長野)
林 達 心 (三重)	×町田 芳一 (山口)	岡本 茂樹 (兵庫)	津村 和夫 (福岡)
兵衛 健之助 (愛媛)	眞玉 橋朝英 (沖繩)	酒井 善左衛門 (福岡)	宇野 一 郎 (福井)
飯 島 寛 (茨城)	清 藤 一 郎 (東京)	島 坂 欣 一 (福島)	
石川 正一 (栃木)	宮 川 汎 (長野)	下山 敏 男 (神奈川)	
加藤 高壽男 (愛知)	宮田 政之助 (東京)	野間 健 雄 (東京)	

×布施 政信 (東京)	黒 田 實 (福井)	澤田 誠明 (神奈川)	渡邊 義雄 (東京)
片岡 春太郎 (愛知)	三 奈 木 邦 造 (山口)	所 斐 (長野)	柳本 誠一 (徳島)
×加藤 伸雄 (三重)	×内藤 健太郎 (東京)	友 成 友 次 (熊本)	
川口 寅治 (長野)	×野口 千代吉 (東京)	戸 島 俊 三 (秋田)	
木村 長 豊 (神奈川)	野 原 三 郎 (北海道)	塚田 嘉太郎 (長野)	

大正十年三月第二十二回文科卒業生 (十七人) (ABC順)

大正十一年三月第二十三回文科卒業生

(十四名)

(ABC順)

阿賀 壽三郎 (岡山)	支倉 秀夫 (宮城)	日下部 盛一 (岐阜)	照井 廣治 (岩手)
青木 七 郎 (宮崎)	平井 雅三 (兵庫)	三 谷 義 男 (廣島)	×東 原 忠 (福島)
園田 春三 (福井)	平岡 力之助 (千葉)	森本 喜次郎 (和歌山)	津 村 滋 (廣島)
出川 健一 郎 (鳥取)	廣瀬 一 雄 (岐阜)	森田 吉 秀 (東京)	渡邊 卯三郎 (愛知)
×江口 貞夫 (愛知)	石 川 實 (岐阜)	中 村 康 (静岡)	×渡邊 善四郎 (千葉)
原 文 美 (長野)	菊田 貞吉 (宮城)	澤 邊 新 (東京)	山田 禮三郎 (東京)
原田 信行 (東京)	北川 鶴之助 (長野)	高 仲 善 治 (茨城)	
長谷川 義夫 (埼玉)	小出 繁夫 (長崎)	田 澤 文 平 (東京)	

安積 昭夫 (兵庫)	古賀 米吉 (愛知)	×野水 慎三郎 (新潟)	×高木 茂夫 (山口)
×本田 金兵衛 (愛知)	黒澤 浩太郎 (秋田)	櫻井 義彦 (山口)	山田 正形 (徳島)
×石橋 乾 郎 (東京)	×美 甘 藤 夫 (岡山)	眞田 外茂雄 (富山)	
片山 雄一 (岡山)	村井 英雄 (新潟)	島 田 謹 二 (茨城)	

大正十一年三月第二十三回貿易科卒業生 (十三名) (ABC順)

×杉浦政次 (静岡) 宇田川岩次郎 (東京) 瀧本満壽美 (廣島)
高野常雄 (東京) 山本保信 (兵庫)

大正十二年三月第二十四回文科卒業者 (十三名)

(ABC順)

荒牧鐵雄 (福岡) ×石井友義 (神奈川) 大槻弘一 (茨城)
若林日出雄 (千葉) ×伊東祐迪 (鹿兒島) 田中 豐 (廣島)
市古廣治 (東京) 片口泰二郎 (富山) ×立山忠明 (熊本)
池田 暉 (東京) 三科重嘉 (山梨) ×渡邊康夫 (茨城)

大正十二年三月第二十四回貿易科卒業者 (十二名)

(ABC順)

深澤長太郎 (東京) 池田源太 (大分) 溝口光一 (愛知)
福田信一 (東京) 金井明和 (新潟) 西本秀造 (鳥取)
中澤儀一郎 (岩手) ×三浦 孝 (東京) 柴田信次 (兵庫)
赤井定一 (和歌山) 岩崎 等 (熊本) 丸山準治 (富山)
荒井富矢 (東京) 角野喜六 (福井) 三和一夫 (滋賀)
後藤 里 (東京) 國力春雄 (大阪) ×室住壽夫 (徳島)
堀江 孝 (静岡) 倉田唯得 (廣島) ×中尾敬三 (和歌山)

大正十三年三月第二十五回文科卒業者 (二十一名)

(ABC順)

小川和男 (東京)
岡田 弘 (奈良)
大浦 英 (石川)
佐分利 健 (東京)

佐野一郎 (三重) 田宮義藏 (東京) ×脇 正一 (香川)
佐藤政雄 (大阪) 田野 功 (千葉)

大正十三年三月第二十五回貿易科卒業者 (二十五名)

(ABC順)

淺沼定一 (東京) 今井 斌 (長野) 中谷春司 (廣島) 田林政吉 (山形)
馬場達次 (東京) 稻葉規衛 (静岡) 根本丈夫 (千葉) 竹井米吉 (東京)
×東浦奈良一 (奈良) 木下俊一 (静岡) 根村當武 (東京) 田中章夫 (兵庫)
本多七郎 (長野) 久木田重郷 (鹿兒島) 二宮 力 (山梨) 谷口 清 (東京)
堀 大司 (東京) ×黒須新多 (栃木) 大橋雅二 (千葉)
細木宗一 (東京) 藤田榮一 (岡山) 佐野 正 (福岡)
池田哲郎 (宮城) 永田龍雄 (新潟) ×篠崎元一 (埼玉)

選科修了者 (二人)

田中銳三 (兵庫)

大正十四年三月第二十六回文科卒業者 (十三名)

(ABC順)

阿部狂介 (山口) 海老原 幸太郎 (茨城) 名和壽雄 (東京) 龍ノ口直太郎 (東京)
天野一夫 (兵庫) 北村三郎 (京都) 田中福次 (兵庫) ×利 光 倫 (大分)
×荒谷信男 (廣島) 中村敏夫 (岡山) 館野 實 (東京) 上野嘉重郎 (栃木)

安井久雄 (福岡)

大正十四年三月第二十六回貿易科卒業者

(十四名)

(ABC順)

- 深澤輝義 (東京) 石堂保 (山梨) 小池長人 (長野)
- 平塚博 (東京) 河島柏夫 (石川) 齊藤經男 (千葉)
- 今川千秋 (京都) *岸本好憲 (神奈川) *大橋靜夫 (静岡)
- 今村利作 (福岡) 小林康雄 (東京) 城座良宗 (東京)

- 田邊慶治 (新潟)
- 吉田光義 (東京)

大正十五年三月第二十七回文科卒業者

(十二名)

(ABC順)

- 彌見宗男 (静岡) 川口了二 (兵庫) 岡本一雄 (鳥取)
- 泉重敏 (福島) 中村通三 (栃木) 菊長俊郎 (沖繩)
- 金子義一 (静岡) 中村實 (千葉) 酒井英雄 (高知)

- 佐藤壽雄 (茨城)
- 田中虎助 (千葉)
- 漆山終吉 (山形)

大正十五年第二十七回貿易科卒業者

(十名)

(ABC順)

- *比江島千晴 (宮崎) 木村市三 (廣島) 高木一男 (東京)
- 笈太郎 (東京) 黒岩正身 (宮崎) 田村達雄 (東京)
- *菊地銳次 (茨城) 大畑健夫 (岩手) 上本佐一 (山口)

- 柳沼重敏 (東京)

昭和二年三月第二十八回文科卒業者

(二十五名)

(ABC順)

- 秋山平吾 (東京) 小稻義男 (大分) *佐々木茂 (秋田)
- 安藤安壽夫 (群馬) *増田敏光 (埼玉) 澤崎九二三 (福井)
- 傳田篤信 (長野) 森田宣道 (東京) 杉谷繁 (宮崎)
- 深川潔水 (福岡) 守屋彌郎 (京都) 東島時藏 (佐賀)
- 平野巖 (東京) *西川五郎 (東京) 辻赴夫 (福井)
- 伊藤民三 (東京) 小栗敬三 (東京) 塚口馨二 (大阪)
- 川村淳治 (三重) 齋藤好道 (茨城) 浦野謙一郎 (福岡)

- *谷口操 (茨城)
- 米澤凱一 (東京)
- 吉野茂 (千葉)
- 吉澤治作 (埼玉)

昭和二年三月第二十八回貿易科卒業者

(二十八名)

(ABC順)

- 足立勝次 (東京) 陣内豊樹 (長崎) 黒田義弘 (富山)
- 有賀洋吉 (長野) 皆藤幸藏 (東京) 増田竹重 (静岡)
- 藤岡松壽 (岩手) 加來政男 (大分) 中島敏男 (埼玉)
- 濱島高幹 (京都) 河邊昌雄 (東京) 中村元節 (福岡)
- 平岡五郎 (東京) 川邊長和 (神奈川) *中尾節三 (兵庫)
- 本田喜六 (福島) 河原長一 (廣島) 澤崎堅造 (福井)
- 井上憲一 (岡山) 近藤保 (愛媛) 平正夫 (埼玉)

- 高瀬安彦 (東京)
- 手島次生 (大分)
- *渡川廣 (徳島)
- 戸村英行 (千葉)
- 土屋真徳 (長野)
- 白田辰丸 (群馬)
- 山田和男 (静岡)

昭和三年三月第二十九回文科卒業者

(十四名)

(ABC順)